

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成26年3月3日（月）

社会・援護局 福祉基盤課

目 次

○重点事項

1	社会福祉法人制度について	
(1)	社会福祉法人制度の見直し検討について	1
(2)	社会福祉法人運営の透明性の確保について	3
(3)	社会福祉法人関連予算について	5
(4)	社会福祉法人の認可等に係る権限移譲について	5
(5)	税額控除制度の周知について	6
2	福祉・介護人材確保対策について	
(1)	福祉・介護人材確保の現状と課題	7
(2)	福祉・介護人材確保対策の促進	7
(3)	社会福祉士及び介護福祉士法の改正等について	13
(4)	介護福祉士養成施設等の指定監督等にかかる権限移譲について	14
(5)	喀痰吸引等制度の円滑な実施について	15
(6)	福利厚生センターによる福利厚生事業	16
(7)	日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成	16
(8)	社会福祉事業従事者に対する研修等	18
3	経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて	
(1)	現状	20
(2)	平成26年度の受入れ	21
(3)	候補者に対する学習支援策（平成26年度予算案）	21
(4)	ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて	22
4	社会福祉施設の防災対策について	
(1)	社会福祉施設等の耐震化等整備の推進について	23
(2)	社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について	25
(3)	災害福祉広域支援ネットワークについて	25
(4)	被災地における共生型福祉施設の設置について	27
(5)	社会福祉施設における業務の継続について	27
5	社会福祉施設の運営等について	
(1)	福祉サービス第三者評価推進事業について	30
(2)	苦情解決事業について	32
(3)	社会福祉法人新会計基準について	32
(4)	感染症の予防対策について	33
(5)	社会福祉施設等におけるアスベスト対策について	35
(6)	社会福祉施設等の木材利用の推進について	35
6	独立行政法人福祉医療機構について	
(1)	福祉貸付事業について	36
(2)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	37

○参考資料

1	社会福祉法人の見直し検討について	41
2	第25回規制改革会議資料（「介護・保育事業等における経営管理の強化と イコールフットィング確立に関する論点整理」に対する考え方）	47
3	社会福祉法人の財務諸表の公開状況	53
4	福祉・介護人材確保緊急支援事業	57
5	都道府県福祉人材センターによる取組	58
6	緊急雇用創出事業の拡充等について	63
7	地域づくり事業の概要	67
8	介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充	70
9	被災3県の求人・求職動向	73
10	被災三県の福祉人材センターにおける取組（福祉施設等への採用実績）	74
11	被災地における福祉・介護人材確保事業	75
12	都道府県福祉人材センター事業実施状況	76
13	都道府県福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況	90
14	介護福祉士の資格取得方法の見直しの施行延期等について	91
15	福利厚生センター関係資料	93
16	日本社会事業大学関係資料	98
17	中央福祉学院 平成26年度社会福祉研修実施計画	100
18	国立保健医療科学院において実施する研修（平成26年度）	102
19	EPA候補者の介護福祉士国家試験の受験について	103
20	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の26年度の姿	104
21	南海トラフ地震特別措置法を踏まえた社会福祉施設の 移転整備に対する支援措置	105
22	第三者評価の受審件数	106
23	新会計基準への移行が未定な法人の状況（平成25年3月末現在）	107
24	民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	108

重点事項

1 社会福祉法人制度について

(1) 社会福祉法人制度の見直し検討について

ア 社会福祉法人の在り方等に関する検討会の設置について

平成 12 年の社会福祉基礎構造改革以降、10 年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化など、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化している。

また、先般の臨時国会においては、生活困窮者自立支援法が成立し、生活保護受給者にかかわらず、その手前の段階にある生活困窮者に対する支援事業の創設など、新たな福祉ニーズへの対応を行っていくこととしており、社会福祉法人には、こうした新たな福祉ニーズに積極的に取り組んでいくことが期待されている。

一方、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、「規制改革実施計画」（同日閣議決定）及び「社会保障制度改革国民会議報告書」（同年 8 月 6 日公表）においては、非課税扱いにふさわしい地域貢献や運営の透明性を確保すること等についての提言もなされたところである。

このため、厚生労働省においては、昨年 9 月に外部有識者等で構成する「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を立ち上げたところであり、本年 5 月を目途に論点整理を行うこととしている。その後、社会保障審議会福祉部会において議論を行った上で、必要な制度見直しを行う予定としている。

イ 検討会におけるこれまでの議論について

検討会においては、以下のとおり、社会福祉法人が地域から期待される更なる取組、社会福祉法人のガバナンス、大規模化・協働化等について議論を行ってきたところである。

開催日	議題
第 1 回 (9 月 27 日)	今後の社会福祉法人の在り方について (フリーディスカッション)
第 2 回 (10 月 28 日)	社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について

第3回(11月18日)	社会福祉法人のガバナンスについて（法人組織の在り方、透明性の確保について）
第4回(12月16日)	社会福祉法人の大規模化・協働化等について
第5回(1月20日)	社会福祉法人の適正な運営の確保について
第6回(2月20日)	・イコールフッティングについて ・福祉人材の確保について

各回における委員からの主な意見（参考資料1）としては、「地方公共団体の中では、社会福祉事業のみ実施すれば良いという考えがある」、「社会福祉法人の利益は、積極的に地域に還元すべき」、「役員等の損害賠償責任など明確にすべき」、「一定規模以上の法人は専門家による外部監査の導入が必要」、「法人規模が拡大することにより、牽制機能が働く」等の意見がなされたところであり、これらの意見を踏まえ、論点整理を行っていくこととしている。

厚生労働省としては、検討会を通じて、社会福祉法人が自らの意思により、制度の狭間にある者に対する支援や社会的な必要性が高いものの参入主体が少ない事業など、地域に発生している福祉ニーズに適応し積極的に対応する方策等について検討することとしており、各都道府県等におかれても、本検討会での経過を十分に注視いただくとともに、所管法人に対する適切な助言・指導等をお願いしたい。

なお、これまでの検討会における詳細な検討経過（資料及び議事録）については、以下を参照願いたい。

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html>

ウ 規制改革会議での議論について

規制改革会議においては、最優先案件の1つとして、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティングの確立」が挙げられ、委員の意見、厚生労働省や事業者団体からのヒアリング等を踏まえて、昨年12月に「事業者のガバナンス」及び「経営主体間のイコールフッティングの確立」の2つの観点から論点整理が行われたところである。厚生労働省としては、本年2月に論点整理に対する見解を本会議に示したところである（参考資料2）。

本会議では、引き続き、議論を行うこととされており、各都道府県等におかれては、検討会の状況と併せて本会議の議論の動向も注視いただきたい。

○内閣府（規制改革会議）ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/meeting.html>

（２）社会福祉法人運営の透明性の確保について

ア 平成 24 年度の財務諸表の公表状況について

社会福祉法人運営の透明性の確保に関しては、これまでも、福祉サービスの利用を希望する者や利害関係人に対して、財務諸表等を公開することとしてきたところであるが、昨年 5 月の規制改革会議においては、社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開するよう、見解が示されたところである。

これを踏まえ、厚生労働省としては、昨年 5 月に各都道府県等の所轄庁に対して、所管する社会福祉法人が平成 24 年度の財務諸表をホームページ等で公表するよう指導を行うとともに、所轄庁のホームページにおいても、所管する社会福祉法人の財務諸表を公表するよう要請したところである（「社会福祉法人の運営に関する情報開示について（平成 25 年 5 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知）」）。

しかしながら、当該通知を踏まえた社会福祉法人及び所轄庁の取組状況をみると、全国約 1 万 9 千法人のうち、約 4 割の法人がホームページが存在するにもかかわらず、財務諸表を公表していないこと、また所轄庁においてもホームページでの公表が約 1 割にとどまるという結果（参考資料 3）となっており、厚生労働省としてもこのことを重大に受け止め、平成 25 年度以降の財務諸表については、（２）イのとおり公表を義務化することとしたものである。各都道府県等におかれては、現在の公表状況も踏まえつつ、公表に向け社会福祉法人への強力な指導をお願いしたい。

イ 平成 25 年度以降の財務諸表の公表の義務化について

前述の規制改革実施計画においては、平成 24 年度の財務諸表の公表状況の調査のほかに、全ての社会福祉法人が平成 25 年度以降の財務諸表の公表を行い、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、平成 25 年中に結論を得て、

平成 26 年度当初から措置することとされていた。

社会福祉法人は、公益性の高い法人であり社会的な責任が大きいことを鑑みれば、国民に対して経営状態を積極的に公表し透明性を確保することにより、国民から法人に対する理解を得る努力を行うことは法人の責務であることから、昨年 11 月に開催された第 3 回検討会において議論を行った上で、平成 25 年度以降の財務諸表について、インターネット上での公表の実施について義務化することを決定したところである。各都道府県等におかれては、趣旨をご理解いただき、所管する法人の財務諸表の公表に向けて、強力な指導をお願いしたい。

その一方で、ホームページが存在しない法人や未公表の法人も想定されることから、当該法人の財務諸表を所轄庁のホームページで公表することにより対応することとしている。各都道府県等の所轄庁におかれては、この点についてもご協力をお願いしたい。

ウ 社会福祉法人審査基準等の改正について

これまで、社会福祉法第 59 条に基づき所轄庁に現況報告書を提出することとしているが、今般、①法人の財務諸表の電子データ化による公表の実施、②所轄庁のホームページで財務諸表を公表する際の利便性の向上、③法人の運営及び財務状況の集計・分析が可能となるよう、来年度より現況報告書及び付属書類である財務諸表について、電子データで提出を求めることとしている。

また、(1)ウのとおり、規制改革会議の論点整理において、社会福祉法人の財務諸表の公表に当たって、標準的な様式を提示することにより補助金の収入状況等を明確にすることとされており、厚生労働省としても、国民に対して経営の透明性を示すことが必要と考えることから、財務諸表の公表に当たっての標準的な様式を作成することとしている。

こうした取組の実施に当たり、「社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知）」別紙 1 社会福祉法人審査基準及び別記第 1 様式第 5 社会福祉法人現況報告書様式例等の改正に向け調整中であり、今後、パブリックコメントなどの手続を経た上で速やかに改正通知を発出することとしている。なお、改正案につい

ては、別途各都道府県等あてに情報提供させていただく予定としていることから、ご了承ください。

(3) 社会福祉法人関連予算について

ア 社会福祉法人の運営及び財務状況の把握について

社会福祉法人制度の見直しに当たっては、全国に約2万存在する社会福祉法人の運営及び財務状況の現状把握・分析が必要不可欠である。しかしながら、現在、社会福祉施設に特化したデータは存在するものの、厚生労働省として法人を単位とした運営基盤に関するデータを把握できていない状況にある。

このため、平成26年度予算案においては、見直し検討のための基礎データとして使用するため、全国の社会福祉法人を対象として、法人運営や財務状況等について、専門的知見を活用しながら集計・分析を行うために必要な委託費を計上したところである。集計・分析の実施に当たっては、所管する社会福祉法人の財務諸表のデータの提供などについて、各都道府県等の御協力をお願いしたい。

イ 福祉医療機構による社会福祉法人に対する経営支援について

独立行政法人福祉医療機構においては、社会福祉法人が地域の中でその役割を果たし、安定した経営が行われるよう、福祉貸付事業を通じて得たデータを活用した経営支援事業の実施など、これまでも社会福祉法人の経営支援に取り組んできたところである。

平成26年度予算案においては、社会福祉法人に対する期待や「日本再興戦略」において、法人規模拡大の推進等、経営を高度化するための仕組みの構築等を実施するよう求められていること等を踏まえ、合併等による経営規模の拡大や経営不振状態の法人の経営安定化を支援するため、福祉貸付事業において、下記の融資を新たに行うとともに、積極的な経営支援に取り組むこととしている。

- ・法人間の合併等経営規模拡大に必要な経営資金融資の実施
- ・経営不振状態の法人に対し、経営支援と併せて行う経営資金融資の実施

(4) 社会福祉法人の認可等に係る権限移譲について

政府においては、個性を活かし自立した地方をつくるために地方分権改革を推進し

ており、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、
「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成
25 年 9 月 13 日地方分権改革推進本部決定）、「大都市制度の改革及び基礎自治体の
行政サービス提供体制に関する答申」（平成 25 年 6 月 25 日地方制度調査会答申）を
踏まえた「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20
日閣議決定）において、社会福祉法人の認可等に関する権限について、

- ・ 2 以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限が地方厚生局か
ら都道府県に移譲
- ・ 主たる事務所が指定都市の区域内にあり、従たる事務所が都道府県の区域内にあ
る法人に関する認可等の権限が都道府県から指定都市に移譲

することとされたところであり、今国会に提出される予定の関係法律の整備に関する
法律案とは別に、今後、必要な法整備を行う予定としているので、ご了知願いたい。

(5) 税額控除制度の周知について

平成 23 年 6 月の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正により、個人が一
定の要件を満たした社会福祉法人、特定非営利活動法人等へ寄附金を支出した場合、
寄附者が所得控除制度か税額控除制度かのいずれかを選択することができるようにな
っている。

税額控除制度は、個人による小口寄附を促進する効果があるものであり、新たな寄
附者が増えることなどが期待されており、この制度利用のためには、社会福祉法人が
申請し、一定の要件を満たしていることの所轄庁からの証明を受けることが必要とな
っている。

社会福祉法人については、他法人と比較して税額控除制度の利用状況が低調である
ことから、各都道府県等におかれては、所管法人に対して制度活用を積極的に周知い
ただくようお願いしたい。また、ホームページ等を活用し、住民等への広報について
も併せてお願いしたい。

2 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて有効求人倍率が急上昇し、その後はリーマンショックの影響等により低下した。しかし、平成 22 年夏以降、再上昇傾向にあり、介護人材の不足感が再び高まってきている。

平成 18 年度	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 25 年 12 月
1.74 倍	2.20 倍	1.38 倍	2.26 倍

そのような中、平成 24 年度の介護職員は約 149 万人と推計されているが、団塊の世代がすべて 75 歳以上になる平成 37 年には約 237～249 万人の介護職員が必要と推計されており、現在の 149 万人から毎年 6.8～7.7 万人の人材を確保していく必要がある。

こうした介護人材を持続的に確保していくためには、①福祉人材センターやハローワークによるきめ細かいマッチングの強化、介護のイメージアップ等による「参入促進」、②キャリアパスの確立や事業主のキャリアアップ支援による「資質の向上」、③介護職員の処遇改善や労働条件などの「環境改善」、などを一体的に行っていくことが重要である。

(2) 福祉・介護人材確保対策の促進

ア 福祉・介護人材確保緊急支援事業の延長と積増しによる取組の推進

福祉・介護人材確保対策については、平成 24 年度予備費を活用し、「福祉・介護人材確保緊急支援事業」を創設し、全国の介護等人材の確保を支援してきているところである。

しかしながら、介護分野の有効求人倍率は産業計と比較して依然として高い傾向となっていることや、前述のとおり、平成 37 年には約 237～249 万人の介護職員が必要となる見込みであることから、引き続き、福祉・介護人材確保対策を実施する必要がある。

この「福祉・介護人材確保緊急支援事業」については、緊急雇用創出事業臨時特

例交付金に基づく基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）として各都道府県において実施されているところであるが、平成 26 年度についても事業実施が可能となるよう、平成 25 年度補正予算において当該基金事業の実施期間の延長と所要額の積増しを計上したところである。（詳細は、参考資料 4 を参照）

この事業は、地域の実情に応じて取組を進めるため、柔軟な運用を図っているところであり、各都道府県におかれては、当該基金を積極的に活用し福祉人材センター等の関係団体と連携を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取組をお願いしたい。

特に、当該基金の活用に当たり、介護業界のイメージアップや学童期からの介護についての理解促進、介護職員の専門性に対する社会的認知度のアップや社会的評価の向上の促進、多様な人材が就労できるような裾野を広げる取組などを進めていくとともに、事業者の意識改革や自主的取組の支援、法人の枠を超えた人材確保・人事交流、研修の実施の推進なども人材確保を進めていくうえで重要になると考えている。

さらに、平成 25 年 9 月 4 日開催の社会保障審議会介護保険部会でもご紹介したように、京都府、広島県、埼玉県、静岡県、高知県では、地域での関係者との共同体制を構築し、積極的な取組を進め、その効果が出つつある。これらの事例の成果も参考にしつつ、多くの地域で、事業者団体等との緊密な連携の下、創意工夫を凝らした主体的な取組をお願いしたい。（詳細は、参考資料 5 を参照）

【福祉・介護人材確保緊急支援事業における事業メニュー例】

1. 福祉・介護人材の参入促進
2. 潜在的有資格者等の再就業促進
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化
4. 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保 等

また、平成 25 年度補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例基金を積増し、「地域人づくり事業」の創設が盛り込まれ、職業安定局より各都道府県地域雇用対策担当部（局）長あてに当該事業の実施にかかる通知がされている。

この「地域人づくり事業」については、雇用拡大プロセス（失業者（無業者）の就職に向けた支援）、処遇改善プロセス（在職者に対する処遇改善に向けた支援）

を事業内容としており、介護の分野においても、介護事業所や事業者団体等において、雇用拡大のための実習受入、雇用管理改善のための研修、正社員化に向けたコンサルティングなどに活用できるものであることから、緊急雇用創出基金担当部局と連携し、当該基金を積極的に活用されたい。（詳細は、参考資料 6、7 を参照）

イ 都道府県における介護人材の需給推計等の実施

(ア) 介護人材の需給推計を行う理由

中長期的な介護人材の確保には、必要となる介護人材の需給推計を行うことが重要であり、各都道府県が地域の実情に応じた具体的な施策を講じるには、都道府県単位の推計が必要不可欠である。特に、介護人材確保対策に取り組んでいくうえで、その前提となる介護人材の今後の需要と供給の推計を行い、需給ギャップを認識することはもとより、そのギャップを埋めていくことを目標として、更なる取組を進めていくことが重要となる。また、都道府県は、平成 26 年度に第 6 期介護保険事業支援計画（平成 27 年度～29 年度）を策定することから、この時期に合わせて介護サービスの見込み量だけでなく、介護人材の需給推計を併せて行い、介護人材確保対策を講じる必要性が極めて高い。

このため、都道府県別に介護人材の需要及び供給を予測するための「介護人材需給推計ワークシート」を、民間のシンクタンクの協力も得て作成しているところであり、本年 4 月以降にワークシートを各都道府県に提供し、介護人材需給推計の実施をお願いする予定である。

(イ) 具体的な推計の内容

このワークシートでの需給推計対象年は 2017 年（平成 29 年）、2020 年（平成 32 年）、2025 年（平成 37 年）とすることとしている。作業の大まかなスケジュールとしては、国において平成 26 年秋を目途に、介護人材需給推計の中間結果を集約する予定であるため、各都道府県におかれては、当該ワークシートの配布後、管内市町村の第 6 期介護保険事業計画でのサービス見込量を踏まえた需給推計を行い、その結果を提出いただきたい。その後、平成 27 年 3 月以降には、介護人材需給推計の最終結果を集約する予定であり、各都道府県から最終的な需給推計を提出いただきたいと考えているため、ご協力をお願いしたい。

各都道府県におかれては、把握した介護人材の需給状況も踏まえつつ、介護保険関係部局や雇用政策関係部局、関係団体、学校関係者等とも連携の上、管内における労働者の就業状況や、新卒者の福祉・介護分野への就職状況の把握などに配慮するとともに、介護サービスの提供に当たって必要となる従事者の確保に向けた取組を進めていただくようお願いしたい。

(ウ) 関連する指針や計画について

介護人材の確保についての取組に当たっては、「福祉人材確保指針」、介護保険事業支援計画の基となる国の基本指針、「介護雇用管理改善等計画」が密接に連携していくことが重要であり、国においてはこの点に留意して関係部局と連携しながら必要な見直しを進めていくことを検討している。

なお、「福祉人材確保指針」については、介護保険事業支援計画に関する国の基本指針案が6月下旬～7月頃に示される予定であるので、その対応に合わせて当該指針の見直しを進めていきたいと考えているので、ご了解願いたい。

ウ 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成24年度予備費において、引き続き本事業の実施に必要な貸付原資を確保するとともに、生活保護受給世帯の者が高等学校卒業後などに介護福祉士養成施設等に就学する場合に、通常の貸付内容（就学費用、入学準備金、就職準備金）に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せして貸与することとする貸付内容の拡充（生活費加算）を行ったところである。

各都道府県におかれては、引き続き、修学資金事業所管課と生活保護所管課が連携して本事業を活用することにより、家庭の経済状況等により進学に悩む子どもに対する支援が図られるよう取組をお願いしたい。

また、生活費加算の加算額は、生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額を準用しているところであるが、平成25年8月の生活扶助基準の見直しに伴う他制度の影響については、できる限りその影響が及ばないよう、政府全体として対応していくことから、生活費加算の加算額について、所要の見直しを行う予定であるので、

ご了知いただきたい。（詳細は、参考資料 8 を参照）

エ 被災地における福祉・介護人材の確保

平成 23 年 3 月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び福島県においては、有効求人倍率が平成 23 年 6 月以降上昇し、平成 25 年についても全国計と比較して高い傾向となっている。（詳細は、参考資料 9 を参照）

被災した高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、また、介護施設等が良質なサービスを提供できるようにするためには、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災 3 県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。（詳細は、参考資料 10 を参照）

各都道府県におかれては、管内の福祉人材センター等に対し、「福祉人材情報システム」（福祉のお仕事）の情報を活用するなどにより、窓口に来られる求職者に対し被災地の求人情報を積極的に提供するよう、依頼願いたい。

また、原発事故による放射線被害等の影響で避難を余儀なくされ、そのため介護人材も流出し、その確保が特に深刻な状況となっている福島県相双地域等における福祉・介護人材の安定的な確保及び定着促進を図る施策として、平成 26 年度予算案（東日本大震災復興特別会計）において新たに「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し 1.9 億円を計上したところである。

具体的には、福島県相双地域等への就労希望者を対象に、①介護職員初任者研修等の受講料の実費（15 万円を上限）及び②就職準備金として 30 万円を奨学金として貸与し、相双地域等の介護施設における介護業務に 2 年間従事した場合に、貸与した奨学金を免除（就職準備金は 1 年間で免除）するものである。併せて、現地の民間賃貸住宅等の空き情報の把握や情報提供等により、従事する際に必要となる住宅確保を支援することとしている。（詳細は参考資料 11 を参照）

当該事業は、福島県福祉人材センターが実施主体となって、福島県相双地域等の介護施設における就労希望者を全国から募集するものであり、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、福島県及び福島県福祉人材センターの取組にご協力願いたい。

なお、介護人材確保の応急的な措置として、平成 24 年 6 月から「福島県相双地

域等への介護職員等の応援事業」を実施してきているが、同地域においては引き続き介護職員等の人材不足への対策が必要な状況になっているところであり、平成 26 年 1 月 17 日付の事務連絡でお知らせしているとおり、この応援事業を平成 27 年 3 月末まで延長することとしている。引き続き福島県相双地域等の施設に対する介護職員等の応援について、管内市町村、事業者等へ周知していただくなどご協力をお願いしたい。

(参考)

・「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業の期間延長について」(平成 26 年 1 月 17 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課、老健局高齢者支援課事務連絡)

オ 福祉人材センターにおける人材確保対策

(ア) 都道府県福祉人材センターにおける取組

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護人材の就業援助(無料職業紹介事業)や求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図るべく、福祉・介護人材マッチング機能強化等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。(詳細は、参考資料 12 を参照)

前述のとおり、「福祉・介護人材確保緊急支援事業」については、引き続き実施することとしているので、各都道府県におかれては、当該事業の積極的な活用により管内の福祉・介護人材の確保が一層進むよう取組をお願いしたい。

(イ) ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれては、両組織と調整いただき、求人側・求職者側双方の立場に立ったきめ細かな対応による適切なマッチングの実施に向けて、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。(詳細は、参考資料 13 を参照)

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後

の職場定着を図るためには重要であるので、各都道府県におかれては、より一層連携が図られよう、配慮をお願いしたい。

カ 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成 20 年 7 月に、毎年 11 月 11 日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11 月 4 日から 11 月 17 日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

平成 25 年度も、各都道府県等において地域の実情に応じた様々な啓発活動を実施いただいていると認識している。25 年度の各都道府県等の取組については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、参照されたい。

各都道府県におかれては、平成 26 年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

(3) 社会福祉士及び介護福祉士法の改正等について

ア 介護福祉士の資格取得方法の見直し等について

介護福祉士の資格取得方法については、平成 19 年並びに 23 年の改正社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、平成 27 年度（平成 28 年 1 月）の国家試験から、3 年間の実務経験を経て国家試験を受験する者に実務者研修修了を義務づけるとともに、介護福祉士養成施設の卒業生に国家試験の受験を義務づけることとしていたところであるが、当該改正法の施行を平成 28 年 4 月に 1 年間延期する法案を本国会で審議いただいているので、ご了知願いたい。（詳細は、参考資料 14 を参照）

これは、介護人材確保については、介護需要の増加に加え、経済情勢の好転に伴い他業種への人材流出や競合が懸念されるなど、一層厳しさを増しており、現在の社会情勢等に照らし、幅広い方面から介護人材を確保するための方策を講じる必要

があることから、1年間の検討期間を設けることに伴うものである。

また、併せて、平成27年4月1日からの施行となっている介護福祉士が行う介護（士士法第2条第2項）に「喀痰吸引等」を加える規定等について1年延期するとともに、平成27年度の介護福祉士国家試験の出題範囲に「医療的ケアの領域」を加えない予定としたところである。

各都道府県におかれても、この旨ご了解いただくとともに、有効な介護人材確保対策を講じるためご協力をお願いしたい。

イ 介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法について

介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法については、実務経験（見込）証明書（以下「実務経験証明書」）により行うものとされているところである。実務経験証明書は、証明権限を有する代表者（理事長、施設長等）が作成することとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、実務経験証明書を入手することができない事例が発生しているところである。

このような事例については、介護福祉士国家試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターでは、従前より、受験申込者から①施設・事業所の種類、②職種、③従業期間、④業務従事日数が確認できる書類（閉鎖登録簿謄本、給与明細書、雇用契約書、勤務表等）により、実務経験の確認を行っているところである。

このため、

- ① 退職した介護職員から希望があった場合は、在職時の実務経験証明書を交付するなどの配慮をいただきたいこと
 - ② 事業所の廃止等により実務経験証明書を入手できない場合にも、自ら保管していた在職時の給与明細書等により実務経験を証明ができる場合があることを機会をとらえて職員に対して知らしめていただきたいこと
- について、管内社会福祉施設・事業所等に対して、あらためて周知をお願いしたい。

(4) 介護福祉士養成施設等の指定監督等にかかる権限移譲について

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決

定)において、現在、地方厚生局において実施している介護福祉士に係る養成施設の指定等の権限を、都道府県に移譲することとされており、所要の一括法案等を平成26年通常国会に提出することとされているので、ご承知おきいただきたい。

なお、この権限移譲に係る法施行は平成27年4月1日を予定しているが、養成施設指定等業務マニュアルを整備の上お示しするなど、移譲が円滑に行われるよう最大限の配慮をするので、都道府県におかれても移譲に向けた準備を進めていただくようお願いしたい。

(5) 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

平成24年4月より実施されている介護職員等による喀痰吸引等の実施については、引き続き適切かつ安全な体制の中で実施されるよう、喀痰吸引等研修の実施、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録及び管理等について徹底されたい。

特に、喀痰吸引等研修の受講を希望する方や、介護福祉士養成施設において医療的ケア(実地研修を除く)の科目を履修した方等に対する研修機会の確保のため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」のメニュー事業である「都道府県喀痰吸引等研修事業」の活用等により、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう引き続きのご尽力をお願いしたい。

なお、平成25年度における各都道府県の喀痰吸引等研修(第1・2号研修)の実施状況の調査について、各都道府県の協力の下実施させていただいたところであるが、調査結果については、現在集計中であり、今後、厚生労働省のホームページでお示しする予定である。

また、平成25年度において、制度施行後の状況について実態把握を行う観点から実施された下記の調査研究の結果についても、厚生労働省のホームページでお示しする予定であるので、適宜活用されたい。

※ 平成25年度における調査研究等

- 『介護職員等喀痰吸引等制度の安全管理体制等の運用状況に関する調査研究事業』(H25'厚生労働省老人保健健康増進等事業:(株)三菱総合研究所)
- 『介護職員等喀痰吸引等制度の訪問看護における連携方策に関する調査研究

事業』 (H25' 厚生労働省社会福祉推進事業：(社) 全国訪問看護事業協会)

(6) 福利厚生センターによる福利厚生事業

福利厚生センター（ソウェルクラブ）は、福利厚生サービスに関する事業を適切かつ確実に行うことができるものとして、社会福祉法に基づく厚生労働大臣指定を受けている社会福祉法人で、福祉人材確保対策の一環としての福利厚生事業推進の役割を担っている。

現在、1万1千か所を超える社会福祉施設・事業所に勤務する23万人の方々へ、健康支援、余暇支援、生活支援といった分野ごとに、同センターならではの多種多様な福利厚生サービスが提供されている。

また、都道府県事務局（業務委託契約を交わしている県社協等）によって、各地域の実情に即した福利厚生サービスが提供されるとともに、平成24年10月に導入された「ソウェルクラブ“クラブオフ”」事業によって、数多くの優待割引サービスも提供されている。

さらに、同センターは、福祉の事業運営において今や欠かせない存在となっている非常勤職員の福利厚生充実の見地から、当該職員を対象とした掛金5,000円のサービスコースを創設し、平成26年4月から正式契約による運用を開始することとしているので、ご了知を願いたい。

福利厚生の充実は、従事者の心身の健康の保持増進や職場の良好な雰囲気づくりなどに効果をもたらし、定着性の維持・向上、勤労モラルの維持・向上等にも寄与するものといわれている。

今後とも、同センターが積極的に活用され、社会福祉事業従事者の福利厚生の一層の充実が図られるよう、特段のご配慮をお願いしたい。（詳細は、参考資料15を参照）

(7) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 専門職大学院

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成するため、平成 26 年度から、新たに「地方公共団体推薦入学試験」を設置することとしたので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。
(詳細は、参考資料 16 別添パンフレットを参照)

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科 (アドバンスソーシャルワークコース、福祉ビジネスマネジメントコース)

平成 26 年度及び 27 年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。
その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。(TEL:042-496-3000)

平成 26 年度入学試験 (但し、課長会議以降の分のみ掲載)

(1) 地方公共団体推薦入学試験 (新規)

入学試験日		出願期間
V 期	平成 26 年 3 月 23 日 (日)	平成 26 年 3 月 3 日 (月) ~ 3 月 14 日 (金)

(2) 一般、推薦、指定法人推薦入学試験

入学試験日		出願期間
V 期	平成 26 年 3 月 23 日 (日)	平成 26 年 3 月 3 日 (月) ~ 3 月 13 日 (木)

平成 27 年度入学試験

(1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日		出願期間
Ⅲ期	平成 27 年 1 月 25 日 (日)	平成 26 年 12 月 15 日 (月) ~ 1 月 6 日 (火)

Ⅳ期	平成 27 年 3 月 7 日 (土)	平成 27 年 1 月 19 日(月)～ 2 月 18 日(水)
Ⅴ期	平成 27 年 3 月 22 日 (日)	平成 27 年 3 月 2 日(月)～ 3 月 13 日(金)

※平成 27 年 3 月 22 日は、地方公共団体推薦入試のみ実施

(2)一般、推薦、指定法人推薦入学試験

入学試験日		出願期間
Ⅰ期	平成 26 年 10 月 26 日 (日)	平成 26 年 9 月 19 日(金)～10 月 9 日(木)
Ⅱ期	平成 26 年 12 月 7 日 (日)	平成 26 年 11 月 4 日(火)～11 月 20 日(木)
Ⅲ期	平成 27 年 1 月 25 日 (日)	平成 26 年 12 月 15 日(月)～ 1 月 6 日(火)
Ⅳ期	平成 27 年 3 月 7 日 (土)	平成 27 年 1 月 19 日(月)～ 2 月 18 日(水)

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

（詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」を参照願いたい。<http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>）

(8) 社会福祉事業従事者に対する研修等

平成 26 年度において、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修及び通信教育課程を「全国社会福祉協議会中央福祉学院」及び「国立保健医療科学院」において実施することとしている。

ア 全国社会福祉協議会中央福祉学院

全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）においては、社会福祉主事及び社会福祉施設長等の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者等を対象とする研修を実施する予定であるため、各都道府県におかれては、管内の市町村及び関係団体への周知をお願いしたい。（詳細は、参考資料 17 を参照）

イ 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行う予定であるため、各都道府県におかれては、職員の受講について検討するとともに、管内の市町村への周知をお願いしたい。（詳細は、参考資料 18 を参照）

3 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（E P A）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

インドネシア人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指す就労コースが設けられている。

	受け入れた候補者数
平成20年度	104名
平成21年度	189名
平成22年度	77名
平成23年度	58名
平成24年度	72名
平成25年度	108名

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、上記の就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

	受け入れた候補者数	
	就労コース	就学コース
平成21年度	190名	27名
平成22年度	72名	10名
平成23年度	61名	募集なし
平成24年度	73名	募集なし
平成25年度	87名	募集なし

(2) 平成 26 年度の受入れ

平成 26 年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で 300 人の候補者を受け入れることとしており、受入調整機関である（公社）国際厚生事業団において、日本側の受入れ施設の募集、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入れ施設と候補者とのマッチングを行ったところである。今後は、母国での日本語研修を経て、平成 26 年 6 月頃、入国手続を行い、その後、訪日後日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する学習支援策（平成 26 年度予算案）

EPA 介護福祉士候補者が初めて国家試験を受験した平成 23 年度には 36 名（インドネシア 35 名、フィリピン 1 名）が、平成 24 年度には 128 名（インドネシア 86 名、フィリピン 42 名）が合格した。

また、平成 25 年度は、インドネシア人介護福祉士候補者 107 名、フィリピン人介護福祉士候補者 108 名が国家試験（平成 26 年 1 月 26 日実施）を受験した。（詳細は、参考資料 19 を参照）

社会・援護局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、様々な支援を行っているところである。

また、平成 26 年度予算案においては、外国人看護師・介護福祉士受入支援事業において、平成 26 年度より新たにベトナムからの候補者受入れのための経費を確保したところである。その他介護福祉士候補者の学習支援にかかる事業の概要は以下のとおりである。

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

①受入れ施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境の整備の費用及び②受入れ施設の研修担当者の活動に対する費用（手当）について補助する。

補助率 定額（10/10）

①候補者1人あたり年間 23.5万円以内

②1受入施設あたり年間 8.0万円以内

※ 対象となる学習経費等の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加、学習支援に必要な備品購入及び受入施設の研修担当者の活動に対する支援（手当）等

イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）を実施する。

(4) ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて

平成24年4月に「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換」が完了し、ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れに関する基本的枠組みについて、ベトナム政府と合意に至っている。合意された交換公文に基づき、候補者の受入れに関しては、次のような基本的枠組みについて両国間で一致している。

- ・ ベトナムにおける3年制又は4年制の看護の課程を修了し、かつ、ベトナム国内において日本語研修を受け、日本語能力試験N3に合格した介護福祉士候補者が、
- ・ 就労コース（雇用契約に基づき日本の受入れ施設で研修・就労するため、最大4年間の滞在を認め、滞在期間中の国家試験の合格を目指す）により入国することが予定されている。

第1陣の介護福祉士候補者は、現在、ベトナム国内で日本語研修を受講中であり、平成26年6月頃の訪日を予定している。

4 社会福祉施設の防災対策について

(1) 社会福祉施設等の耐震化等整備の推進について

ア 社会福祉施設の耐震化等整備については、平成25年度補正予算において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）の対象施設の耐震化、高台移転、スプリンクラー整備等（以下「入所施設の耐震化整備等」という。）に必要な予算を以下の補助金・交付金に計上したところである。

- ・ 社会福祉施設等施設整備費補助金 補正予算 148億円の内数
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金 補正予算 6億円

また、基金残を有する都道府県については、事業の実施期限を平成26年度末まで延長し、引き続き基金残を活用して入所施設の耐震化整備等を実施することを可能としたところである。（参考資料20）

※ 上記補助金・交付金における「入所施設の耐震化整備等」についても、基金の補助単価や融資の優遇措置は継続。

※ 基金のスプリンクラー整備の補助について、延べ面積1,000㎡未満の施設で消火ポンプや水槽等の設置が必要な場合の加算（事業費ベース300万円）を創設。（上記、補助金・交付金についても同様に創設。）

併せて、独立行政法人福祉医療機構への政府出資金（補正予算4.6億円）を計上し、耐震化や高台移転、スプリンクラー等整備の優遇融資を引き続き実施することとしたところである。

（参考）独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設（入所）
融資率	（通常）70～80% → （耐震化・スプリンクラー等）90% （高台移転）95%
利率優遇	（耐震化・スプリンクラー等）通常利率 △0.5%（当初5年間） （高台移転）無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

社会福祉施設の耐震化状況については、平成25年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成24年4月時点の耐震化率は84.3%（13.9万棟／16.5万棟）であり、前回の平成22年4月時点から3ポイント向上したところであるが、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、残りの未耐震施設について耐震化整備を進めていくことが必要である。

特に、本基金対象施設については、自力避難が困難な障害者や児童の入所施設で

あり、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

また、津波による被害が想定される施設の高台移転整備や、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する小規模施設等へのスプリンクラーの設置についても、併せて推進していく必要がある。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、対象施設に対し、これらの補助制度や融資制度の情報提供や耐震化整備に向けた助言を行うなど、防災対策の推進について必要な支援をお願いします。

なお、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省1／3、地方公共団体1／3、民間事業者1／3）があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いします。

また、社会福祉施設等については、地域の防災拠点として、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、震災時等においては緊急避難的な措置として必要な要援護者の受入れを積極的に行っていただくよう、管内事業者に対して周知徹底をお願いします。

イ 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行

平成25年臨時国会において「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により成立し、平成25年11月29日に公布、同年12月27日に施行されたところである。

社会福祉施設の高台移転整備については、これまでも、平成24年度補正予算における社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金への障害者や児童等の入所施設の高台移転整備のメニュー化や、独立行政法人福祉医療機構による入所施設の高台移転整備の優遇融資の創設などにより対応してきたところである。

同法の施行を踏まえ、平成26年度予算案において、同法に基づき関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる社会福祉施設の高台移転整備については、通所施設等についても国庫補助単価の引上げや独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率95%に引上げ、二重ローン対策）を実施する予定である。

（参考資料21）

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、同法の円滑な施行を図るため、管内市町村や事業者等に対し、同法や助成制度の周知及び必要な助言等をお願いします。

ウ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行

平成25年通常国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成25年5月29日に公布、同年11月25日に施行されたところ

ろである。

今回の改正により、社会福祉施設については、階数2以上かつ5,000㎡以上（保育所は階数2以上かつ1,500㎡以上）の耐震不明建築物（※）に対する耐震診断の実施及び結果の報告（平成27年末まで）が義務化されるとともに、耐震診断が義務化された建築物については、国土交通省が所管する耐震診断費用等に対する助成制度の拡充がなされたところである。

※ 耐震不明建築物

原則として、昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物（同年6月1日以降に増築等の工事を行い、建築基準法の検査済証の交付を受けたものを除く。）

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、同法や助成制度の周知及び必要な助言等をお願いする。

○耐震対策緊急促進事業実施支援室HP（耐震対策緊急促進事業について）

<http://www.taishin-shien.jp/index.html>

（2）社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところである。

各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制を強化し、土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対し、消防機関、市町村、地域住民等と日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立するなど土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導をお願いする。

併せて、土砂災害警戒区域における社会福祉施設等の新設計画に対しては、砂防部局や市町村と連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点から計画の検討を促すなど、適切な対応をお願いする。

（3）災害福祉広域支援ネットワークについて

被害が甚大であった東日本大震災においては、被災地における要援護者（高齢者、障害児・者、妊婦、乳幼児等災害時に支援が必要な者）を支援する福祉人材の確保が困難となり、被災地域外からの広域的な支援を必要としたが、支援の仕組み、受入れの仕組みが事前に十分構築されておらず、効果的に進まなかったことが大きな教訓となったところである。

そのため、福祉分野においても、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みをできるだけ早期に構築し、大規模災害に備える必要がある。

平成24年度及び25年度においては、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業（民間法人に対する助成）により、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進しているところである。

現在、この助成事業により、15都府県においてネットワークの構築が進められているが、まだ多くの自治体では未構築の状況にあることや自治体によっては自らが事務局となって取り組む場合もあることを踏まえ、平成26年度予算案においては、セーフティネット支援対策等事業費補助金へ組み替えたところである。未構築の自治体におかれては、災害福祉広域支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、管内市町村や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人をはじめとする民間福祉事業者等との連携に努めることにより、早期に都道府県単位のネットワーク構築が図られるよう、検討の着手をお願いしたい。

災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業（案）

- セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助（1／2相当）
- 事業内容：
 - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
 - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
 - ③ ネットワークの普及・啓発
 - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練
 - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり

また、国においても災害福祉広域支援ネットワークの全国展開に向けて、

- ① 中央レベルの災害福祉広域支援のための情報共有や各都道府県における活動支援を行う組織として、厚生労働省や全国社会福祉協議会をはじめとする福祉関係中央団体による「中央連絡会（仮称）」の設置に向けた関係団体との協議
- ② すでに先行して実施している都道府県ネットワーク本部事務局及び都道府県との情報交換会を開催するなど、取り組み状況や課題、効果等の情報交換の実施

* 第1回情報交換会（平成25年11月21日）

参加県（青森県、岩手県、宮城県、東京都、新潟県、石川県、京都府、熊本県）

* 第2回情報交換会（平成26年2月18日）

参加県（第1回参加県＋秋田県、山形県、福島県、群馬県、富山県、愛知県、三重県、島根県）

- ③ 災害福祉広域支援ネットワークが、より機動的かつ円滑に機能することが可能となるよう、上記②の情報交換会と連携しながら、先進事例の調査や具体的な支援のためのツールの開発等のための調査研究の実施（社会福祉推進事業による調査研究 実施主体：株式会社富士通総研）

等に取り組んでいるところである。今後、災害福祉広域支援ネットワークづくりのために必要な情報を積極的に提供していくので、活用していただきたい。

（参照）

「大規模災害時における広域的な福祉・介護分野の人材派遣のための体制づくり・広域的な福祉支援ネットワークの構築について（協力依頼）」（各都道府県民生主管部（局）長宛 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発1008第1号 平成25年10月8日付）

（4）被災地における共生型福祉施設の設置について

被災地における共生型福祉施設整備については、平成24年度補正予算において社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の助成対象に追加したところであるが、今般、本基金の事業の実施期限を平成26年度まで延長するとともに、基金残が不足する場合の対応として、社会福祉施設等施設整備費補助金のメニューに追加することとしている。

岩手県、宮城県及び福島県におかれては、引き続き、共生型福祉施設の設置推進について、高齢者・障害児者・児童関係部局や管内市町村と連携の下、事業者への必要な助言等特段のご配慮をお願いする。

（5）社会福祉施設における業務の継続について

災害時において、社会福祉施設がその機能を継続することは非常に重要である。そのため、民生部局においては、関係機関との十分な連携及び地域防災計画等に基づく防災訓練に管内の社会福祉施設を参加させる等、平時からの体制整備に努めるほか、管内市町村等を通じて災害時においても施設機能が継続できるよう、事前に施設における飲料水や食料をはじめとした物資の備蓄及び反射式ストーブ等の冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの在庫の確認や、災害発生時における具体的な対応方法についての職員や利用者への周知・徹底などの対応により万全を期すようお願いしたい。

ア 地震防災応急計画の見直しについて

社会福祉施設に対する防災対策として、従前より平常時の備蓄や訓練等の体制構築、発生時における情報収集・提供や救護等の具体的な対応策について計画を策定することとしているところである。昨今の災害の状況を鑑み、各都道府県等におかれては、改めて社会福祉施設に対して地震防災応急計画の策定状況の確認や見直しに努めるよう指導をお願いしたい。

《参照通知》 社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について
昭和55年1月16日社施第5号厚生省社会局施設課長、児童家庭局企画課長通知

イ 事業継続計画（BCP）の策定について

社会福祉施設等における防災対策は、主に防災設備の設置や避難対策などの取組がなされてきた一方で、災害発生時の備えや発生直後の対応、災害発生後の復旧といった経過に応じた対応計画については、浸透しているとは言えない状況にある。

災害発生により社会福祉施設が事業継続できなくなると、福祉サービス利用者の安全や場合により生命を脅かされるおそれもある。このため、災害発生等緊急事態により、「職員が出勤できない」、「施設・設備が利用できない」、「物品（食料品や飲料水等）が調達できない」、「ライフラインが使用できない」といった事態になっても、限られた経営資源の中で、利用者へのサービスを継続できるようにするための計画（事業継続計画）を策定しておくことで、迅速な事業復旧を可能とし、サービス利用者への影響を最小限にとどめることも可能となる。各都道府県におかれては、所管する社会福祉施設に対して、積極的な取組を指導していただきたい。

（参考）

- ・平成23年度厚生労働省社会福祉推進事業「突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画（BCP;Business Continuity Plan）策定とその普及事業」報告書（平成24年3月31日株式会社浜銀総合研究所）
- ・平成24年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法人の緊急事態対応のための事業継続計画（BCP）と緊急事態に備えた演習の在り方に関する調査研究とその啓発事業」報告書（平成25年3月31日株式会社浜銀総合研究所）

ウ 節電対策について

平成24年度に続いて策定された電力需給対策に基づき、平成25年度は現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動への影響を極力回避した形での無理のない範囲で確実に行われるよう、全国的な節電要請が行われ、社会福祉施設等においても節電対策に多大なご協力をいただいたところである。

社会福祉施設等の電力供給に関連する最大の懸案は停電への対応であるが、社会福祉施設等では、人口呼吸器による呼吸管理等が必要不可欠なものなど、計画停電が生じた場合に生命や身体に重大な影響を及ぼすおそれがある者が利用している施設もある。

平成26年度における電力需給対策がどのようなものになるかは未定であるが、計画停電や、災害時における停電への備えとして、自家発電機の購入の検討や、すでに自家発電機を保有している場合は、当該発電機の定期的な点検等を講ずるようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた対応について」
(平成24年6月22日社援総発0622第1号、障企発0622第1号、老発0622第1号厚生労働省社会・援護局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知)

5 社会福祉施設の運営について

(1) 福祉サービス第三者評価推進事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、個々の事業者が施設運営における問題点を把握した上で、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする事業である。

平成16年度に通知が発出されて以降の受審状況を見ても、都道府県間に差があり、受審が進んでいない都道府県も見受けられる状況（参考資料22参照）である。

一方、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において、保育の質の評価の拡充として、評価機関と評価者の質の向上を図るための取組等についての提言もなされたところである。

このため、厚生労働省では、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に対し、第三者評価を受審することへのインセンティブの強化、第三者評価を受審した施設・事業所のメリットの強化に向け、評価基準、第三者評価機関（評価調査者）、評価結果の公表のあり方を一体的に見直すよう、方向性を提示し、全国推進組織に設置する「福祉サービスの質の向上委員会」（以下「質の向上委員会」という。）において、現在、具現化に向け検討を行っているところである。

また、社会福祉法人の在り方等に関する検討会（以下「検討会」という。）においても、社会福祉法人の適正な運営を確保する上での第三者評価の在り方について議論が行われているところである。

これらの検討結果を踏まえ、順次見直しを行っていくこととしているが、平成25年度中に行う見直しの取りまとめのポイントは以下のとおりである。

①評価基準の見直し

現在、全サービス共通の共通評価基準については、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン及び判断基準に関するガイドライン（いわゆる共通53項目）に基づき、各都道府県において実施いただいているが、現在、施設・事業所が主体的にかつ継続的に質の向上に向けた組織づくりを行うための必要な項目の追加や、評価項目や判断基準等の詳細について、受審促進に向け整理・統合を行う等の見直しを行っているところである。

なお、サービス毎の内容を評価する内容評価基準については、共通53項目の見直し後に順次見直しや策定に取り組むこととしている。

②評価機関（評価調査者）の質の向上

第三者評価の実施に当たっては、規制改革実施計画でも指摘されているとおり、第三者評価機関（評価調査者）の質の向上が不可欠である。評価基準等について示した手引き（マニュアル）について、現在、第三者評価実施に当たってのプロセスの標準化が行えるよう、評価機関・評価調査者、施設・事業所それぞれの理解を一層促進することを目的に、第三者評価の実施・受審における過程や手法、公表方法等を記載した手引き（マニュアル）となるよう改訂作業を行っているところである。

③評価結果の報告・公表手法

評価結果については、公表ガイドラインに基づき、各都道府県で実施いただいているが、利用者によりわかりやすく、施設・事業所が質の向上、改善に取り組めるよう、施設・事業所の基本方針や、施設・事業所の特徴的な取組等がアピールできるよう、見直しを行っているところである。

具体的な内容については、追って関係通知の改正等によりお示しすることとしているが、各都道府県においては、当該通知の改正や検討会等の動向に留意頂き、本事業の更なる推進のため、必要な規定等の見直しや、第三者評価における都道府県推進組織を通じて、必要な評価調査者の養成や評価機関に対する評価手法等の研修等を通じた第三者評価の質の向上に向けた体制整備に取り組むとともに、研修や会議等の機会を通じて管内の施設・事業所に対して、積極的に第三者評価を受審するよう指導を徹底されたい。

また、福祉サービスの利用者やその家族等の関係機関に対して本事業の概要や取組状況等の情報が伝わるよう、広報活動等を通じて積極的に取り組まされたい。

《参照通知等》

- ・「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」

（平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

- ・「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」について」

（平成16年8月24日雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、障企発第0824001号、老計発第0824001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

- ・全国社会福祉協議会ホームページ

<http://shakyo-hyouka.net/>（第三者評価事業トップ）

<http://www.shakyo-hyouka.net/pdf/p-06.pdf>（「福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会」報告書）

<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf>（事業者向けパンフレット）

http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf（利用者向けパンフレット）

(2) 苦情解決事業について

ア 事業者における苦情解決の取組について

苦情解決は利用者保護の観点から、社会福祉事業経営者の苦情解決の責務を明確化し、サービス毎に仕組みを構築しているところである。

各都道府県におかれては、管内市町村及び社会福祉施設に対し、利用者からの苦情を踏まえ、提供サービスの改善に反映させ、サービスの質を向上させるという制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導を徹底されたい。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に相談技術の向上、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回以上の開催等を通じ適切な運営がなされるよう、都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(3) 社会福祉法人新会計基準について

ア 新社会福祉法人新会計基準への完全移行について

社会福祉法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されていたところである。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められていたことから、平成23年7月に新たな「社会福祉法人会計基準」（以下「新会計基準」という。）を定め、平成24年度から適用しているところであるが、経過期間を設けており、平成26年度は経過期間の最終年度となる。このため平成27年度予算から全ての社会福祉法人が新会計基準の適用となり、完全移行となる。

平成25年3月現在、平成25年度末までに移行予定の法人が約3割ある一方、移行が未定となっている法人が未だ4,010法人存在している。（参考資料23参照）

平成27年度予算からは、全社会福祉法人が新会計基準に基づき会計処理を行うことになることから、各都道府県におかれては、所管自治体を通じ未移行の社会福祉法人全てに対し、平成26年度中の新会計基準への移行の指導の徹底を図られ、平成27年度からの全社会福祉法人による新会計基準の適用に遺漏なきを期されたい。

○新会計基準への移行状況（全国計）

移行済		平成25年度移行予定		平成26年度移行予定		未定	
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
1,728	11.0%	3,552	22.7%	6,377	40.7%	4,010	25.6%

※ 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課調べ（平成25年3月末現在）。

※ 集計法人数は15,667法人で、対象法人数19,610法人の約8割。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」により、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）しているところである。本事業は、全社会福祉法人の新会計基準への移行を目的とする事業であるため、移行期間の最終年度である平成26年度までの事業である。各自治体においては、本事業を活用いただき、平成27年度からの全社会福祉法人の新会計基準の移行に遺漏なきを期されたい。

（4）感染症の予防対策について

ア インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要とされている。各都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成25年11月20日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

（参考）

○厚生労働省ホームページ

・今冬のインフルエンザ総合対策について（平成25年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki24.pdf>

- ・インフルエンザQ & A（平成25年度）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センターホームページ
 - ・<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>

イ 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」
 （平成25年12月4日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
 （平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
 （平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「ノロウイルスに関するQ & A」（厚生労働省ホームページ）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
 （平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
 （平成15年7月25日社援基発第725001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
 （平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基第0707001号、障企発第0707001号、

老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、
C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(5) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について」(平成26年1月22日雇児発0122第1号、社援発0122第1号、障発0122第2号、老発0122第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)に基づき、未措置状態にある施設、分析予定の施設、未回答施設について、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

(6) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進については、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」(平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」が施行され、木材利用の促進に係る取組を支援するため、独立行政法人福祉医療機構において、木材利用による施設整備事業の融資率の引き上げ措置を講じており、平成26年度も引き続き実施することとしていることから、積極的な活用が図られるよう、併せてその周知をお願いしたい。

6 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

(1) 福祉貸付事業について

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民業補完を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

平成26年度予算案においては、社会福祉法人の規模拡大の推進等経営高度化に対する融資支援を実施するほか、南海トラフ特別措置法への対応として社会福祉施設等の高台移転整備に係る融資条件の優遇措置、少子化対策と女性の活躍推進のため保育所等の整備促進に係る融資制度の拡充等を図ることとしており（詳細は、別表の「平成26年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について」のとおり。）、政策上必要とする貸付原資の確保及び融資条件の優遇措置等を行うこととしている。併せて、東日本大震災の復旧・復興に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

また、1月29日付けで既に機構から各都道府県等あて連絡しているところであるが、平成26年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で3月19日（都道府県担当者）及び20日（指定都市・中核市担当者）に開催される予定であるので積極的な参加をお願いしたい。

ア 貸付規模

資金交付額 4, 3 2 7 億円（うち福祉貸付 2, 7 5 2 億円）

イ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。借り手側にとってメリットがある協調融資の一層の拡大を図ることは、民間金融機関の参入を促し、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、

施設整備に係る法人からの相談等の機会を捉えて、その活用について助言をお願いしたい。(詳細は参考資料24参照)

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成26年度予算額 (案)	250億円
・ 給付予定人員	73,884人
・ 給付総額	953億円

イ 都道府県補助金について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所や障害者施設等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成25年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成26年度においても、本事業が円滑に実施できるよう必要な予算の確保及び早期執行について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、補助金の交付額については、平成18年3月27日社援発第0327020号「社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条の規定に基づく都道府県の補助金の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局長通知に基づき通知する単位金額に、別途、福祉医療機構が通知する平成26年4月1日現在における都道府県内社会福祉施設等職員数及び特定職員数を合計した数を乗じて得た額となるが、平成26年度における単位金額については、現在のところ、43,000円程度となる見込みである(別途、通知する予定)。

(3) 福祉医療経営支援事業について

機構においては、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした確度の高い経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者に対する経営支援事業を実施している。また、経営支援事業のノウハウを活かし、自治体からの委託業務として、当該自治体の管内社会福祉施設の財務状況、運営状況について診断等を行い報告した実績もある。

今後、社会福祉法人については、地域貢献や運営の透明性について、更なる取組が求められているところであり、機構においては、引き続き、社会福祉法人に対するきめ細かな経営指導・経営支援を推進することとしている。各都道府県におかれ

ては、経営面などで課題を抱えている社会福祉法人に対して、機構の経営支援事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、活用をお願いしたい。なお、具体的な事業詳細は、機構のホームページに掲載をしているので参照されたい。

(参考) 機構の福祉医療経営支援事業の概要 (平成25年度実績)

1. 経営診断事業

3種類の経営診断を実施

① 簡易経営診断 (お手軽・スピーディーな診断をご希望のお客様向け)

- ・ 施設の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設との比較を行った上で、総合的なコメントを付す。
- ・ 施設の機能性、費用の適正性、安定性などの5つの大項目と20程度の経営指標を分析する。
- ・ 各指標を5段階に分け、全体のどのあたりに位置するのかを一目でわかるように提示する。
- ・ 対象施設は、特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所、病院、介護老人保健施設。

② 経営分析診断 (地域特性を加味した同種・同規模施設との比較を行う詳細な診断をご希望のお客様向け)

- ・ 3か年の決算データを経年分析する。
- ・ 機構が保有する豊富なデータから抽出する、地域特性を加味した同種・同規模施設の平均値と経営内容 (入所利用率、患者1人1日当たり入院収益、人件費率、経費率など) の比較を行う。
- ・ 地域情報、政策動向等を踏まえた、今後の課題や展望に関する内容も盛り込む。
- ・ 対象施設は、特別養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設。

③ 実地調査を伴う経営診断 (経営計画の策定や改善策の提示をご希望のお客様向け)

- ・ 機構職員が実際に施設へ伺い、職員や利用者へのヒアリングやアンケート調査などを通じた総合的な経営診断を行う。
- ・ 経営の改善策などの提示及び経営計画の策定をお手伝いする。
- ・ 対象施設は、特別養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設。

2. 経営セミナー事業

- ・ 専門家・施設経営者によるセミナー形式等の経営指導を開催。
- ・ 各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の2ヶ月位前を目途に機構のホームページに掲載する。

3. 経営分析参考指標

- ・ 「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム (ケアハウス)」「保育所」「病院」「介護老人保健施設」の5施設について、分析結果を冊子「経営分析参考指標」として取りまとめ、発行。
- ・ 融資先からの経営実績報告に基づく豊富なデータを、施設の特性を示す「機能性」をはじめ、「費用の適正性」「生産性」「安定性」「収益性」の5つの視点から各種経営分析指標を用いて分析する。

※ 現在、機構において上記実施内容の見直しを行っている。見直し後の内容については、平成26年4月以降に機構ホームページに掲載予定。

(別表)

平成26年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 社会福祉法人の経営高度化に対する融資支援 ①法人間の合併等経営規模拡大に必要な経営資金融資の実施 ②経営不振状態の法人に対し、経営支援と併せて行う経営資金融資の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・償還期間(据置期間)を8年以内(1年以内)とする。 ・融資率を90%とする。
	2) 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置(南海トラフ特別措置法への対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設は、南海トラフ特措法に基づき関係市町村が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる通所施設及び入所施設等とする。((独)福祉医療機構福祉貸付事業の融資対象となっている施設等に限る) ・融資率を95%に引き上げる。 ・貸付利率を無利子とする。 ・2重ローン対策を実施する。
	3) 保育所等の賃借による施設開設資金等に対する無担保貸付制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設は、保育所、放課後児童健全育成事業、小規模保育事業実施施設及び認可を目指す認可外保育施設(※)とする。 ・無担保限度枠を3,000万円に拡大する。 ・貸付利率: 融資額 500万円以下 基準金利 500万円超2,000万円未満 基準金利+0.3% 2,000万円以上3,000万円 基準金利+0.5%
	4) 小規模保育事業実施施設に対する融資制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設は、小規模保育事業実施施設(※)とする。 ・貸付けの相手方を法人とする。 ・融資率を90%とする。(平成29年度まで) ※ 保育所及び放課後児童健全育成事業の融資率90%の優遇措置についても併せて平成29年度まで延長する。 ・貸付利率は基準金利と同率とする。
	5) 認可を目指す認可外保育施設に対する融資制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設は、認可を目指す認可外保育施設(※)とする。 ・貸付けの相手方を法人とする。 ・融資率を90%とする。(平成29年度まで) ・貸付利率は基準金利と同率とする。
	6) 創設社会福祉法人等に対する土地取得資金の融資対象範囲の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての創設法人の土地取得費を融資対象とする。
継続	7) アスベスト対策事業に係る優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率等の優遇措置を平成26年度末まで延長する。

※「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号)又は保育緊急確保事業(内閣府所管)に基づく小規模保育事業、認可化移行支援事業として実施するものに限る。

(参考)平成25年度補正予算での見直し内容について

分類	事項名		見直し内容
継続	1)	社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成26年度末まで延長する。
	2)	社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成26年度末まで延長する。
	3)	スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成26年度末まで延長する。 ・対象施設に軽費老人ホームA型及びB型を追加する。
	4)	介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率の優遇措置を平成26年度末まで延長する。

参 考 资 料

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」について

1. 設置の趣旨

■ 社会福祉法人は、社会福祉の発展に大きな役割を果たしてきたが、平成12年の社会福祉基礎構造改革から10年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化、既存の社会保険や福祉政策にとどまらない切れ目のない生活支援サービスへの期待など、法人を取り巻く環境は大きく変化しており、社会福祉法人としての役割、経営の在り方等について見直しが必要になっている。

■ また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「規制改革実施計画」(同日閣議決定)及び「社会保障制度改革国民会議報告書」(同年8月6日公表)においては、社会福祉法人の大規模化、複数法人による連携、経営の高度化、法人経営の透明性の確保や非課税扱いにふさわしい地域貢献等について具体的な対応を求められている。

■ このように法人を取り巻く環境や福祉ニーズが変化していることを踏まえ、「日本再興戦略」等への具体的な対応をはじめ、社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行い、その方向性について論点整理を行うものである。

2. 主な検討項目

○ 福祉ニーズが多様化・複雑化している中における社会福祉法人の在り方の論点整理について
(例)法人経営の透明性の確保(社会福祉法人の財務諸表の効果的な公表方法)など

3. 構成員

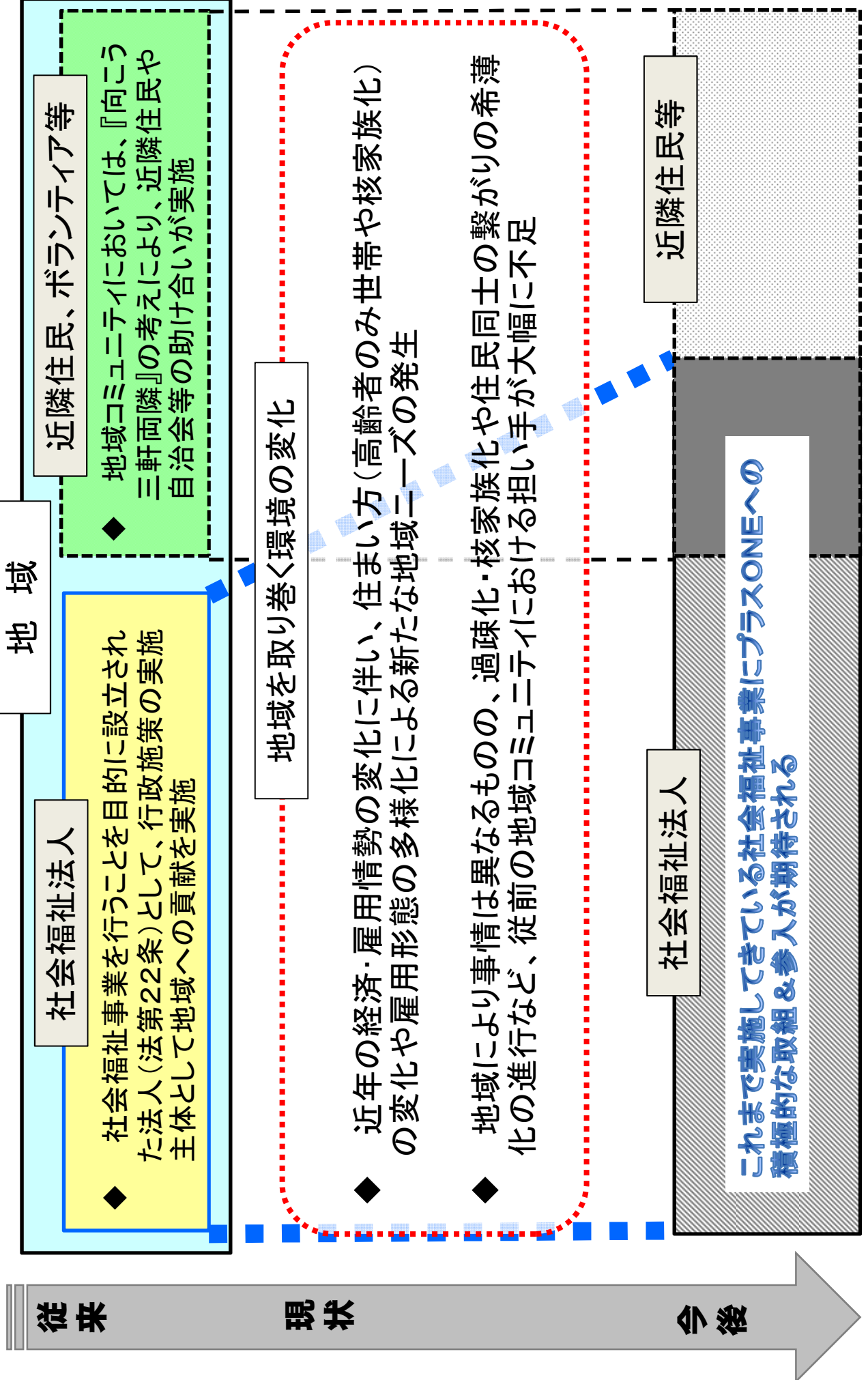
・浦野正男 <(福)中心会理事長>
・雄谷良成 <(福)佛子園理事長>
・高橋利一 <(福)至誠学舎立川理事長>
・田島誠一 <日本社会事業大学専門職大学院特任教授>
・田中滋 <座長:慶應義塾大学大学院教授>
・千葉正展 <(独)福祉医療機構経営支援室経営企画課長>
・対馬徳昭 <つしま医療福祉グループ代表>
・西元幸雄 <(福)青山里会常務理事>
・藤井賢一郎 <上智大学総合人間科学部准教授>
・松原由美 <(株)明治安田生活福祉研究所福祉社会研究部主席研究員>
・松山幸弘 <(一財)キヤノングローバル戦略研究所研究主幹>
・宮田裕司 <(福)堺曉福祉会理事>
・森貞述 <元高浜市長>

4. これまでの開催実績

○ 第1回(9月27日)
「今後の社会福祉法人の在り方について」(フリーディスカッション)
○ 第2回(10月28日)
「社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について」
○ 第3回(11月18日)
「社会福祉法人のガバナンスについて(法人の組織の在り方、透明性の確保について)」
○ 第4回(12月16日)
「社会福祉法人の大規模化・協働化等について」
○ 第5回(1月20日)
「社会福祉法人の適正な運営の確保について」
○ 第6回(2月20日)
「イコールドアテイングについて」、「福祉人材の確保について」

※平成26年5月頃を目途にとりまとめ(予定)

地域を取り巻く環境の変化



社会福祉法人制度に対する主な指摘

日本再興戦略（成長戦略）閣議決定（平成25年6月14日）

○医療・介護サービスの高度化

・質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

規制改革実施計画 閣議決定（平成25年6月14日）

○社会福祉法人の経営情報の公開

- ・全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。【平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】
- ・平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】
- ・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】

○保育の質の評価の拡充

- ・保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。【平成25年度措置】
- ・子ども子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。【子ども子育て支援新制度の施行までに検討・結論】
- ・保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。【子ども子育て支援新制度の施行までに検討・結論】

社会保障制度改革国民会議報告書【抜粋】（平成25年8月6日）

○医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

- ・医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討することが必要。
- ・特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。

検討会における議論の経過①

第1回(フリーディスカッション)

- 今の社会福祉法人は、制度で決まっている社会福祉事業しかやっていないと思われており、それ以外の取り組みを国民に伝えていくことが必要ではないか。
- 法人が新たな提案をしても、全県域で同じ事ができなければ認めない所轄庁も存在するが、それでは地域のニーズに対応できないのではないか。
- ワンマン経営とならないよう、法人のガバナンス強化の仕組みを構築すべきではないか。
- 財務諸表について、所轄庁のチェックが機能していない。正確な財務諸表を作り、公開していくことは当然ではないか。
- 内部留保は多寡の問題ではなく、目的や計画を説明することが必要ではないか。
- 地方公共団体の中には地域のニーズに目を向けず、かつての慣例に従った画一的な指導をしているところも残っているのではないか。

第2回(社会福祉法人が期待される「更なる取組」について)

主な論点

- 社会福祉法人の使命・役割に照らし、「更なる取組」とは、どのようなものであるべきか。
- どのようにすれば「更なる取組」が幅広く実施されるようになるか。

主な意見

- 社会福祉法人自らがNPOや民生委員等の地域資源と連携し地域の問題を解決するべきではないか。
- 社会福祉法人の利益は、積極的に地域に還元すべき。還元しないのであれば課税という手段もあるのではないか。
- 地方公共団体の中には、社会福祉事業のみ実施すれば良いという考えをもっているところもあり、法人のやる気をそぐ場合があるのではないか。
- 法律で強制されないことは実施しない法人も存在するのではないか。
- 地域への貢献等を客観的に評価する仕組みが必要ではないか。

第3回(社会福祉法人の組織の在り方)

主な論点

- 社会福祉法人のガバナンスをどう考えるか。
- 地域に積極的に貢献するために、どのようなガバナンスの改善が求められるか。

主な意見

- 公益法人改革のように、役員等の法人運営に対する責任を果たすため、損害賠償責任などを明確にすべきではないか。
- 監事が不適切な財務諸表を見抜けないことは問題ではないか。
- 一定の規模以上の法人は専門家による外部監査の導入が必要ではないか。
- 諮問機関としての評議員会の役割は重要であり、保育所や介護事業なども必置とすべきではないか。

検討会における議論の経過②

第3回(社会福祉法人運営の透明性の確保について)

主な論点

○社会福祉法人が果たすべき説明責任の範囲についてどのように考えるか。

主な意見

- ・厚生労働省が提示した財務諸表の公表に関する対応方針については、最初の第一歩として進めていくべき。
- ・ただ単に財務諸表を公表するのではなく、経営分析ができる程度の財務諸表の公表が必要ではないか。
- ・社会福祉法人自らが公表するとともに、所轄庁についても公表に関するべきであり、都道府県単位で公表する方法も考えられるのではないか。
- ・財務諸表の公表に当たっては、財務諸表の正確性の担保が必要ではないか。
- ・財務諸表を公表するのみではなく、地域への貢献などの法人が実施している取組も伝えていくことが必要ではないか。

第4回(社会福祉法人の大規模化・協働化等について)

主な論点

- 社会福祉法人の大規模化・協働化について、どのように考えるか。
- 社会福祉法人の本部機能を強化するためにはどのような方策があるか。
- 社会福祉法人の合併・事業譲渡が進むようにするにはどのような方策があるか。
- 社会福祉法人の協働化が幅広く行われるようにするためにどのような方策があるか。
- 資金調達の多様化についてどのように考えるか。

主な意見

- ・規模が拡大することにより、多数の人が法人運営に参加し、牽制機能が働くのではないか。
- ・法人が地域で協働して取り組みをしていく中で、徐々に規模拡大が進んでいくのではないか。
- ・大規模化や協働化などにより、地域貢献を行えるような組織・枠組みにしていくことは必要ではないか。
- ・理事長の経営スキルを醸成しないと本部機能の強化は困難ではないか。
- ・本来、使途制限のない介護報酬・自立支援給付費についても、措置費・保育所運営費と同様に使途制限をしている自治体も存在するようである。

※「主な意見」は、検討会における委員からの発言の一部をとりまとめたものであり、全ての発言を集約したものではない。

検討会における議論の経過③

第5回(社会福祉法人の適正な運営の確保について)

主な論点

- 適切な法人運営や育成を支援する視点での指導・助言の導入、指導範囲をどのように考えるか。
- 所轄庁が実施する法人監査と地方公共団体が実施する施設監査の関係についてどのように考えるか。
- 監査において、専門家を活用した方が望ましい分野など、行政機関によるもの以外の手法を加えるなどの重層化をどのように考えるか。
- 経営診断の結果、経営悪化の兆候が見られる法人への経営改善指導の手法として、どのようなものが考えられるか。
- 所轄庁の権限移譲にあたって、どのような役割分担・連携体制を確保する必要があるか。
- 国が各所轄庁における法人監督等の状況を把握できる仕組みを構築し、平準化を図る場合どのような点に留意する必要があるか。
- 第三者評価の受審促進のためには、どのような方策が考えられるか(受審するメリットなど)。
- 認証機関・評価機関に地域ごとに差異がある現状をどのように考えるか。
- サービス間共通の評価項目を一元化することをどのように考えるか。
- サービス間共通評価項目の再整理に伴う今後の第三者評価の位置付けについて、最低基準をクリアした上での自主的な努力を評価するものに変更することについて、どのような問題があるか。

主な意見

- ・社会福祉基礎構造改革時には、行政指導・第三者評価制度などの棲み分けをしようとしていたが、現在は曖昧になっている。
- ・現在、第三者評価の受審率が低い状況にあるが、受審率が高まれば、評価者の質が上がるなど仕組みも改善されていく。
- ・適切でない財務諸表を公表しても意味がないため、公認会計士や監査法人の外部監査を義務付けるべき。
- ・非営利法人である社会福祉法人の財務状況は、サービス利用者、国民、行政などから多角的な評価されるべき。
- ・定款に記載してある目的が、多くの法人で定款準則どおり同じものになっているが、柔軟に対応するべきではないか。
- ・権限移譲にあたっては、地方公共団体が連携して、情報交換・共有、研修等を実施する必要がある。
- ・権限移譲により、小規模な自治体も法人を所管するようになったが、監査にあたって、会計の専門家を活用する方法もある。
- ・地域の福祉ニーズに応じて事業を実施する場合の支出額を公開すべき。

※「主な意見」は、検討会における委員からの発言の一部をとりまとめたものであり、全ての発言を集約したものではない。

「介護・保育事業等における経営管理の強化と
イコールフットィング確立に関する論点整理」に対する考え方

平成26年2月4日
厚生労働省

1. 事業者のガバナンス

(1) 財務諸表の情報開示

- ・ 厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うように指導すべきではないか。

(考え方)

- 1 現行の社会福祉法では、社会福祉法人の財務諸表については、福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければならないこととしている。
- 2 また、通知上は、法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが適当としている。
- 3 こうした中、「規制改革実施計画」や厚生労働省に設置する「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）等での議論を踏まえ、平成25年度以降の財務諸表について、全ての社会福祉法人に対し、インターネット上での公表を義務化することを決定したところである。
- 4 社会福祉法人は、公益性が高く社会的責任も重い非営利法人であることから、法人自らが財務諸表を公表することが責務であり、まずは、社会福祉法人及び所轄庁に対して指導を徹底するとともに、御指摘の一覧性及び検索性をもたせた公表方法については、今後、検討することとしている。
- 5 なお、標準的な様式については、現在検討しているところであり、今年度中に関係通知を改正することとしている。

(2) 補助金等の情報開示

- ・厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示すべきではないか。
- ・そのために、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づけるべきではないか。

(考え方)

(1) のとおり、現在、財務諸表の公表に当たって標準的な様式を検討し、今年度中に関係通知を改正することとしており、その中において、法人単位の補助金の収入状況等も明確となるよう検討することとしている。

(3) 内部留保の明確化

- ・社会福祉法人の巨額の内部留保が問題となっている。厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促すべきではないか。
- ・厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導すべきではないか。

(考え方)

- 1 内部留保が社会福祉事業等により生じた剰余金であるという性格を踏まえれば、当該剰余金については、まずは、社会福祉事業を実施するための建物修繕や人件費等に充当し、さらには、地域の福祉ニーズに対応するために活用するなど、あらかじめ事業計画を策定、用途を明確にした上で、法人自らが説明責任を果たすことが重要と考えている。
- 2 (1) のとおり、現在、財務諸表の公表に当たっての標準的な様式を検討し、今年度中に関係通知を改正することとしており、その中において、目的別の積立についても明確となるよう検討することとしている。

(4) 調達の公正性・妥当性の確保

厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを検討すべきではないか。

(考え方)

- 1 平成27年度より全ての社会福祉法人が適用対象となる社会福祉法人新会計基準においては、社会福祉法人と関連当事者（当該法人の役員やこれらの者が議決権の過半数を有している法人等）との一定の取引については、財務諸表に注記しなければならないこととしている。
- 2 (1)のとおり、現在、財務諸表の公表に当たっての標準的な様式を検討し、今年度中に関係通知を改正することとしており、その中において、上記のような取引についても明確となるよう検討することとしている。

(5) 経営管理体制の強化

- ・厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を法令等で明確に定めるべきではないか。
- ・厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対する第三者評価受審率の数値目標を定めるべきではないか。さらに、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務づけるべきではないか。

(考え方)

- 1 現行の社会福祉法では、御指摘のように法人の内部組織について、一部規定がなされていないものも見受けられるため、検討会等での議論を踏まえつつ、法令での明確化等について検討することとしている。
- 2 また、第三者評価については、「規制改革実施計画」を踏まえ、受審することに対するインセンティブなど、受審率を向上させる方策を検討することとしている。
- 3 なお、保育所に対する第三者評価の受審率目標の策定については、「規制改革実施計画」において、早ければ平成27年4月から実施予定の「子ども・子育て支援新制度の施行までに検討、結論」とされたこと

を踏まえ、内閣府に設置された子ども・子育て会議において検討中である。

- 4 現在、通知において、一定規模以上の法人は特に積極的な外部監査の活用を求めているところであるが、検討会等での議論を踏まえつつ、外部監査の義務化などを含めた適正な会計処理を行うための方策について、検討することとしている。

(6) 所轄庁による指導・監督の強化

- ・厚生労働省は、地方自治体等の所轄庁の指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定すべきではないか。
- ・厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行えるよう社会福祉法の見直しを行うべきではないか。

(考え方)

- 1 社会福祉法人の監査等については、平成25年度より都道府県から一般市に権限が移譲されており、今後も、地方厚生局から都道府県に権限が移譲されるなど、監査の実施環境が大きく変化している。
- 2 このため、今後の国と所轄庁との連携方策など検討会等での議論を踏まえつつ、所轄庁における人材を含めた監査体制に必要な支援の方策についても検討することとしている。
- 3 現在、所轄庁に対しては、法人監査に係る基準（法定受託事務の処理に当たり拠るべき基準）として、「社会福祉法人指導監査要綱」を示しているが、社会福祉法人が地域の福祉ニーズに積極的に対応できるよう、必要な見直しを検討することとしている。
- 4 また、経営の悪化している法人に対しては、まずは、社会福祉法人の経営状態を把握することができる経営判断指標の構築を検討している。
- 5 なお、現在も、社会福祉法上、所轄庁等は、
 - ①社会福祉法人の業務又は会計の状況に関し、報告又は検査
 - ②法令等に違反し、又は運営が著しく適正を欠くと認められる場合には、措置命令

- ③措置命令に従わない場合は、業務の停止又は役員の解職勧告
 - ④法令等に違反した場合にあって、他の方法により監督の目的を達することができないとき等は解散命令
- を命じることができることとなっているが、勧告手続の明確化などを検討することとしている。

2. 経営主体間のイコールフットィング

- ・ 介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が共存し、同種のサービスを提供する特殊な市場である。多様な経営主体がサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコールフットィングを確立すべきではないか。
- ・ 第一種社会福祉事業の経営主体は、原則、行政又は社会福祉法人と定められている。そのうち、特別養護老人ホームなどの施設は、個別法によっても経営主体が社会福祉法人等に限定されている。厚生労働省は、多様な経営主体が参入して利用者の利便を高めることができるよう参入規制を緩和すべきではないか。
- ・ 社会福祉法人に対しては、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置がとられている。株式会社やNPO法人が参入して同種の事業を展開するようになったという変化を踏まえ、経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないか。

(考え方)

- 1 自宅での生活が困難な要介護高齢者を対象とする入所施設としては、特別養護老人ホームのほか、営利法人を中心に設置されている有料老人ホームなどの類型がある。

これらについては、急速な高齢化の進展に伴い、近年その数が大幅に増加しており、営利法人等の経営する有料老人ホーム等に入居する利用者数は特別養護老人ホームを上回る状況となっている。

※ 高齢者向け住まい・施設の定員数

- ・ 特別養護老人ホーム 約 52 万人（平成 25 年 10 月現在）
- ・ 有料老人ホーム 約 35 万人（平成 25 年 7 月現在）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅 約 13 万戸（平成 25 年 10 月現在）
- ・ 認知症高齢者グループホーム 約 18 万人（平成 25 年 10 月現在）

約 66 万人

2 介護保険制度においては、営利法人が行うこれらの事業も含め、同一サービス同一基準の考え方を基に報酬が設定されているため、入所施設についても、概ねイコールフットィングは確立されているものと考えている。また、保育所についても、営利法人等の参入が可能となっており、同様の考え方の下に運営費が支払われている。

3 なお、特別養護老人ホームについては、要介護度が重度で、低所得の高齢者が数多く入所しており、介護保険による補足給付や社会福祉法人等による利用者負担軽減等の低所得者の負担軽減措置を実施しているところである。これらのことなどから、公益性と経営の安定性を担保する必要があり、その設置主体は地方公共団体や社会福祉法人等に限定されている。

また、今後、更に重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図っていくため、新規入所を要介護3以上に限定する制度改革を検討しているところである。

※ 特別養護老人ホーム入所者のうち、低所得者（住民税非課税世帯）が全体の80%を占めている。

※ 補足給付：市町村民税非課税世帯の方に対する食費・居住費の補助
（特別養護老人ホームについては、平成23年度で約1700億円）

4 社会福祉法人は、公益性を有する社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、低所得者や生活困窮者の対応など、一定の規制の下で事業を実施することや、地域の福祉ニーズに対応することが求められるため、補助金や税制優遇等を受けている。

他方、営利法人はそうした規制なく、事業の効率性を追求し、利益を上げることが可能であり、社会福祉法人と営利法人等ではそれぞれ異なる役割を有している。

5 今後、多様なニーズに合った多様な施設等のサービス提供を促進していくとともに、社会福祉法人が、前述のような地域福祉のセーフティネットとしての役割を適切に果たしていけるよう、地域に不足しているサービス、低所得者や重度介護者への重点的な対応、地域福祉への貢献等を義務付けるなど、必要な制度の見直しを行うこととしている。

財務諸表の公開状況（第18回規制改革会議資料）

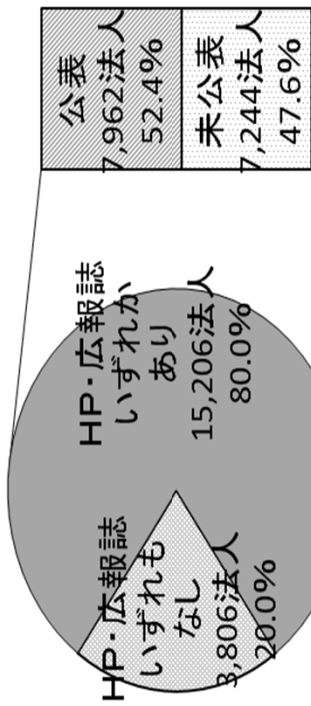
財務諸表の公開状況の調査結果について

平成25年9月30日(月)
厚生労働省 提出

- 平成25年5月の規制改革会議からの要請を受け、厚生労働省より社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を公表するよう指導するとともに、各所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を公表するよう協力を要請（平成25年5月末）。
- 平成25年6月、規制改革実施計画の閣議決定後直ちに、社会福祉法人及び所轄庁に対して平成24年度の財務諸表の公開状況に係る調査を実施（平成25年7月末時点）。
- 全国19,810の社会福祉法人のうち、有効回答を得た19,012法人について集計（有効回答率96.0%）。
また、846の所轄庁のうち、回答を得た844について集計（回答率99.8%） ※福島県の一部市を除く

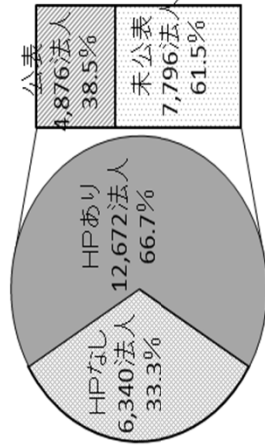
1. 社会福祉法人での公表状況

<ホームページ・広報誌いづれかの公表状況>



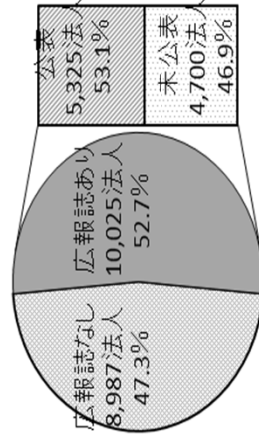
N=19,012法人

<参考：ホームページでの公表状況>



N=19,012法人
HPなしのうち1,551法人が来年度中に開設予定

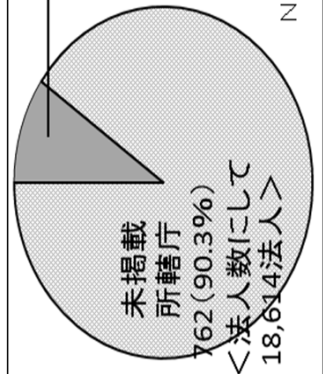
<参考：広報誌での公表状況>



<参考>平成21年度厚生労働省社会福祉推進費補助金を活用した調査研究事業報告書（平成22年3月、三菱総合研究所）によると、ホームページがある社会福祉法人は約5割強、そのうちでホームページ上に財務諸表を公開している法人は約3割。

2. 所轄庁での公表状況

<HP掲載している所轄庁>



N=844

掲載所轄庁 82(9.7%)
<法人数にして 1,134法人>

■厚生労働省から各所轄庁に対する協力要請時点ではHP掲載している所轄庁はなし（H25.5月時点）

■未掲載所轄庁の主な掲載理由

- ・HPのシステム構築に時間を要するため
- ・法人の了承が得られなため 等

ホームページでの財務諸表の公開状況の内訳（所轄庁及び事業属性別）

- 全国19,810の社会福祉法人のうち、回答を得た法人は19,012法人(96.0%)。798法人は未回答。
- 回答を得た19,012法人のうち、ホームページがある法人は12,672法人(66.7%)。
- ホームページがある12,672法人のうち、貸借対照表及び収支計算書の全て若しくは一部を公表している法人は4,876法人(38.5%)。公表していない法人は7,796法人。
- 所轄庁別では、指定都市・中核市・一般市が所管する法人の公表割合が低調であり、中でも一般市が所管する法人で公表していない法人が3,747存在(公表していない法人の約半数)。

＜HPがある法人数及び割合＞

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	171 (90.5%)	63 (94.0%)	13 (65.0%)	75 (91.5%)	5 (100.0%)	1 (100.0%)	22 (88.0%)	350 (90.0%)
都道府県	1,168 (70.6%)	719 (73.7%)	85 (64.9%)	661 (58.6%)	20 (83.3%)	464 (50.3%)	95 (89.6%)	3,212 (65.0%)
指定都市	557 (78.9%)	335 (75.1%)	55 (62.5%)	731 (67.9%)	12 (85.7%)	134 (98.5%)	23 (88.5%)	1,847 (74.1%)
中核市	450 (70.1%)	263 (68.8%)	39 (55.7%)	663 (60.3%)	6 (85.7%)	39 (100.0%)	12 (66.7%)	1,472 (65.2%)
一般市	1,817 (70.1%)	915 (64.8%)	135 (56.0%)	2,267 (57.3%)	11 (73.3%)	630 (91.8%)	16 (53.3%)	5,791 (64.8%)
合計	4,163 (72.0%)	2,295 (69.9%)	327 (59.5%)	4,397 (59.9%)	54 (83.1%)	1,268 (71.1%)	168 (82.0%)	12,672 (66.7%)

＜HPで公表している法人数及び割合＞

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	81 (47.4%)	36 (57.1%)	8 (61.5%)	29 (38.7%)	3 (60.0%)	1 (100.0%)	17 (77.3%)	175 (50.0%)
都道府県	507 (43.4%)	361 (50.2%)	48 (56.5%)	220 (33.3%)	15 (75.0%)	278 (59.9%)	46 (48.4%)	1,475 (45.9%)
指定都市	198 (35.5%)	154 (46.0%)	33 (60.0%)	164 (22.4%)	11 (91.7%)	97 (72.4%)	9 (39.1%)	666 (36.1%)
中核市	164 (36.4%)	116 (44.1%)	16 (41.0%)	179 (27.0%)	3 (50.0%)	32 (82.1%)	6 (50.0%)	516 (35.1%)
一般市	640 (35.2%)	383 (41.9%)	59 (43.7%)	520 (22.9%)	8 (72.7%)	426 (67.6%)	8 (50.0%)	2,044 (35.3%)
合計	1,590 (38.2%)	1,050 (45.8%)	164 (50.2%)	1,112 (25.3%)	40 (74.1%)	834 (65.8%)	86 (51.2%)	4,876 (38.5%)

ホームページでの財務諸表の公開状況（都道府県別：平成25年7月末時点）

◆国所管

	HP開設法人数 (a)	公表法人数 (b)	公表割合 (b)/(a)
厚生労働本省	37	26	70.3%
地方厚生局	313	149	47.6%
小計	350	175	50.0%

◆都道府県（一般市含む）所管

北海道	341	206	60.4%
青森県	193	65	33.7%
岩手県	137	64	46.7%
宮城県	80	45	56.3%
秋田県	94	48	51.1%
山形県	133	69	51.9%
福島県	103	33	32.0%
茨城県	309	85	27.5%
栃木県	134	33	24.6%
群馬県	204	77	37.7%
埼玉県	440	94	21.4%
千葉県	299	103	34.4%
東京都	754	352	46.7%
神奈川県	257	113	44.0%
新潟県	192	83	43.2%
富山県	117	32	27.4%
石川県	126	33	26.2%
福井県	141	46	32.6%
山梨県	147	36	24.5%
長野県	170	75	44.1%
岐阜県	186	65	34.9%
静岡県	241	126	52.3%
愛知県	223	93	41.7%
三重県	193	90	46.6%
滋賀県	122	41	33.6%
京都府	158	50	31.6%
大阪府	425	110	25.9%
兵庫県	274	121	44.2%
奈良県	87	33	37.9%
和歌山県	109	80	73.4%
鳥取県	25	16	64.0%
島根県	157	61	38.9%
岡山県	127	40	31.5%
広島県	142	62	43.7%
山口県	115	33	28.7%
徳島県	94	42	44.7%
香川県	73	33	45.2%
愛媛県	83	39	47.0%
高知県	35	17	48.6%
福岡県	399	173	43.4%
佐賀県	124	36	29.0%
長崎県	203	58	28.6%
熊本県	263	79	30.0%
大分県	152	48	31.6%
宮崎県	140	67	47.9%
鹿児島県	262	135	51.5%
沖縄県	220	79	35.9%
小計	9,003	3,519	39.1%

◆指定都市所管

札幌市	112	47	42.0%
仙台市	52	25	48.1%
さいたま市	56	21	37.5%
千葉市	45	11	24.4%
横浜市	191	77	40.3%
川崎市	48	15	31.3%

	HP開設法人数 (a)	公表法人数 (b)	公表割合 (b)/(a)
相模原市	47	20	42.6%
新潟市	91	18	19.8%
静岡市	69	46	66.7%
浜松市	60	34	56.7%
名古屋市	131	35	26.7%
京都市	104	40	38.5%
大阪市	175	57	32.6%
堺市	73	20	27.4%
神戸市	117	43	36.8%
岡山市	50	17	34.0%
広島市	64	21	32.8%
北九州市	111	48	43.2%
福岡市	139	52	37.4%
熊本市	112	19	17.0%
小計	1,847	666	36.1%

◆中核市所管

旭川市	24	9	37.5%
函館市	20	7	35.0%
青森市	41	13	31.7%
盛岡市	33	12	36.4%
秋田市	32	11	34.4%
郡山市	17	10	58.8%
いわき市	30	8	26.7%
宇都宮市	43	7	16.3%
前橋市	39	33	84.6%
高崎市	48	9	18.8%
川越市	21	7	33.3%
船橋市	19	3	15.8%
柏市	20	4	20.0%
横須賀市	28	8	28.6%
富山市	46	15	32.6%
金沢市	65	6	9.2%
長野市	33	8	24.2%
岐阜市	25	7	28.0%
豊橋市	26	5	19.2%
豊田市	11	6	54.5%
岡崎市	24	11	45.8%
大津市	37	16	43.2%
高槻市	26	6	23.1%
東大阪市	34	7	20.6%
豊中市	22	5	22.7%
姫路市	46	15	32.6%
西宮市	32	10	31.3%
尼崎市	27	7	25.9%
奈良市	29	11	37.9%
和歌山市	34	5	14.7%
倉敷市	30	20	66.7%
福山市	68	12	17.6%
下関市	27	12	44.4%
高松市	37	14	37.8%
松山市	38	19	50.0%
高知市	24	3	12.5%
久留米市	56	44	78.6%
長崎市	80	25	31.3%
大分市	40	11	27.5%
宮崎市	57	25	43.9%
鹿児島市	83	50	60.2%
小計	1,472	516	35.1%

合計	12,672	4,876	38.5%
----	--------	-------	-------

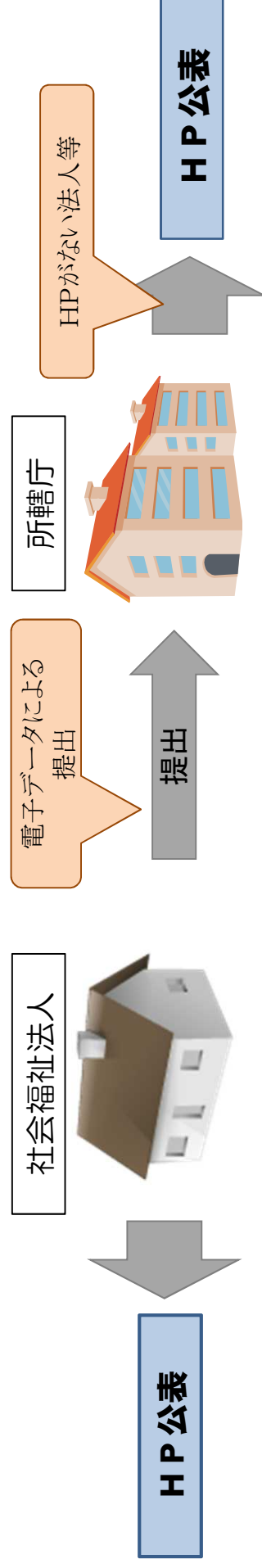
社会福祉法人の財務諸表の公表に関する対応方針

趣旨

- 社会福祉法人は、地方公共団体に代わって社会福祉事業を実施している側面もあり、補助金等が交付され、税制優遇も受ける公益性の高い法人であり、国民に対して経営状態を公表し、経営の透明性を確保していくことは、その責務である。
- また、社会福祉法人の情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断材料となる。
- これらのことから、社会福祉法人の財務諸表の公表については、以下の方針で対応する予定。

対応方針

- ① 閲覧請求等の条件を見直した上で、**社会福祉法人に対し財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化**（制度改正）。
- ② **社会福祉法人に対し所轄庁への現況報告書**（付属資料である財務諸表を含む。）の提出を電子データで行わせることを義務化（様式例及び審査基準の改正）。
- ③ 全ての社会福祉法人におけるインターネット上の財務諸表の公表の完全実施までの間は、①によって義務化された場合であっても、ホームページが存在しない法人や未公表法人が存在することも想定されるため、②により所轄庁に提出された電子データ化された当該法人の財務諸表を、**所轄庁のHPで公表**する。

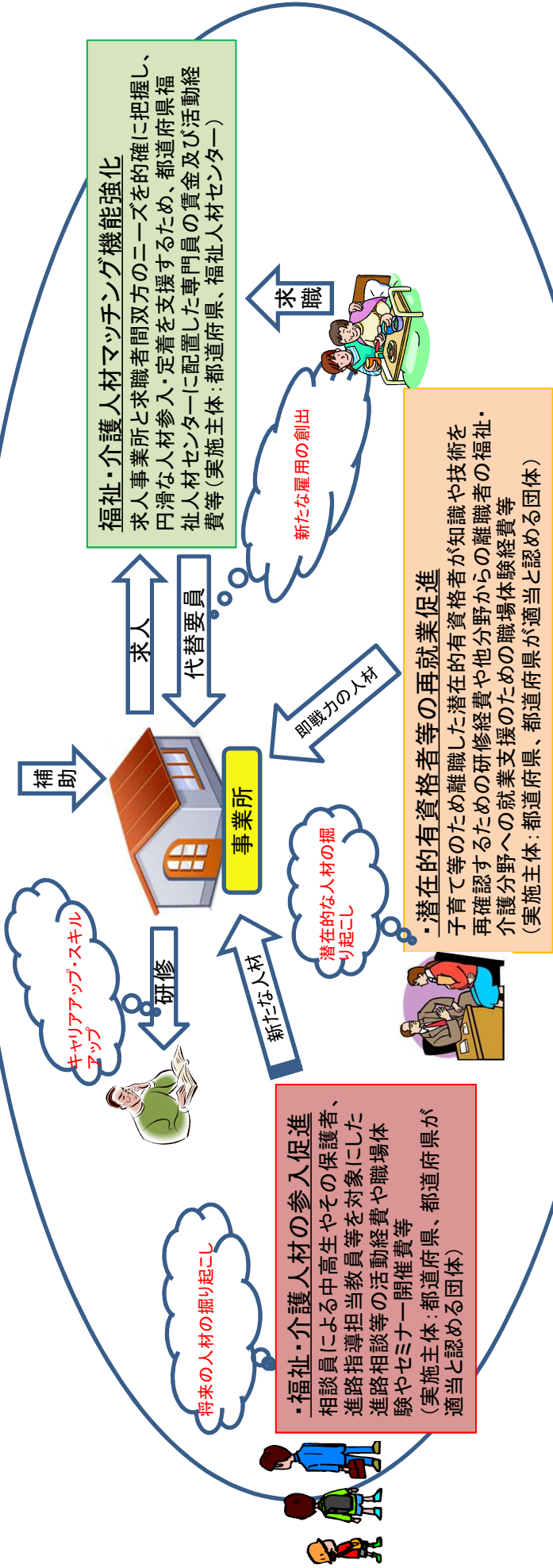


福祉・介護人材確保緊急支援事業 平成25年度補正予算:520億円の内数

- 福祉・介護分野については、介護職員が、2012年度149万人に対して2015年度までに165～173万人必要とされており、また2025年度には更に100万人必要と推計されている。
- また、現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後もこの傾向が維持される可能性が高いため、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。
- さらに「社会保障制度改革国民会議」報告書(25年8月6日)においても、地域包括ケアを支えるサービスの確保には介護職員等の人材確保が必要とされている。
- よって、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、引き続き当該事業を実施するとともに、所要額の積み増しを行い、福祉・介護人材確保の一層の推進を図るものである。

・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保

介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇いあげるための費用を補助(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)



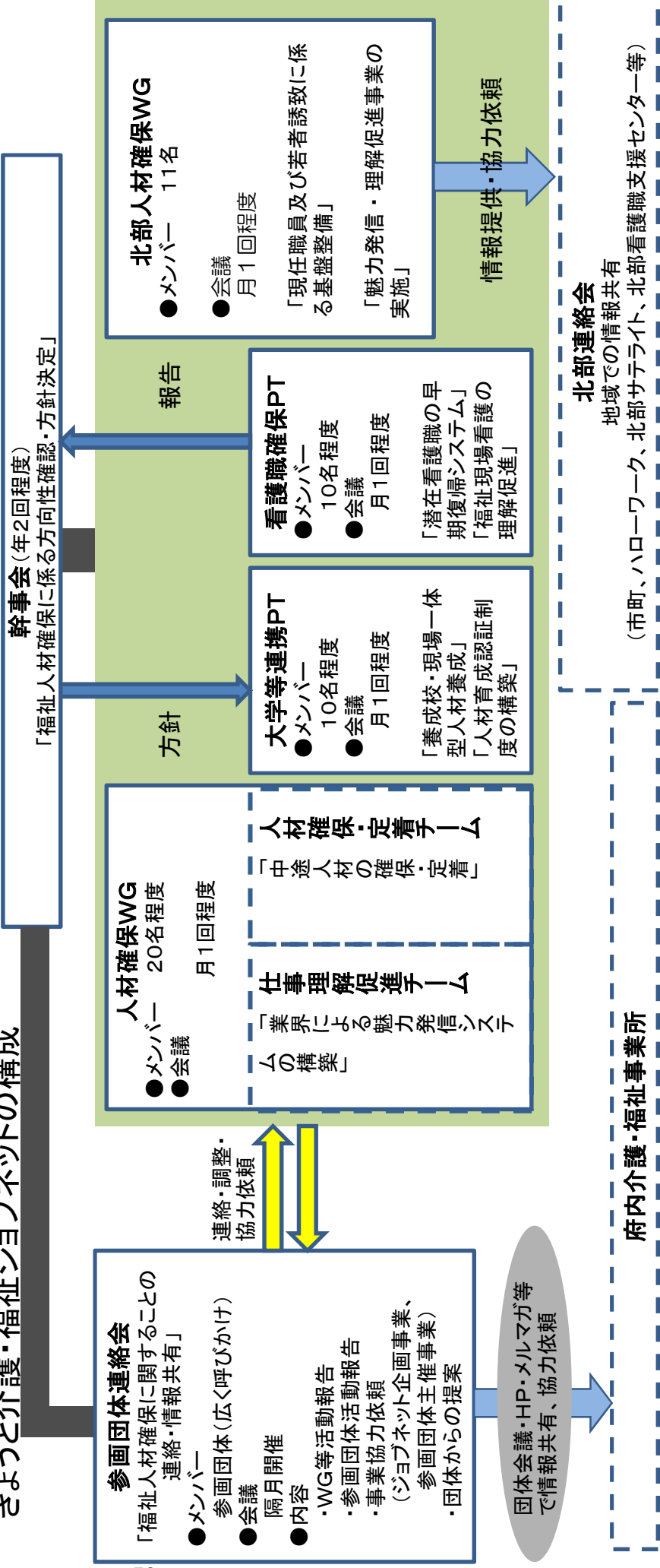
都道府県による取組

① 京都府における介護人材確保・定着に向けた取組

京都府の取組

- I 福祉人材育成認証制度の普及・推進
- II 3年間(平成24年度～平成26年度)で新たに福祉人材6,000人の確保及び定着を推進
- III 府北部地域での福祉人材確保(3年間で900人)
- O 「きょうと介護・福祉ジョブネット」の構築。
 - ・介護現場の職員、関係団体が参集し意見を交わす人材のプラットフォームにおいて、プロジェクトチームやワーキンググループを設置し、人材確保・定着に向けた事業や大学等と連携した取組を実施。

きょうと介護・福祉ジョブネットの構成



② 広島県における介護人材確保・定着に向けた取組

第5期ひろしま高齢者プラン

・質の高い人材育成・確保に向けた事業者、関係団体等の主体的な取組を促し、総合的に支援

保険者や事業者等の主体的な取組を促進するため協議会を設置

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会 ※運営は広島県社協、運営経費は広島県の負担

【構成員】※以下のように行政や職能団体、事業者団体などで構成

広島県、広島労働局、広島県社会福祉協議会、広島県看護協会、広島県介護福祉士会、広島県社会福祉士会、日本介護福祉士養成施設協会、日本社会福祉教育学校連盟、日本社会福祉士養成校協会、介護労働安定センター、広島県社会福祉施設経営者協議会、広島県老人福祉施設連盟、広島県老人保健施設協議会、広島県身体障害者施設協議会、広島県知的障害者福祉協会、広島県訪問介護事業者連絡協議会、広島県生活協同組合連合会、広島県教育委員会、(広島県市長会、広島県町村会：平成25年度参画予定)

【情報提供・啓発部会】

- 社会的認知の確立や中・高校生
の理解促進に向けた情報提供や啓
発

【人材確保・育成部会】

- 福祉介護人材の安定的確保に向
けた体制の整備
- 従事者全体の知識・技術の底上
げと高度な資質を有する人材の育成

【就業環境改善部会】

- 福祉・介護事業所における就業
環境改善の推進

広島県におけるビジョンの共有⇒利用者・従事者にとっての「魅力ある環境づくり」

【情報提供・啓発に関する取組】

- 小学校、中学校、高等学校への介護職の
実態を描写した図書(コミック)の寄贈
- 「介護の日フェスタin広島」の実施, 「介護
の日」ポスター募集
- 職業の選択肢としての動機付けのため、
学生等への施設見学&体験バスツアーの
実施 等

【人材確保・育成に関する取組】

- マッチング機会を提供するため、合同
求人説明会や合同就職相談会を開催
- 介護職の就業体験の実施
- 新人教育を充実させるための新任職
員教育担当者研修の実施
- 事業所選択眼養成講座や人材確保
能力向上研修の開催 等

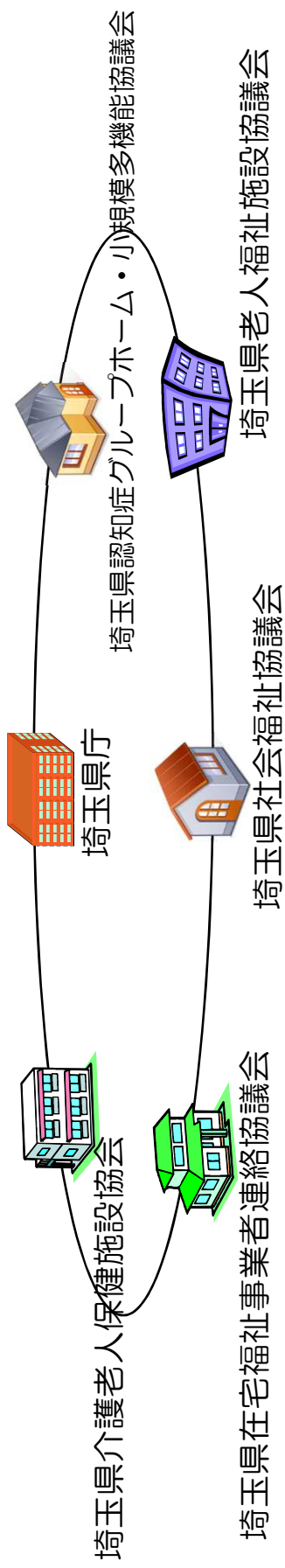
【就業環境の改善に関する取組】

- 自己点検ツールの提供による人材の
確保・定着に向けた就業環境改善等の
取組の促進
- 就業環境改善シンポジウムの開催に
よる改革・発展に向けた機運醸成と意
識改革の促進 等

③ 埼玉県における介護人材の確保・定着に向けた取組（平成25年度から）

介護職員しかり応援プロジェクト

介護職員しかり応援プロジェクトチームの設置



介護人材の確保・定着に向けた取組方針

- 介護職のイメージアップ
- 魅力ある職場づくりの促進
- 介護職員の給与アップ

介護職員合同入職式の実施

- ・新たに介護職員となった方を知事が激励
- ・知事メッセージの交付や記念講演を実施
- ・平成25年度は262事業所から約800人が参加

表彰の実施

- ・離職率が低い事業所や資格取得に積極的な事業所等を表彰
- ・優れた処遇を行った介護職員や事業所を表彰

介護職員給与改善の取組

- ・経験や資格に応じたモデル給与表を作成し事業所に給与改善の働きかけ
- ・給与水準が低い事業所に公認会計士を派遣し、個別指導を実施

魅力ある取組の情報発信

- ・県や各団体のHP等 ⇒ プロジェクトのPR、表彰対象事業所の取組紹介、介護職員からのビデオメッセージなど

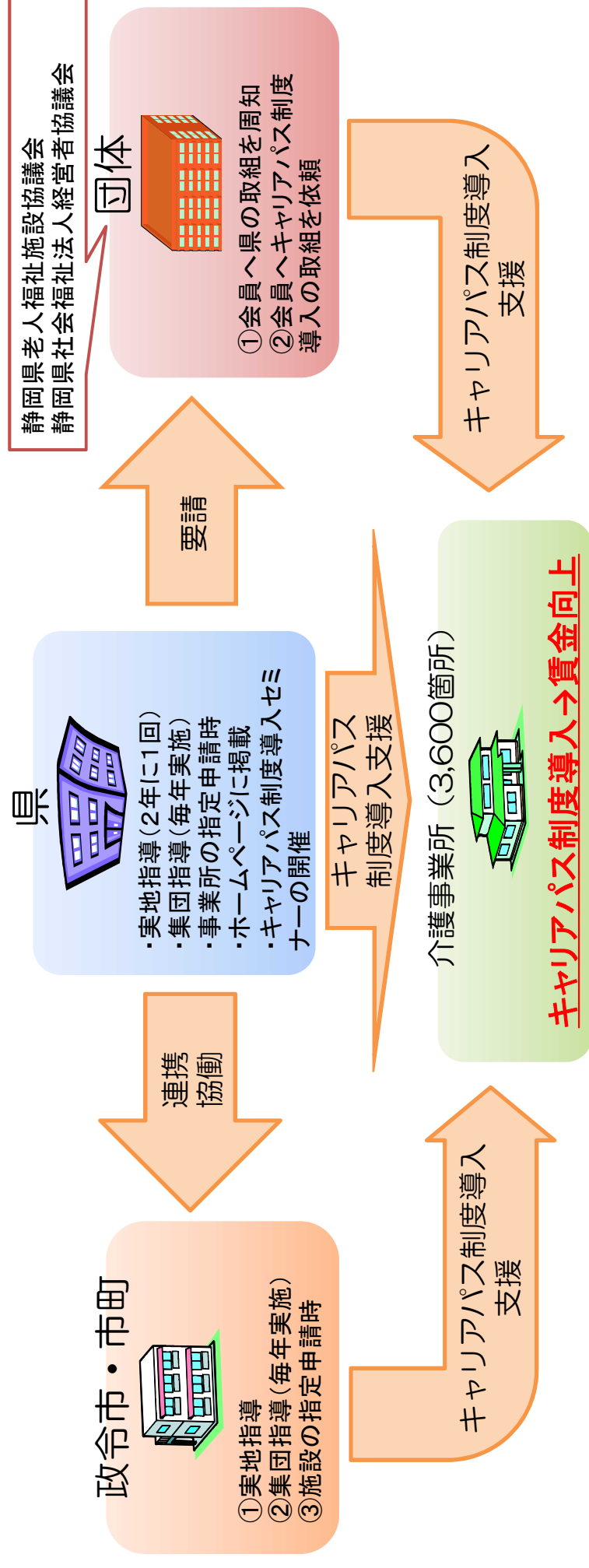
④ 静岡県における介護人材の確保・定着に向けた取組（平成25年度から）

○ 介護人材の確保対策の一環として、介護職員の賃金水準の向上を図り、介護職員が長く働きやすい環境をつくるため、各事業所にキャリアパス制度の導入を支援する取組を実施。

<背景>

- ・ 県内の有効求人倍率は、平成25年3月現在、全産業では0.78倍だが、介護分野は2.02倍と慢性的な人材不足の状況。
- ・ 人材不足の要因としては、賃金水準の低さがあり、賃金水準が低いのは勤続年数が短いことが原因との認識。
- ・ 処遇改善加算は、全事業所の81.7%が算定。ただし、キャリアパス要件の「要件Ⅰ」を算定している事業所は、特別養護老人ホームでは81.7%であるが、居宅系サービス事業所では57.9%と低くなっている。

○ 具体的な取組としては、キャリアパス制度導入セミナーの開催や、実地指導等の際にキャリアパスの参考例（平成24年度作成）を提示することにより、キャリアパス制度導入を促す。



⑤ 高知県における介護人材の確保・定着に向けた取組

- 高知県では、少子高齢化が進む中、介護の担い手となる介護職員の不足が懸念されるといふ問題意識のもとで、介護人材の確保・定着に向けた取組として、積極的な広報活動を展開している。
- 具体的には、福祉・介護の仕事について、正しい認識を広めるとともに、より多くの若い世代に福祉・介護分野への就業を選択してもらえよう、福祉・介護の仕事の魅力伝えるため、パンフレットを作成し、県内の中学校、高校、専門学校等に配布するなどの取組を行っている。

広報
(パンフレット・TV)

【漫画を活用したPR広報】

- くさか里樹さん(高知県出身)の漫画「ヘルプマン」のイラストを使用したパンフレットを7万部作成し、県内の中学校・高校・専門学校に配布。

【テレビを活用したPR広報】

- 毎週月曜日に3分間程度の番組枠の中で、県内で介護の仕事に従事している若者をクローズアップし、介護の仕事の魅力を紹介している。

セミナーの開催

- 中山間地域の介護人材の確保に向けた取組として、中高生や保護者、福祉の仕事に興味のある一般の方を対象にセミナーを開催。
※平成25年度からの新規事業として実施

- セミナーでは、希望者に対して施設見学や介護体験などを実施

協議会の設置
(高知県福祉・介護人材確保推進協議会)

- 高知県庁(福祉部局・労働部局・教育委員会)、高知労働局、ハローワーク、介護労働安定センター、福祉人材センター、看護協会、介護福祉士会、老人福祉施設協議会ほか事業主団体、専門学校などが参加。
- 人材確保に関する取組の情報共有の場として、協議会を設置。
※年2回開催(県庁と労働局が事務局となり、各1回ずつ主催)

職 地 発 0 2 0 6 第 1 号
平 成 2 6 年 2 月 6 日

各都道府県雇用対策担当部（局）長 殿

厚生労働省職業安定局
地 域 雇 用 対 策 室 長

緊急雇用創出事業の拡充等について

平素より、職業安定行政へ御理解御協力を賜りまして感謝申し上げます。

全国の雇用情勢の改善が進んでいるものの、一部に厳しさがみられる中、本日、緊急雇用創出事業の拡充（地域人づくり事業の創設：1,020億円、事業復興型雇用事業の拡充：448億円、震災等緊急雇用対応事業の実施期間の延長）等を内容とする平成25年度第1次補正予算が成立しました。

これを受け、同事業を実施するため、新たな事業の創設等を内容とする交付要綱、実施要領及び関連通知の発出並びに交付基準額の内示等を行ったところです。

つきましては、下記に留意の上、早期からの積極的かつ効果的な事業運営をお願いいたします。

記

1 地域人づくり事業の創設について

(1) 事業の概要

地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大を通じて「全員参加」を可能とする環境を整備する（「雇用拡大プロセス」）とともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進（「処遇改善プロセス」）する。

(2) 実施期間

事業実施期間は、平成26年度末までとする。ただし、平成26年度末までに開始した事業については、平成27年度末までの実施を可能とする。

(3) 対象地域

対象地域は、全都道府県とする。

都道府県において、「人づくり」を必要とする地域を指定し、域内の一部の地域

を事業実施地域として定めることも可能とする。

(4) 事業委託先

民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等。

(5) その他

プロセスごとの目標の達成状況、事業効果を把握する必要があることから、必要に応じて都道府県に対して報告を求める予定であるので、あらかじめ認識いただきたいこと。

2 事業復興型雇用創出事業の拡充等について

(1) 実施期間

事業の実施期間について、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の災害救助法適用地域に限り、平成 26 年度末までに開始した事業について 3 年間支援（平成 29 年度末まで）とする。

(2) 対象となる失業者

今般の措置による事業復興型雇用創出事業の対象となる失業者は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者とする。

(3) その他

事業復興型雇用創出助成金は、「東日本大震災からの復興施策に関連する（中略）事業であって、（中略）将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待されるものを実施する被災地域の事業所に対し支給するもの」である（事業復興型雇用創出事業実施要領（以下「事業復興型実施要領」という。）2「助成対象事業所」）。

このため、事業復興型実施要領 2 (2) に該当する事業として、各自治体が決定する産業政策については、東日本大震災からの復興施策に関連する政策であることに加えて、高い雇用創出効果が期待されることが必要である。

例えば、

- ① 単なる経営相談の活用や商談会、セミナーへの参加に過ぎない場合は、当該事業が産業政策として実施しているものであっても、本助成金の対象となる産業政策として適当ではない。
- ② 産業政策による支援の前に既に雇い入れているなど産業政策の支援と雇い入れとの間に関連の薄いものなどは適当ではない。

なお、上記に従い、対象となる産業政策の見直しを行う場合、見直し後の産業政策の適用については、支給申請に係る雇用者の最初の雇入れ日が平成 26 年 7 月 1 日以降のものとして差し支えない。

3 震災等緊急雇用対応事業の延長等について

(1) 事業期間の延長

事業実施期間について、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の災害救助法適用地域に限り、平成 26 年度末まで（平成 26 年度末までに開始した事業については平成 27 年度末まで）延長する。

(2) 対象となる失業者

今般の措置による震災等緊急雇用対応事業の対象となる失業者は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者とする。

4 その他留意点

(1) 緊急雇用創出基金事業等は、各地域の社会経済情勢に応じ、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るための事業及び家計所得の増大等在職者の処遇改善に向けた取組を推進することから、個別事業実施の適否に係る判断は、一義的には当該地域における雇用対策や人づくりの必要性及び効率性や、事業実施に係る効果等から判断されるべきである。このため、各都道府県雇用担当部局におかれては、このような観点から個別の事業の必要性を判断することが必要であり、単に本事業の実施要件に形式的に適合することのみをもって、他の行政分野の需要を満たす事業を実施するのではなく、真に必要な事業が実施されるようチェックする機能を担っていただきたいこと。

(2) 緊急雇用創出基金事業等では、事業の実施に際し、障害者、未就職卒業者その他就職が困難な者等に対し、雇用・就業機会が提供されるよう配慮することとしており、この趣旨を改めて徹底していただきたいこと。

また、震災等緊急雇用対応事業の実施地域が被災地域となる一方で、こうした地域からの避難者は依然として全国の都道府県に存在することから、特に被災地域以外において、地域人づくりを実施するに当たっては、被災求職者に優先的に雇用・就業機会が提供されるよう配慮していただきたいこと。

(3) 地域人づくり事業については、各都道府県から提示された執行可能な必要額に基づき交付基準額を内示していることから、交付額については、確実に早期執行していただきたいこと。

5 交付基準額の交付決定等について

(1) 交付申請

都道府県からの交付申請に基づいて速やかに交付決定をするものであること。なお、交付申請時期については、追って通知すること。

(2) 交付決定について

平成 25 年度補正予算につき、今年度内の交付及び基金化を原則とするものであること。なお、特段の理由により交付時期を平成 26 年度に繰り越す場合、これを可能とするが、原則は前述のとおりであること。

- 6 今後の流れについて（現時点で想定し得るもの）
- （1）交付基準額の内示、交付要綱、実施要領の発出
 - （2）都道府県議会における補正予算の審議、成立〔都道府県〕（可能な限り早期に）
 - （3）交付申請〔都道府県〕（原則平成 25 年度中）
 - （4）交付決定（原則平成 25 年度中）
 - （5）基金積み増し〔都道府県〕（原則平成 25 年度中）

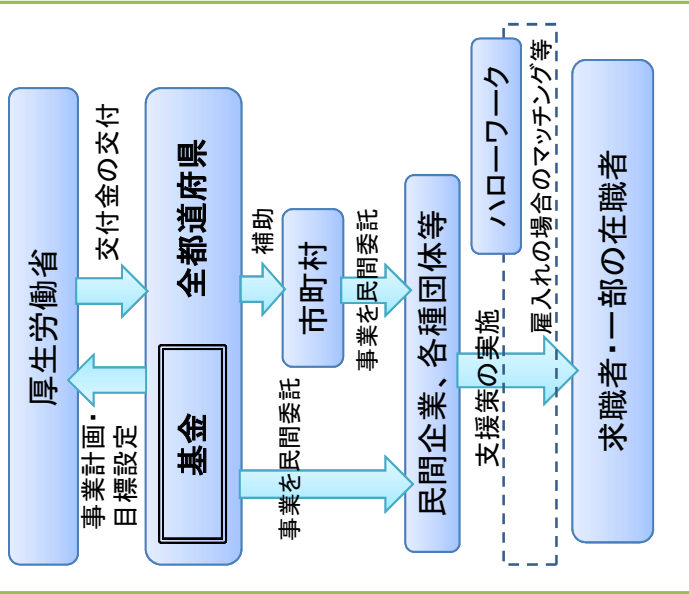
地域人づくり事業の概要

平成25年度補正予算
1,020億円

趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム



地域の多様な「人づくり」を通じた
雇用拡大・賃上げ促進

概要

- 事業期間は、事業開始（平成25年度補正予算成立）から、平成26年度末まで。（ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。）
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス

…失業者（無業者）の就職に向けた支援

- （例）
- 【雇入れを伴うもの】
- ① 未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れるの座学研修・企業実習／
 - ② 高齢者等を雇い入れるの介護補助事業等（支弁費用）人件費、研修費、企業実習受入経費
- 【雇入れを伴わないもの】
- ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
 - ④ 中小企業の情報発信／
 - ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
 - ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング 等（支弁費用）説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

- （例）
- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング（若手社員向け）・雇用管理研修（管理者向け）／
 - ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
 - ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣等（支弁費用）研修費（講師謝金、アドバイス費用）等

※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

雇用拡大プロセスの例

介護人材確保支援事業

(概要)

介護事業所が地域の若年者等の無業者を、有期雇用契約にて雇入れ、業務に従事させながら訓練を受講させることにより能力を高め、正規雇用につなげる。

(効果)

介護人材確保、育成
(委託先のイメージ)

・人材確保や人材育成に取り組む介護施設



働きながら
訓練

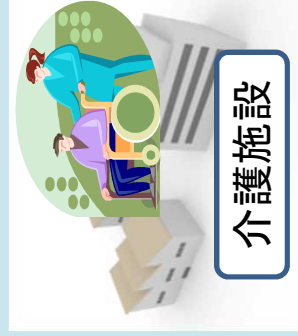


(例) 介護人材不足対
策を実施したい

委託

介護人材の確保、
育成を委託

事業実施計画
(事業目標含)
の提出



雇用
(有期雇用)

介護人材確保、育成
正規雇用化

事業
目標
新規就職者〇〇人
(うち正規雇用化〇〇人)

※ 本資料はあくまで想定し得る事業のイメージを示したものです。実際に実施される事業は、各自治体により異なりますのでご注意ください。

※ 本事業例を参考に事業を実施する場合でも、実施要領等で示した要件に合致しない事業は実施できませんので、ご注意ください。

処遇改善プロセスの例

介護業雇用管理等相談援助事業

(概要)

介護業界における賃上げ等処遇改善の取組を推進するため、介護事業団体等が、介護事業主を対象に、中小企業診断士等の専門家による雇用管理等の相談援助を実施する。

(効果)

・介護業界における若者等の離職防止

(委託先のイメージ)

・介護事業団体、労務管理を専門に扱う団体 等



(例) 定着率に問題のある介護業界の処遇改善に取り組みたい

※ 本資料はあくまで想定し得る事業のイメージを示したものです。実際に実施される事業は、各自治体により異なりますのでご注意ください。

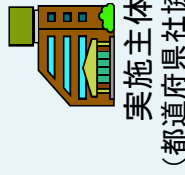
※ 本事業例を参考に事業を実施する場合でも、実施要領等で示した要件に合致しない事業は実施できませんので、ご注意ください。

介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

平成24年度経済危機対応・地域活性化予算 81億円

- 超高齢化社会に向けて多くの介護・福祉人材の確保が喫緊の課題。若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士養成施設等の入学者に対し修学資金の貸付を行う介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に要する貸付原資を確保する。
 - また、家庭の経済格差が子どもへの教育格差につながる傾向がある一方で、生活保護世帯の者が高等学校卒業後に大学や専門学校等への進学を希望した場合に、学費や生活費等を支援する仕組みが十分ではない。
- 貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切り生活の安定に資する資格の取得を支援するため、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に介護福祉士養成施設等への就学を希望する場合には、現在の授業料などの修学資金に加えて、在学中の生活費の一部を上乗せする貸付内容の拡充を行う。

介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み



貸付

(貸付内容)

- 貸付額(上限) 5万円(月額)
- ・学費
- ・入学準備金 20万円
- ・就職準備金 20万円
- ・生活費 4万2千円(月額)【新】
→生活保護世帯の子どもに貸与する場合には上乗せ

- 貸付利率：無利子
- 一定の要件を満たした場合、返済を全額免除



生活保護世帯の子どもに貸与する場合、
○在学期間中の修学資金及び生活費を貸付
○在学中は、**介護施設等でアルバイトをしながら就学することを想定**

(在学中の生活のイメージ)

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
曜日							
9:00~10:00							アルバイト
曜日							
10:00~12:00							
曜日							
13:00~14:00							
曜日							
14:00~18:00							アルバイト
曜日							
18:00~							

※ 事業費には、貸付原資及び貸付に要する事務費(平成20年度補正と同じ)を含む

借り受けた修学資金の返済を全額免除

新旧対照表

介護福祉士等修学資金の貸付けについて（案）（平成5年5月31日厚生省社援発164号各都道府県知事あて厚生事務次官通知）

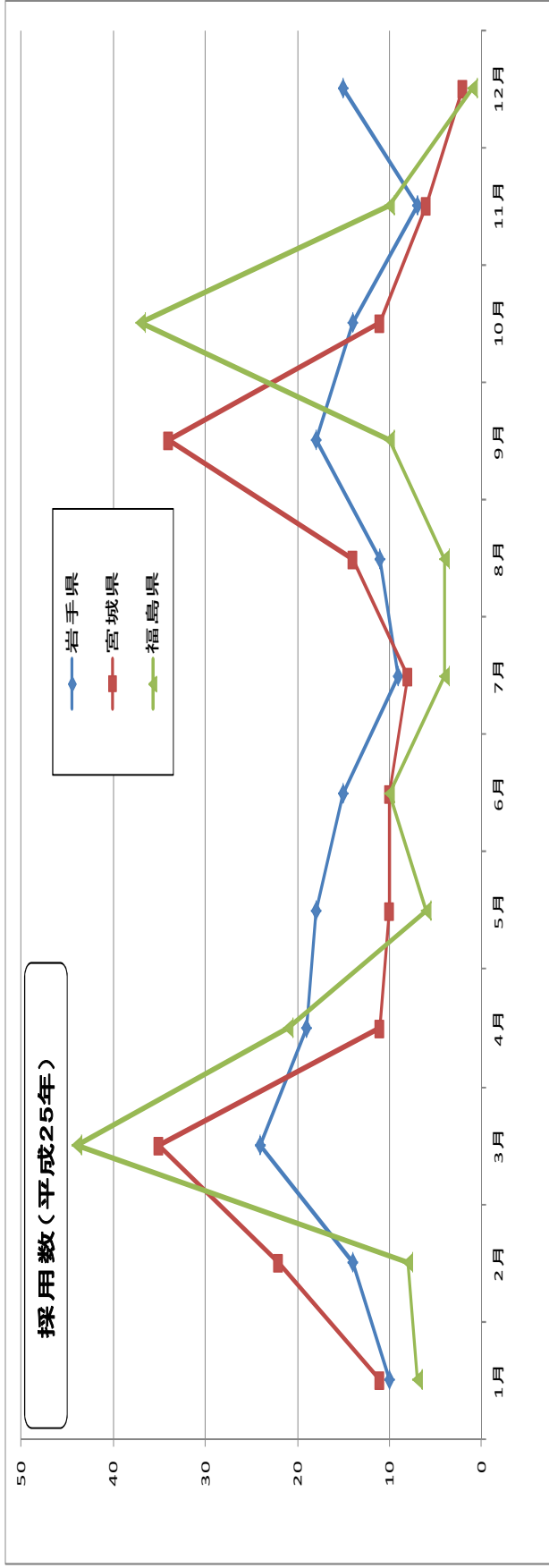
改正後	改正前
<p>第4 貸付期間及び貸付額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付額は、養成施設等に在学する者にあつては月額50,000円以内、実務者養成施設等に在学する者にあつては200,000円以内とする。ただし、養成施設等に在学する学生については、貸し付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては初回又は最終回のいずれかに限る。）加算することができるものとする。</p> <p>また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であつて、養成施設等に入学し、在学する者については、<u>養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を加算することができるものとする。</u>なお、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は同一年度において同額とする。</p>	<p>第4 貸付期間及び貸付額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付額は、養成施設等に在学する者にあつては月額50,000円以内、実務者養成施設等に在学する者にあつては200,000円以内とする。ただし、養成施設等に在学する学生については、貸し付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては初回又は最終回のいずれかに限る。）加算することができるものとする。</p> <p>また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であつて、養成施設等に入学し、在学する者については、<u>養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、生活扶助基準の居宅（第一類）掲げる額のうち貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算することができるものとする。</u>なお、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は同一年度において同額とする。</p>

(別表)

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

被災三県の福祉人材センターにおける取組（福祉施設等への採用実績）



採用数（25年）	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	10	14	24	19	18	15	9	11	18	14	7	15
宮城県	11	22	35	11	10	10	8	14	34	11	6	2
福島県	7	8	44	21	6	10	4	4	10	37	10	1
全国計（被災3県除く）	901	867	1,531	1,091	822	643	682	737	778	1,095	837	828

採用数（24年）	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	12	13	27	17	27	27	14	8	21	14	14	14
宮城県	30	10	32	24	19	26	6	22	5	5	38	10
福島県	11	14	25	30	11	17	14	3	11	45	29	14
全国計（被災3県除く）	831	1,023	1,649	951	846	570	593	697	613	884	946	919

採用数（23年）	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	13	8	13	5	20	11	16	6	20	20	13	6
宮城県	13	6	9	4	10	11	25	8	6	10	13	5
福島県	3	3	3	3	4	9	2	2	2	1	2	28
全国計（被災3県除く）	759	970	1,522	839	708	520	563	677	679	780	793	980

出典：中央福祉人材センター「福祉人材情報システム」

被災地における福祉・介護人材確保事業

26年度予算(案) 1.9億円
(東日本大震災復興特別会計)

【目的】

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、特に福祉・介護人材の確保が困難になっている福島県で従事する介護人材を広域的に確保する

【ポイント】

- 県外からの就職予定者に対し、福島県相双地域等の介護施設等における就労を条件として奨学金(学費15万円(上限)、就職準備金30万円)を貸与するもの (※2年間就労した場合に全額返済免除)
- 貸付対象者は他地域から就労する者であることに配慮し、現地の住宅情報の提供等、住まいの確保を支援する

【事業概要】 福島県が適当と認める団体(実施主体)

研修受講費の貸与

【貸付対象者】
福島県相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者

【研修メニュー】
・無資格者 介護職員初任者研修
・有資格者 県社協等が実施する現任者向け研修

【貸付内容】
①学費 15万円を上限(実費の範囲内)
②就職準備金 30万円
※ 住宅確保に要する初期費用(敷金等)相当額を就職準備金に上乘せ

【貸付条件等】
・福島県が適当と認める団体が示す施設における就労を条件
・当該施設で2年間従事した場合に全額返済免除
※ 就職準備金部分は1年間の従事により免除

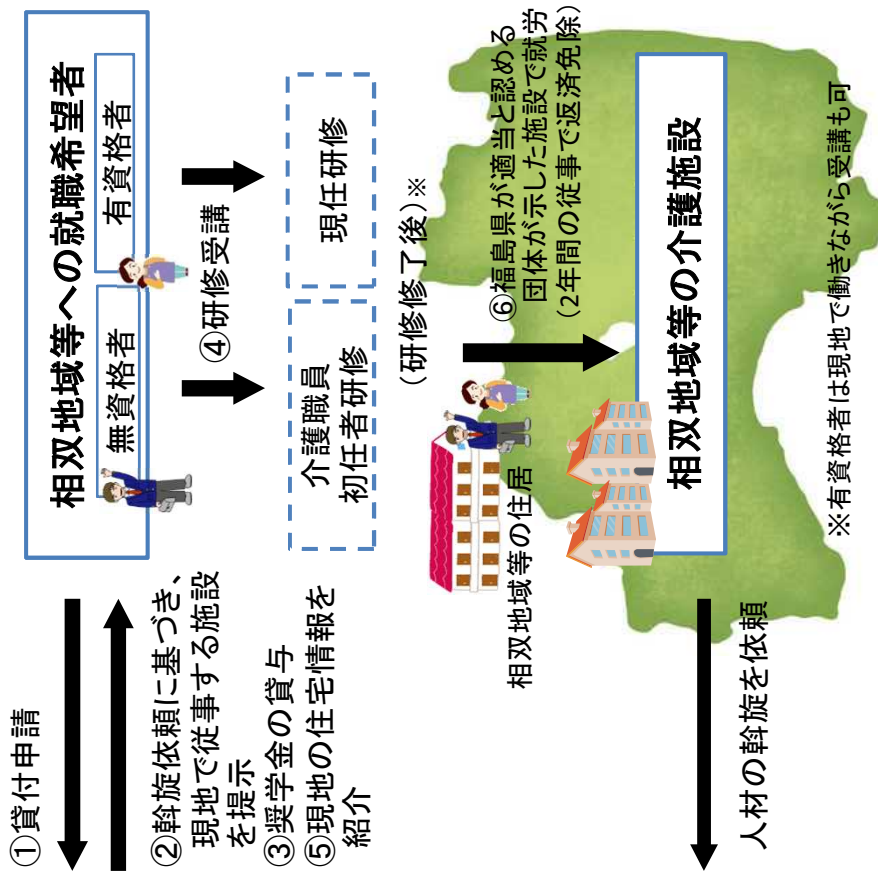
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

※ 本事業は福島県単独事業との連携を検討

【事業の流れ】



2. キャリア支援専門員・事業所アドバイザーの保有資格(複数回答)

都道府県名	キャリア支援専門員											事業者アドバイザー									
	24年度	25年度										24年度	25年度							増減予定	
	配置人数	配置人数	保有資格(複数回答)										配置人数	配置人数	保有資格(複数回答)						
社会福祉士			精神保健福祉士	介護福祉士	介護支援専門員	社労士	キャリア	HWOB	その他	その他資格内容	増減予定	公認会計士			社労士	中小企業診断士	弁護士	税理士	その他		その他資格内容
合計	144	138	21	3	25	12	6	10	4	36		40	35	6	14	4	5	1	5		
平均	4	4	1	1	2	1	2	1	1	2		4	5	2	2	2	2	1	5		
配置C数	38	38	15	3	14	9	3	7	4	17		10	7	4	7	2	3	1	1		
北海道	7	7	1																		
青森県	2	2										3	3	1	1		1				
岩手県	5	7						1	1					4							
宮城県	1	1								1	ヘルパー										
秋田県	1	1																			
山形県	2	2			1																
福島県	3	4	1		2					2	保育士、社会福祉主事										
茨城県	6	6						1		2	教員免許	1									
栃木県	3	3	2		1	1															
群馬県	3	2	1		1																
埼玉県	3	2						1													
千葉県	3	3								3	職業紹介業務経験者、ヘルパー2級										
東京都	5	5	2		3	1															
神奈川県	4	4	1		1	1															
新潟県	3	2			2					2	社会福祉主事任用、ヘルパー2級、福祉用具専門相談員										
富山県	2	2	2	1	1	1															
石川県																					
福井県								1													
山梨県	2	2																			
長野県	4	4					1				訪問介護員2級、衛生管理者										
岐阜県	3	3								3	社会福祉主事、保育士	2									
静岡県	2	2	1							1	介護職員基礎研修										
愛知県																					
三重県	4	5			2	1				6	看護師・社会福祉主事・ヘルパー2級・福祉用具専門相談員										
滋賀県	4	3	1							1	保育士										
京都府																					
大阪府	13	13	4	1	6	3		2	2	2	ヘルパー1級、2級										
兵庫県	2	2	1																		
奈良県	4	4						2	1												
和歌山県	5	3	1							1	教員	4	4	1	1	1	1				
鳥取県																					
島根県	3	4			1			2		3	教員免許(小・中・高)、福祉住環境コーディネータ、ヘルパー2級										
岡山県	4	1										2	2	2							
広島県																					
山口県	5	5					4			1		4	4								
徳島県																					
香川県	2	1			1							2									
愛媛県	5	5	1	1	2	2	1			1	保健師	2	2	1			1				
高知県	3	3			1	1															
福岡県	3	3																			
佐賀県	4	4	1							3	ヘルパー、保育士										
長崎県	4	3						1			栄養士、中学校教員免許										
熊本県	4	4								2	職業紹介責任者、社会福祉主事、児童指導員、ヘルパー2級、中学校・高等学校教員	12	12	3	3	3	3				
大分県	4	4			1			1	2		社会福祉主事任用資格										
宮崎県																					
鹿児島県	7	7	1									8	8	1	2			5			
沖縄県																					

3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

① 求職者向けの出張個別相談

都道府県名	ハローワーク				市区町村社協				養成校、大学、高校等※1									
	24年度実績				25年度計画		24年度実績				25年度計画		24年度実績				25年度計画	
	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数
合計	302	5,103	15,010	1,740	261	4,452	63	232	401	57	56	179	408	462	1,795	983	229	363
平均	8カ所	128回	385件	109件	7カ所	124回	6カ所	21回	50件	19件	7カ所	22回	18カ所	21回	106件	109件	13カ所	20回
取組みC数	40				36		11				8		23				18	
北海道	22カ所	212回	465件		18カ所	205回							11カ所	11回	31件		10カ所	12回
青森県	8カ所	15回	69件		8カ所	16回												
岩手県	1カ所	19回	63件		1カ所	11回					1カ所	11回					17カ所	17回
宮城県	9カ所	82回	293件		9カ所	89回												
秋田県																		
山形県	7カ所	84回	425件	106件	7カ所	84回												
福島県	8カ所	116回	422件		8カ所	96回												
茨城県	3カ所	72回	86件	19件	3カ所	72回	8カ所	59回	149件	53件	10カ所	65回	10カ所	17回	198件	198件	10カ所	20回
栃木県	11カ所	263回	751件	不明	11カ所	242回												
群馬県	2カ所	23回	26件	6件	2カ所	30回					1カ所	2回	2カ所	2回	16件	不明	2カ所	2回
埼玉県	13カ所	52回	180件		13カ所	50回							7カ所	10回	334件	195件	未定	
千葉県	12カ所	108回	369件															
東京都	14カ所	469回	1167件	234件	14カ所	372回	2カ所	31回	46件		2カ所	36回						
神奈川県	11カ所	392回	1200件		11カ所	250回	7カ所	7回			7カ所	7回	58カ所	58回			60カ所	60回
新潟県	7カ所	125回	513件		7カ所	125回							5カ所	7回	136件	87件	5カ所	5回
富山県	6カ所	108回	181件		6カ所	108回							2カ所	3回	3件	80件	2カ所	3回
石川県	9カ所	66回	149件	28件	9カ所	66回							15カ所	31回	439件		13カ所	30回
福井県																		
山梨県																		
長野県	12カ所	143回	1350件	602件	12カ所	144回												
岐阜県	8カ所	249回	765件	50件	8カ所	240回												
静岡県	9カ所	88回	371件	66件	8カ所	72回							1カ所	1回	6件		1カ所	1回
愛知県	11カ所	138回	876件		3カ所	48回	2カ所	21回	60件									
三重県	10カ所	79回	346件	135件	10カ所	79回												
滋賀県	1カ所	10回	31件	12件	1カ所	12回							6カ所	8回	40件	33件	3カ所	4回
京都府	5カ所	46回	119件															
大阪府	5カ所	14回			6カ所	30回	3カ所	3回			3カ所	3回	52カ所	111回			50カ所	100回
兵庫県	12カ所	13回	33件	不明	未定	未定					未定	未定	39カ所	39回	39件	不明	未定	未定
奈良県	3カ所	99回	365件	82件	2カ所	76回							8カ所	30回	192件		8カ所	30回
和歌山県	1カ所	26回	52件		1カ所	47回												
鳥取県																		
島根県	1カ所	10回	30件	不明	1カ所	10回	2カ所	23回	51件	不明	2カ所	20回	3カ所	3回	16件	不明	未定	未定
岡山県	3カ所	24回	58件				2カ所	18回	48件				33カ所					
広島県																		
山口県	9カ所	195回	673件		8カ所	195回												
徳島県	8カ所	91回	80件		8カ所	36回							1カ所	1回	13件		1カ所	1回
香川県	2カ所	47回	41件		3カ所	47回							4カ所	4回		98件	5カ所	5回
愛媛県	7カ所	324回	527件		7カ所	325回												
高知県	1カ所	49回	100件		4カ所	48回							2カ所	2回	3件		3カ所	3回
福岡県	14カ所	199回	359件	不明	14カ所	200回												
佐賀県	5カ所	60回	284件	11件	5カ所	60回							6カ所	7回	108件	80件	7カ所	7回
長崎県	5カ所	84回	224件	96件	5カ所	85回	10カ所	10回			未定	未定	106カ所	47回			未定	未定
熊本県	9カ所	209回	523件	100件	9カ所	192回	1カ所	10回	2件	1件			5カ所	8回				
大分県	6カ所	302回	444件	106件	6カ所	300回	2カ所	22回	10件	3件			3カ所	4回	58件	49件	3カ所	3回
宮崎県																		
鹿児島県	12カ所	398回	1000件	87件	13カ所	390回	24カ所	28回	35件		30カ所	35回	29カ所	58回	163件	163件	29カ所	60回
沖縄県																		

3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

① 求職者向けの出張個別相談

参考)出張相談と窓口相談の比較(24年度実績)

都道府県名	就職相談会、合同面接会等※2						その他※3					
	24年度実績				25年度計画		24年度実績				25年度計画	
	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数
合計	299	403	3,038	816	208	308	201	525	1,387	115	81	492
平均	12カ所	16回	132件	68件	10カ所	15回	13カ所	35回	107件	19件	6カ所	38回
取組みC数	26				21		15				13	
北海道	14カ所	14回	119件		14カ所	14回						
青森県												
岩手県	16カ所	16回	68件		16カ所	16回	12カ所	194回	211件		17カ所	242回
宮城県	5カ所	7回	298件	42件	5カ所	7回						
秋田県												
山形県												
福島県							20カ所	20回	132件		20カ所	20回
茨城県	7カ所	7回	144件	144件	10カ所	10回	1カ所	8回	41件	13件	1カ所	1回
栃木県	9カ所	10回	21件	不明	9カ所	10回						
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都							1カ所	3回	3件		1カ所	3回
神奈川県	3カ所	4回			3カ所	5回	56カ所	56回			25カ所	25回
新潟県	8カ所	8回	50件	4件	10カ所	10回					1カ所	1回
富山県	6カ所	6回	16件		6カ所	6回						
石川県	8カ所	24回	102件		10カ所	25回						
福井県							2カ所	99回	215件		2カ所	100回
山梨県												
長野県	18カ所	25回	500件	500件	17カ所	24回						
岐阜県							2カ所	3回	3件			
静岡県	21カ所	27回	523件	23件	4カ所	10回						
愛知県												
三重県	4カ所	4回	27件	7件	4カ所	4回	6カ所	6回	32件	11件	5カ所	5回
滋賀県	10カ所	53回	198件	29件	11カ所	60回						
京都府	20カ所	20回	400件		20カ所	20回						
大阪府	45カ所	45回			45カ所	45回						
兵庫県					未定	未定					未定	未定
奈良県	2カ所	2回	25件	7件	1カ所	1回	1カ所	12回	32件	5件	1カ所	24回
和歌山県	4カ所	4回	22件		3カ所	3回	16カ所	32回	450件			
鳥取県												
島根県	23カ所	32回	136件	不明	2カ所	20回					未定	未定
岡山県	9カ所	9回	35件									
広島県												
山口県	7カ所	21回										
徳島県	2カ所	3回	15件									
香川県							3カ所	36回	130件	82件	3カ所	66回
愛媛県												
高知県	2カ所	3回	7件	1件	2カ所	2回	3カ所	3回	8件	1件	1カ所	1回
福岡県												
佐賀県	6カ所	6回	57件	15件	6カ所	6回	2カ所	2回	11件	3件	2カ所	2回
長崎県	37カ所	37回	122件	9件	未定	未定	74カ所	49回			未定	未定
熊本県												
大分県	3カ所	6回	10件				2カ所	2回	119件		2カ所	2回
宮崎県												
鹿児島県	10カ所	10回	143件	35件	10カ所	10回						
沖縄県												

出張個別相談		センター窓口		参考)「福祉分野の求人・求職動向」(平成24年度速報版)求職者相談件数
相談受付数	求職登録数	相談受付数	求職登録数	
21,631	3,711	18,622	4,360	18,384
541件	169件	1241件	436件	391件
40		15		47
615件				1618件
69件				151件
342件				351件
591件	42件			264件
				120件
425件	106件	26件		218件
554件				120件
618件	427件			151件
772件				321件
42件	6件	1062件		603件
514件	195件			1216件
369件				356件
1216件	234件			941件
1200件				702件
699件	91件			128件
200件	80件			125件
690件	28件			579件
215件		5件		201件
				171件
1850件	1102件	4910件	不明	320件
768件	50件	232件	80件	313件
900件	89件	436件	26件	1271件
936件				457件
405件	153件	不明	不明	188件
269件	74件	1923件	1338件	129件
519件				270件
		402件		638件
72件		3360件	752件	337件
614件	94件	2217件	801件	278件
524件		1411件	725件	273件
				30件
233件				194件
141件				184件
				150件
673件				165件
108件				654件
171件	180件			38件
527件				176件
118件	2件	78件	8件	296件
359件				688件
460件	109件	254件	268件	24件
346件	105件	不明	不明	1551件
525件	101件			127件
641件	158件	70件	50件	425件
				184件
1341件	285件	2236件	312件	219件
				469件

3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

②求職者向けのセミナー・講演会等に係る講師派遣

都道府県名	ハローワーク						市区町村社協						養成校、大学、高校等※1						
	24年度実績				25年度計画		24年度実績				25年度計画		24年度実績				25年度計画		
	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	
合計	83	567	4,319	602	68	483	4	4	70	5			230	329	4,918	1,259	186	554	
平均	5カ所	33回	288件	602件	5カ所	32回	1カ所	1回	23件	5件			10カ所	16回	246件	140件	11カ所	37回	
取組みC数	17				15		3						22				17		
北海道	8カ所	45回	267件		8カ所	56回							12カ所	13回	77件	19件	12カ所	19回	
青森県	6カ所	17回	292件		1カ所	12回													
岩手県					2カ所	2回							1カ所	1回	15件		10カ所	10回	
宮城県	1カ所	1回	26件										1カ所	1回	14件		1カ所	1回	
秋田県																			
山形県																			
福島県	9カ所	140回	973件		9カ所	120回													
茨城県													4カ所	4回	215件		20カ所	20回	
栃木県																			
群馬県																			
埼玉県	11カ所	15回	87件																
千葉県																			
東京都	1カ所	1回	50件		10カ所	14回													
神奈川県							2カ所	2回	29件				3カ所	3回	51件				
新潟県																			
富山県	2カ所	2回	24件										3カ所	3回	112件	80件	3カ所	3回	
石川県																			
福井県																			
山梨県	1カ所	11回			1カ所	11回							2カ所				1カ所		
長野県	12カ所	143回	1350件	602件	12カ所	144回													
岐阜県																			
静岡県							1カ所	1回	17件	5件			8カ所	15回	476件	187件	8カ所	15回	
愛知県																			
三重県													6カ所	10回	192件	190件	7カ所	12回	
滋賀県													3カ所	4回	204件				
京都府	9カ所	14回	159件		2カ所	2回							15カ所	17回	551件		15カ所	15回	
大阪府	4カ所	6回			5カ所	7回							52カ所	111回			50カ所	100回	
兵庫県					未定	未定						未定	未定	6カ所	6回	152件	不明	未定	未定
奈良県	2カ所	5回	125件		2カ所	5回							8カ所	30回	503件	280件	8カ所	30回	
和歌山県																			
鳥取県																			
島根県					未定	未定						未定	未定	62カ所	62回	1426件	不明	未定	未定
岡山県																			
広島県																			
山口県													2カ所	2回	130件		7カ所	7回	
徳島県	8カ所	91回	115件		8カ所	36回							2カ所	2回	78件		2カ所	2回	
香川県	1カ所	12回	121件		1カ所	12回													
愛媛県																			
高知県	4カ所	49回	534件		4カ所	48回	1カ所	1回	24件		未定	未定	17カ所	17回	233件	139件	20カ所	300回	
福岡県	1カ所	12回	147件	不明	1カ所	12回													
佐賀県													6カ所	7回	108件	80件	7カ所	7回	
長崎県	3カ所	3回	49件	不明	2カ所	2回							4カ所	8回	115件	102件	2カ所	未定	
熊本県													1カ所	1回	84件				
大分県																			
宮崎県																			
鹿児島県													12カ所	12回	182件	182件	13カ所	13回	
沖縄県																			

※1:職業訓練講座等を含む

3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

②求職者向けのセミナー・講演会等に係る講師派遣

参考)出張相談と窓口相談の比較(24年度実績)

都道府県名	就職相談会、合同面接会等※2						その他※3					
	24年度実績				25年度計画		24年度実績				25年度計画	
	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数
合計	24	28	647	9	17	20	13	14	589	5	62	62
平均	3カ所	4回	92件	5件	3カ所	5回	2カ所	2回	84件	3件	31カ所	31回
取組みC数	8				5		7				2	
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県							1カ所	1回	103件		2カ所	2回
栃木県												
群馬県												
埼玉県	3カ所	3回	24件	1件	未定		3カ所	3回	244件	4件	未定	
千葉県												
東京都							1カ所	1回	4件			
神奈川県							1カ所	1回	8件			
新潟県												
富山県	6カ所	6回	16件		6カ所	6回						
石川県												
福井県											60カ所	60回
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県	1カ所	5回	100件	8件	1カ所	5回						
愛知県												
三重県							1カ所	1回	80件			
滋賀県												
京都府												
大阪府	5カ所	5回			5カ所	5回						
兵庫県	3カ所	3回	89件	不明	未定	未定	4カ所	5回	103件	不明	未定	未定
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県					未定	未定					未定	未定
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県	1カ所	1回	15件									
香川県	4カ所	4回	385件		4カ所	4回						
愛媛県												
高知県	1カ所	1回	18件		1カ所	未定						
福岡県												
佐賀県												
長崎県					未定	未定					未定	未定
熊本県												
大分県							2カ所	2回	47件	1件		
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

セミナー・講演会	説明会・面接会開催		参考)「福祉分野の求人・求職動向」(平成24年度速報版)求職者相談件数		
	相談受付数	求職登録数		相談受付数	求職登録数
合計	10,543	1,880	10,988	2,020	18,384
平均	377件	157件	499件	144件	391件
取組みC数	28		22		47
北海道	344件	19件	959件		1618件
青森県	292件				151件
岩手県	15件		257件		351件
宮城県	40件				264件
秋田県					120件
山形県					218件
福島県	973件		538件		120件
茨城県	318件		347件	98件	151件
栃木県			132件	不明	321件
群馬県			50件		603件
埼玉県	355件	5件	140件	324件	1216件
千葉県			283件	23件	356件
東京都	54件				941件
神奈川県	88件				702件
新潟県			20件	8件	128件
富山県	152件	80件			125件
石川県					579件
福井県					201件
山梨県					171件
長野県	1350件	602件	1889件	500件	320件
岐阜県					313件
静岡県	593件	200件	1216件	108件	1271件
愛知県					457件
三重県	272件	190件			188件
滋賀県	204件		727件		129件
京都府	710件				270件
大阪府			1000件	610件	638件
兵庫県	344件		1682件	169件	337件
奈良県	628件	280件			278件
和歌山県			538件		273件
鳥取県					30件
島根県	1426件		198件	不明	194件
岡山県					184件
広島県					150件
山口県	130件				165件
徳島県	208件				654件
香川県	506件				38件
愛媛県			35件	15件	176件
高知県	809件	139件	379件	40件	296件
福岡県	147件				688件
佐賀県	108件	80件			24件
長崎県	164件	102件	91件	61件	1551件
熊本県	84件		35件	11件	127件
大分県	47件	1件	441件	30件	425件
宮崎県					184件
鹿児島県	182件	182件	31件	23件	219件
沖縄県					469件

※2:ハローワーク、民間、他県人材センター等他所が主催したもの

※3:女性、若年層、中高年等に特化したキャリアセンター、就職活動支援センター等

3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況
 ③求人事業所向けのキャリア支援専門員による出張相談

都道府県名	社会福祉法人					その他施設・事業所				
	24年度実績			25年度計画		24年度実績			25年度計画	
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数
合計	4,436	7,659	3,179	3,791	5,332	1,641	3,133	4,286	1,131	2,031
平均	143カ所	225回	245件	135カ所	184回	78カ所	142回	390件	57カ所	102回
取組みC数	34			29		22			20	
北海道	112カ所	112回	121件	47カ所	47回	48カ所	48回	138件	61カ所	61回
青森県	63カ所	63回		50カ所	50回					
岩手県										
宮城県	180カ所	180回		80カ所	80回	148カ所	148回		70カ所	70回
秋田県										
山形県	3カ所	3回	不明	5カ所	5回	17カ所	17回	不明	15カ所	15回
福島県	25カ所	25回		25カ所	25回					
茨城県	34カ所	46回		100カ所	100回	12カ所	14回		100カ所	100回
栃木県	29カ所	29回	不明	40カ所	40回	19カ所	19回	不明	20カ所	20回
群馬県	18カ所	19回	不明	24カ所	24回	76カ所	83回	不明	48カ所	48回
埼玉県	不明	352回				不明	不明			
千葉県	12カ所	12回								
東京都	21カ所	21回	10件			52カ所	52回	51件		
神奈川県										
新潟県				2カ所	2回					
富山県	13カ所	13回		24カ所	24回					
石川県	16カ所	17回		25カ所	25回	5カ所	6回		5カ所	5回
福井県	142カ所	142回		80カ所	80回					
山梨県	20カ所	20回	不明	20カ所	20回			不明	20カ所	20回
長野県		550回	1980件	150カ所	600回		1000回	3419件	250カ所	1000回
岐阜県	377カ所	478回	57件	200カ所	200回	189カ所	240回	35件	100カ所	100回
静岡県	18カ所	19回	21件	25カ所	30回	31カ所	31回	73件	25カ所	30回
愛知県										
三重県	91カ所	91回	不明	90カ所	90回	23カ所	23回	不明	60カ所	60回
滋賀県	51カ所	51回	18件	60カ所	60回	33カ所	33回	16件	30カ所	30回
京都府										
大阪府	637カ所	637回		120カ所	120回					
兵庫県	8カ所	8回	不明	未定	未定					
奈良県	69カ所	82回	不明	90カ所	100回	53カ所	55回	不明	55カ所	60回
和歌山県	67カ所	97回		未定	未定	27カ所	28回		未定	未定
鳥取県										
島根県	140カ所	140回	56件	250カ所	250回					
岡山県	5カ所	5回				4カ所	4回			
広島県										
山口県		755回								
徳島県										
香川県	5カ所	5回	44件	12カ所	12回	15カ所	15回	104件	12カ所	12回
愛媛県				20カ所	20回				20カ所	20回
高知県	30カ所	90回	不明	30カ所	100回	17カ所	17回	不明	20カ所	20回
福岡県										
佐賀県	28カ所	28回	13件	20カ所	20回				10カ所	10回
長崎県	126カ所	250回	121件	未定	300回	146カ所	241回	187件	未定	未定
熊本県	51カ所	54回	6件	102カ所	408回	22カ所	22回	4件		
大分県	97カ所	184回	172件	100カ所	200回	152カ所	271回	210件	150カ所	250回
宮崎県										
鹿児島県	1948カ所	3081回	560件	2000カ所	2300回	552カ所	766回	49件	60カ所	100回
沖縄県										

3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

④求人事業所向けの事業所アドバイザーによる出張相談

都道府県名	経営計画策定支援					採用計画策定支援					人事制度構築支援				
	24年度実績			25年度計画		24年度実績			25年度計画		24年度実績			25年度計画	
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数
合計	27	44		21	11	23	146		10	5	48	72		26	21
平均	3カ所	6回		7カ所	6回	12カ所	73回		5カ所	5回	5カ所	7回		7カ所	7回
取組みC数	8			3		2			2		10			4	
北海道															
青森県															
岩手県											6カ所	6回		12カ所	12回
宮城県	2カ所	2回													
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県	2カ所	3回									3カ所	6回			
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県	1カ所	1回		1カ所	1回						3カ所	3回		4カ所	4回
富山県															
石川県	1カ所	1回									6カ所	6回			
福井県															
山梨県															
長野県	11カ所	12回		10カ所	10回				5カ所	5回	3カ所	3回		5カ所	5回
岐阜県	1カ所	1回									1カ所	1回			
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県						18カ所	136回								
徳島県															
香川県											1カ所	1回			
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県	4カ所	16回									12カ所	32回			
大分県				未定					未定		3カ所	4回		未定	
宮崎県															
鹿児島県	5カ所	8回		10カ所		5カ所	10回		5カ所		10カ所	10回		5カ所	
沖縄県															

3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

④求人事業所向けの事業所アドバイザーによる出張相談

都道府県名	職員研修支援						各種規程類作成支援						その他					
	24年度実績			25年度計画			24年度実績			25年度計画			24年度実績			25年度計画		
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	
合計	146	67		12	7	71	105		35	50	107	71		163	163			
平均	24カ所	13回		4カ所	4回	7カ所	11回		7カ所	13回	10カ所	7回		33カ所	33回			
取組みC数	6			3			10			5			11			5		
北海道																		
青森県																		
岩手県	104カ所																	
宮城県						11カ所	11回		10カ所	10回	1カ所	1回						
秋田県																		
山形県											31カ所	31回		40カ所	40回			
福島県																		
茨城県																		
栃木県											38カ所			100カ所				
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県	1カ所	1回		2カ所	2回	4カ所	4回		5カ所	5回	11カ所	11回		8カ所	8回			
富山県																		
石川県						2カ所	2回											
福井県																		
山梨県																		
長野県				5カ所	5回				5カ所	5回	6カ所	7回		5カ所	5回			
岐阜県	1カ所	1回				3カ所	3回				4カ所	4回						
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県	21カ所	21回																
広島県																		
山口県																		
徳島県						13カ所	13回				4カ所	4回						
香川県						9カ所	17回				1カ所	1回						
愛媛県						17カ所	39回		10カ所	30回	4カ所	5回		10カ所	20回			
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																未定	未定	
熊本県	15カ所	40回				2カ所	2回				5カ所	5回				90回		
大分県				未定		6カ所	10回		未定		2カ所	2回		未定				
宮崎県																		
鹿児島県	4カ所	4回		5カ所		4カ所	4回		5カ所									
沖縄県																		

3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業の実施状況

参考)キャリア支援専門員と事業者アドバイザーの支援実績の比較(24年度実績)

都道府県名	キャリア支援専門員の 施設・事業所対象出張相談				事業者アドバイザーの 施設・事業所派遣				参考)「福祉 分野の求人・ 求職動向」 (平成24年度 速報版) 求人相談件 数
	24年度実績		25年度計画		24年度実績		25年度計画		
	カ所数	延べ 回数	カ所数	延べ 回数	カ所数	延べ 回数	カ所数	延べ 回数	
合計	6,077	10,792	4,922	7,363	324	243	210	220	10,429
平均	196カ所	317回	176カ所	254回	22カ所	19回	30カ所	37回	222件
取組みC数	34		29		15		7		47
北海道	160カ所	160回	108カ所	108回					1228件
青森県	63カ所	63回	50カ所	50回					66件
岩手県					104カ所				161件
宮城県	328カ所	328回	150カ所	150回	12カ所	12回	10カ所	10回	542件
秋田県									183件
山形県	20カ所	20回	20カ所	20回	31カ所	31回	40カ所	40回	143件
福島県	25カ所	25回	25カ所	25回					159件
茨城県	46カ所	60回	200カ所	200回					78件
栃木県	48カ所	48回	60カ所	60回	38カ所		100カ所		156件
群馬県	94カ所	102回	72カ所	72回					251件
埼玉県		352回							845件
千葉県	12カ所	12回							95件
東京都	73カ所	73回							80件
神奈川県									102件
新潟県			2カ所	2回	16カ所	16回	15カ所	15回	61件
富山県	13カ所	13回	24カ所	24回					76件
石川県	21カ所	23回	30カ所	30回	2カ所	2回			153件
福井県	142カ所	142回	80カ所	80回					275件
山梨県	20カ所	20回	40カ所	40回					148件
長野県		1550回	400カ所	1600回	6カ所	7回	15カ所	15回	243件
岐阜県	566カ所	718回	300カ所	300回	8カ所	8回			158件
静岡県	49カ所	50回	50カ所	60回					663件
愛知県									632件
三重県	114カ所	114回	150カ所	150回					23件
滋賀県	84カ所	84回	90カ所	90回					102件
京都府									279件
大阪府	637カ所	637回	120カ所	120回					647件
兵庫県	8カ所	8回							139件
奈良県	122カ所	137回	145カ所	160回					271件
和歌山県	94カ所	125回							122件
鳥取県									6件
島根県	140カ所	140回	250カ所	250回					141件
岡山県	9カ所	9回			21カ所	21回			24件
広島県									36件
山口県		755回							74件
徳島県					17カ所	17回			49件
香川県	20カ所	20回	24カ所	24回	10カ所	18回			28件
愛媛県			40カ所	40回	21カ所	44回	20カ所	50回	172件
高知県	47カ所	107回	50カ所	120回					179件
福岡県									560件
佐賀県	28カ所	28回	30カ所	30回					18件
長崎県	272カ所	491回		300回					466件
熊本県	73カ所	76回	102カ所	408回	22カ所	47回		90回	71件
大分県	249カ所	455回	250カ所	450回	8カ所	12回			69件
宮崎県									91件
鹿児島県	2500カ所	3847回	2060カ所	2400回	8カ所	8回	10カ所		74件
沖縄県									290件

都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

平成25年4～12月

県名	新規求 人数(a)	新規求 人件数	有効求 人数(b)	有効求 人件数	新規求 職者数 (c)	有効求 職者数 (d)	内学生		紹介・応募人数		
									内紹介人数	内応募人数	
01.北海道	5,228	2,839	1,613	861	1,857	661	112	(16.9%)	792	294	498
02.青森県	472	299	157	93	741	286	113	(39.7%)	215	102	113
03.岩手県	3,129	1,665	958	502	997	356	54	(15.3%)	723	242	481
04.宮城県	3,421	1,496	1,091	473	635	230	64	(27.8%)	568	128	440
05.秋田県	2,492	1,314	764	392	542	172	15	(8.9%)	347	124	223
06.山形県	1,953	1,020	580	303	547	185	14	(7.8%)	295	124	171
07.福島県	3,685	1,346	1,228	442	855	369	145	(39.3%)	342	33	309
08.茨城県	4,105	1,815	1,389	592	1,048	365	77	(21.1%)	577	173	404
09.栃木県	3,477	1,463	1,121	464	539	189	31	(16.4%)	723	129	594
10.群馬県	6,609	3,172	2,053	989	2,786	1,043	238	(22.8%)	1,338	578	760
11.埼玉県	9,560	4,189	3,198	1,332	2,666	1,036	433	(41.8%)	2,354	436	1,918
12.千葉県	10,118	3,309	3,535	1,054	1,008	468	280	(59.9%)	1,394	119	1,275
13.東京都	18,390	8,292	5,495	2,439	3,116	1,143	217	(19.0%)	11,686	2,221	9,465
14.神奈川県	6,751	3,068	2,089	946	1,908	638	83	(13.1%)	2,625	426	2,199
15.新潟県	2,316	881	727	264	588	193	29	(15.1%)	246	53	193
16.富山県	3,295	1,605	998	479	1,005	497	352	(70.9%)	464	298	166
17.石川県	3,187	1,712	979	521	1,408	558	162	(28.9%)	474	233	241
18.福井県	2,125	1,184	712	385	1,156	473	148	(31.3%)	379	289	90
19.山梨県	2,111	1,100	665	336	483	166	31	(18.9%)	472	183	289
20.長野県	4,937	2,120	1,588	666	1,531	542	96	(17.6%)	593	168	425
21.岐阜県	2,021	966	621	292	740	320	151	(47.1%)	302	99	203
22.静岡県	8,980	4,717	2,768	1,411	3,216	1,071	256	(23.9%)	1,550	1,114	436
23.愛知県	5,981	2,939	1,841	895	681	260	59	(22.9%)	1,144	96	1,048
24.三重県	2,849	1,058	886	335	929	310	62	(20.0%)	381	120	261
25.滋賀県	3,340	1,455	1,008	429	907	401	144	(35.8%)	505	133	372
26.京都府	6,009	2,768	1,762	805	1,640	600	254	(42.3%)	1,256	421	835
27.大阪府	9,029	4,396	2,788	1,357	2,954	1,015	89	(8.8%)	4,837	1,232	3,605
28.兵庫県	3,386	1,574	1,067	485	603	290	130	(44.8%)	919	96	823
29.奈良県	3,026	1,395	878	418	1,001	331	39	(11.7%)	977	449	528
30.和歌山県	1,850	983	582	296	871	303	22	(7.2%)	409	281	128
31.鳥取県	823	309	258	89	309	132	45	(34.0%)	74	8	66
32.島根県	3,052	1,782	892	513	1,623	731	338	(46.2%)	512	266	246
33.岡山県	4,726	1,964	1,514	624	572	228	59	(25.6%)	374	52	322
34.広島県	4,052	1,679	1,270	514	485	196	55	(28.1%)	302	39	263
35.山口県	991	438	308	136	1,194	412	76	(18.4%)	235	78	157
36.徳島県	1,582	854	478	256	2,431	840	91	(10.8%)	287	105	182
37.香川県	2,994	1,329	916	400	1,070	405	118	(29.1%)	240	60	180
38.愛媛県	1,641	649	509	198	272	110	30	(27.7%)	115	18	97
39.高知県	1,208	760	330	207	1,188	408	24	(6.0%)	294	135	159
40.福岡県	3,615	1,701	1,141	536	937	381	110	(28.8%)	743	225	518
41.佐賀県	634	382	197	117	697	217	4	(1.9%)	92	25	67
42.長崎県	4,681	2,265	1,518	723	2,136	747	134	(17.9%)	1,058	783	275
43.熊本県	1,393	724	356	193	822	264	42	(15.7%)	627	417	210
44.大分県	2,406	1,275	710	366	1,448	558	141	(25.2%)	651	370	281
45.宮崎県	1,158	629	365	199	552	188	12	(6.1%)	397	64	333
46.鹿児島県	1,723	810	490	228	823	269	16	(6.0%)	198	18	180
47.沖縄県	2,278	1,043	693	314	715	285	82	(28.8%)	387	66	321
合計	182,789	84,733	57,084	25,867	56,232	20,845	5,277	(25.3%)	45,473	13,123	32,350
全国平均値	3,889	1,803	1,215	550	1,196	444	112	(25.3%)	968	279	688

注) 表の合計について、四捨五入のため内訳を集計した数値とあわないものがある。

* 有効求人数・有効求人件数・有効求職者数は、平成25年4～12月の平均。

* 新規求人数・新規求人件数・新規求職者数・紹介人数・応募人数・採用人数は累計。

* 紹介人数は、福祉人材センター・バンクが求人に対し紹介を行った求職者数。

* 応募人数は、福祉人材情報システムが発行した応募用紙の件数(求職者が自ら申し込んだ件数)。

* 採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募用紙を利用して、採用が決まった人数。

紹介による採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介により採用が決まった人数。

平成25年4～12月

採用人数(e)	紹介による採用人数	有効求人倍率(b/d)	充足率(e/a)	就職率(e/c)
85	76	0.55	18.0%	11.5%
126	119	2.69	4.0%	12.6%
106	66	4.73	3.1%	16.7%
112	54	4.45	4.5%	20.7%
89	86	3.14	4.6%	16.3%
103	8	3.33	2.8%	12.0%
110	93	3.80	2.7%	10.5%
158	68	5.92	4.5%	29.3%
380	330	1.97	5.7%	13.6%
356	161	3.09	3.7%	13.4%
90	61	7.55	0.9%	8.9%
1,252	331	4.81	6.8%	40.2%
150	72	3.27	2.2%	7.9%
24	17	3.76	1.0%	4.1%
218	218	2.01	6.6%	21.7%
114	113	1.75	3.6%	8.1%
171	171	1.51	8.0%	14.8%
69	56	4.01	3.3%	14.3%
210	89	2.93	4.3%	13.7%
103	55	1.94	5.1%	13.9%
636	632	2.58	7.1%	19.8%
71	32	7.09	1.2%	10.4%
68	61	2.86	2.4%	7.3%
197	130	2.51	5.9%	21.7%
200	174	2.93	3.3%	12.2%
393	189	2.75	4.4%	13.3%
45	14	3.67	1.3%	7.5%
211	199	2.66	7.0%	21.1%
122	122	1.92	6.6%	14.0%
60	5	1.95	7.3%	19.4%
259	230	1.22	8.5%	16.0%
10	6	6.63	0.2%	1.7%
56	8	6.46	1.4%	11.5%
29	22	0.75	2.9%	2.4%
57	56	0.57	3.6%	2.3%
50	39	2.26	1.7%	4.7%
22	22	4.64	1.3%	8.1%
77	75	0.81	6.4%	6.5%
78	58	2.99	2.2%	8.3%
11	11	0.91	1.7%	1.6%
164	160	2.03	3.5%	7.7%
73	67	1.35	5.2%	8.9%
261	247	1.27	10.8%	18.0%
85	74	1.94	7.3%	15.4%
67	22	1.82	3.9%	8.1%
74	23	2.43	3.2%	10.3%
7,513	5,011	2.74	4.1%	13.4%
160	107			

参考) 平成24年度比
(平成25年4～12月の累計/平成24年4～12月の累計)

新規求人数(a)	新規求人数	新規求職者数(c)	採用人数(e)
114.3%	109.4%	86.4%	24.2%
48.6%	57.4%	68.2%	49.4%
96.9%	95.0%	102.0%	43.0%
119.4%	116.3%	76.6%	57.9%
115.0%	109.9%	100.4%	102.8%
136.9%	126.6%	112.8%	73.6%
132.3%	110.3%	88.9%	271.1%
104.0%	105.9%	93.7%	56.4%
115.5%	113.2%	103.3%	121.5%
108.3%	105.3%	96.4%	64.5%
111.6%	111.9%	109.7%	64.6%
108.4%	109.1%	87.0%	53.3%
118.4%	116.4%	90.1%	44.2%
112.5%	109.7%	193.5%	55.8%
151.5%	125.1%	147.0%	63.2%
99.5%	97.4%	106.2%	90.1%
124.4%	120.5%	89.9%	38.8%
88.5%	87.3%	100.9%	60.6%
111.3%	118.7%	101.0%	71.1%
119.0%	109.5%	82.4%	130.4%
107.6%	127.4%	105.9%	98.1%
117.2%	111.0%	113.8%	63.2%
120.7%	124.7%	71.4%	36.8%
122.1%	99.6%	86.8%	46.9%
126.4%	118.3%	96.8%	120.1%
115.2%	128.7%	95.1%	43.3%
122.4%	119.5%	91.5%	30.7%
126.5%	112.8%	104.1%	42.1%
118.8%	103.9%	92.3%	51.7%
86.1%	93.4%	85.5%	46.6%
93.2%	90.6%	83.1%	206.9%
109.9%	116.9%	95.5%	94.5%
107.6%	102.8%	51.4%	7.0%
123.7%	125.0%	60.5%	127.3%
89.2%	99.3%	128.4%	37.7%
159.5%	147.0%	134.9%	54.3%
145.5%	142.7%	163.1%	70.4%
121.6%	108.2%	76.0%	100.0%
109.0%	103.3%	67.0%	49.0%
89.0%	86.7%	72.6%	45.6%
101.6%	104.7%	38.0%	24.4%
108.2%	102.3%	90.5%	23.3%
141.0%	129.7%	114.6%	32.7%
106.3%	103.2%	89.7%	62.9%
102.7%	100.0%	119.7%	193.2%
101.9%	102.4%	86.1%	163.4%
91.0%	92.8%	55.3%	87.1%
113.3%	110.5%	93.5%	53.7%

○都道府県福祉人材センター・バンク一覧

都道府県福祉人材センター一覧(平成26年2月現在)

都道府県	福祉人材センター名	〒	所在地	TEL
北海道	北海道福祉人材センター	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる2・7 内	011-272-6662
青森県	青森県福祉人材センター	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	017-777-0012
岩手県	岩手県福祉人材センター	020-0831	盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内	019-637-4522
宮城県	宮城県福祉人材センター	980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館内	022-262-9777
秋田県	秋田県福祉保健人材センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2880
山形県	山形県福祉人材センター	990-0021	山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内	023-633-7739
福島県	福島県福祉人材センター	960-8141	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662
茨城県	茨城県福祉人材センター	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	029-244-4544
栃木県	栃木県福祉人材・研修センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県	群馬県福祉マンパワーセンター	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6600
埼玉県	埼玉県福祉人材センター	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	048-833-8033
千葉県	千葉県福祉人材センター	260-0015	千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル内	043-222-1294
東京都	東京都福祉人材センター	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター内	03-5211-2860
神奈川県	かながわ福祉人材センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内	045-312-4816
新潟県	新潟県福祉人材センター	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ内	025-281-5523
富山県	富山県健康・福祉人材センター	930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)内	076-432-6156
石川県	石川県福祉人材センター	920-0964	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-234-1151
福井県	福井県福祉人材センター	910-8516	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-2294
山梨県	山梨県福祉人材センター	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ内	055-254-8654
長野県	長野県福祉人材研修センター	380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター内	026-226-7330
岐阜県	岐阜県福祉人材総合対策センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内	058-276-2510
静岡県	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館シズウェル内	054-271-2110
愛知県	愛知県福祉人材センター	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7 愛知県社会福祉会館内	052-231-3224
三重県	三重県福祉人材センター	514-8552	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-224-1082
滋賀県	滋賀県福祉人材・研修センター	525-0072	草津市笠山7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-567-3925
京都府	京都府福祉人材・研修センター	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る 清水町375 ハートピア京都内	075-252-6297
大阪府	大阪府福祉人材センター	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9020
兵庫県	兵庫県福祉人材センター	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1兵庫県福祉センター内	078-271-3881
奈良県	奈良県福祉人材センター	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0160
和歌山県	和歌山県福祉保健研修人材センター	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛内	073-435-5211
鳥取県	鳥取県福祉人材センター	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6336
島根県	島根県福祉人材センター	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	0852-32-5957
岡山県	岡山県福祉人材センター	700-0807	岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内	086-226-3507
広島県	広島県社会福祉人材育成センター	732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	082-254-3415
山口県	山口県福祉人材・研修センター	753-0072	山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館内	083-922-6200
徳島県	徳島県福祉人材センター	770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター内	088-625-2040
香川県	香川県福祉人材センター	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-833-0250
愛媛県	愛媛県福祉人材センター	790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	089-921-5344
高知県	高知県福祉人材センター	780-8567	高知市朝倉倉375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088-844-3511
福岡県	福岡県福祉人材センター	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ内	092-584-3310
佐賀県	佐賀県福祉人材・研修センター	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館内	0952-28-3406
長崎県	長崎県福祉人材研修センター	852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-846-8656
熊本県	熊本県福祉人材・研修センター	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-322-8077
大分県	大分県福祉人材センター	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000
宮崎県	宮崎県福祉人材センター	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-32-9740
鹿児島県	鹿児島県福祉人材・研修センター	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888
沖縄県	沖縄県福祉人材研修センター	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

○都道府県福祉人材センター・バンク一覧
 福祉人材バンク一覧(平成26年2月現在)

都道府県	福祉人材バンク名	〒	所在地	TEL
北海道	函館市福祉人材バンク	040-0063	函館市若松町33-6	0138-23-8546
	旭川市福祉人材バンク	070-0035	旭川市5条通4丁目893-1 旭川市ときわ市民ホール内	0166-23-0138
	釧路市福祉人材バンク	085-0011	釧路市旭町12-3 釧路市総合福祉センター内	0154-24-1686
	帯広市福祉人材バンク	080-0847	帯広市公園東町3-9-1 帯広市グリーンプラザ内	0155-27-2525
	北見市福祉人材バンク	090-0065	北見市寿町3-4-1 北見市総合福祉会館内	0157-22-8046
	苫小牧市福祉人材バンク	053-0021	苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市市民活動センター内	0144-32-7111
青森県	弘前福祉人材バンク	036-8063	弘前市宮園2-8-1 弘前市社会福祉センター内	0172-36-1830
	八戸福祉人材バンク	039-1166	八戸市根城8-8-155 八戸市総合福祉会館内	0178-47-2940
群馬県	高崎市福祉人材バンク	370-0045	高崎市東町80-1 高崎市労使会館内	027-324-2761
	太田市福祉人材バンク	373-0853	太田市浜町2-7 太田市福祉会館内	0276-48-9599
神奈川県	川崎市福祉人材バンク	211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター(エホックなかはら)内	044-739-8726
福井県	嶺南福祉人材バンク	914-0047	敦賀市東洋町4-1 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内	0770-22-3133
静岡県	浜松市福祉人材バンク	432-8035	浜松市中区成子町140-8 浜松市福祉交流センター内	053-458-9205
	静岡県福祉人材センター東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル内	055-952-2942
愛知県	豊橋市福祉人材バンク	440-0055	豊橋市前畑町115 豊橋市総合福祉センター内	0532-52-1111
兵庫県	姫路市福祉人材バンク	670-0955	姫路市安田3-1 姫路市自治福祉会館内	079-284-9988
和歌山県	紀南福祉人材バンク	646-0028	田辺市高雄一丁目23番1号田辺市民総合センター内	0739-26-4918
島根県	島根県福祉人材センター石見分室	697-0016	浜田市野原町1826-1 いわみーる内	0855-24-9340
高知県	安芸福祉人材バンク	784-0007	安芸市寿町2-8 総合社会福祉センター内	0887-34-3540
	幡多福祉人材バンク	787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内	0880-35-5514
福岡県	北九州市福祉人材バンク	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた内	093-881-0901
	筑後地区福祉人材バンク	830-0027	久留米市長門石町1-1-34 久留米市総合福祉センター内	0942-34-3035
	筑豊地区福祉人材バンク	820-0011	飯塚市柏の森956-4 飯塚市社会福祉協議会内	0948-23-2210
	京築地区福祉人材バンク	824-0063	行橋市大字中津熊501 総合福祉センターウィズゆくはし内	0930-23-8495
長崎県	佐世保福祉人材バンク	857-0028	佐世保市八幡町6-1 佐世保市社会福祉協議会内	0956-23-3174
大分県	日田市福祉人材バンク	877-0003	日田市上城内町1番8号 日田市総合保健福祉センター内	0973-24-7590
沖縄県	名護市福祉人材バンク	905-0014	名護市港2-1-1 名護市民会館内福祉センター内	0980-53-4142

都道府県福祉人材センター・バンクにおけるハローワークとの連携状況

(都道府県福祉人材センター・バンクとハローワークとの連携実績調査(平成26年2月))

	一般のハローワークとの連携				福祉人材コーナーを設置しているハローワークとの連携			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	都道府県数	割合(%)	都道府県数	割合(%)	都道府県数	割合(%)	都道府県数	割合(%)
(1) ハローワークとの連携による共催事業の実施	37	78.7%	38	80.9%	43	91.5%	44	93.6%
(2) 福祉人材センター運営委員会へのハローワーク担当者の出席	14	29.8%	19	40.4%	32	68.1%	30	63.8%
(3) ハローワーク主催の福祉人材確保対策担当者連絡会議への出席	11	23.4%	12	25.5%	31	66.0%	30	63.8%
(4) 福祉人材センター等各種施策の周知・広報の依頼	46	97.9%	46	97.9%	46	98%	46	98%
(5) ハローワークの各種施策の周知・広報に対する協力	38	80.9%	42	89.4%	40	85.1%	47	100.0%
(6) ハローワークへの労働市場情報の提供	12	25.5%	15	31.9%	19	40.4%	18	38.3%
(7) ハローワークへの求職者情報の提供	5	10.6%	6	12.8%	9	19.1%	9	19.1%
(8) ハローワークへの求人情報の提供	24	51.1%	26	55.3%	37	78.7%	36	76.6%
(9) ハローワークからの労働市場情報の提供	18	38.3%	21	44.7%	28	59.6%	27	57.4%
(10) ハローワークからの求職者情報の提供	5	10.6%	6	12.8%	5	10.6%	5	10.6%
(11) ハローワークからの求人情報の提供	23	48.9%	19	40.4%	37	78.7%	36	76.6%
(12) ハローワーク主催「介護就職デイ」への参加、協力	41	87.2%	35	74.5%	41	87.2%	35	74.5%

	平成25年度					
	センター数	割合(%)	出張箇所数	参考) ハローワーク数	出張割合(%)	
(13) ハローワークへの出張相談	43	91.5%	306	福祉人材コーナー設置所を除く	480	63.8%
				総計	544	56.3%

※ハローワークにおける出張相談は、原則福祉人材コーナーを設置していないハローワークにて実施
福祉人材コーナー設置ハローワークは64カ所(平成26年1月28日現在)

※連携状況の都道府県数には、都道府県労働局と連携している場合も含め集計している

介護福祉士の資格取得方法の見直しの施行延期等について

介護人材の確保が困難な状況を踏まえ、介護福祉士の資格取得にかかる実務者研修の義務付け（実務者ルート）及び国家試験の義務づけ（養成施設ルート）の施行時期を延期するとともに、介護人材の確保のための方策についての検討を行うこととする。

現状と考え方

- 平成19年の制度改革により、資格取得方法の見直しを実施。実務者研修の義務付け（実務者ルート）及び国家試験の義務づけ（養成施設ルート）が平成27年度から施行予定。
- しかし、依然、介護人材の確保が困難な状況が続き、今後の経済状況の好転による他業種への流出懸念が高まる中で、介護業界への入職意欲を削がないようにし、幅広い方面から人材を確保するための方策を講じる必要性が高まっている。

今回の対応

以下の2点について、改正法案に盛り込むこととする。

- 1 介護人材の確保のための方策について、1年間をかけて、検討を行うこと（検討規定）
- 2 資格取得方法の見直しの施行時期を1年間延長すること

廃業した施設・事業所の実務経験について(ご案内)

所属していた施設・事業所が廃業(閉鎖)で、本来施設・事業所が作成する厚生労働省通知に基づく様式「実務経験証明書」の提出が困難な受験申込希望者に対してご案内します。

下記の書類は、受験申込希望者自身が用意・手配することになります。

この取り扱いは、廃業(閉鎖)した施設・事業所の実務経験について確認が必要な方に限定します。

受験の申し込みには、別途、当該年度の「受験の手引」が必要となります。

申告内容に錯誤や虚偽があった場合は、受験資格がなくなりますので注意してください。

<実務経験の確認に必要な提出書類>

実務経験による受験資格は、①施設・事業種類②職種③従業期間④業務従事日数のすべてを確認します。

「①～④のすべての要件が確認できる書類」と別添様式「廃業した施設・事業所の実務経験について(自己申告)」を受験申し込み時に提出してください。

①～④について、確認できる書類の例は、下記の通りです。

すべての要件を確認できない場合は、申し込みを受理することができません。

実務経験の審査は、受験申し込みを希望する年度の「申込受付期間」内に提出されたものに限ります(事前審査はできません)。

①「施設・事業種類」が確認できる書類の例	
ア 閉鎖事項全部証明書、閉鎖登録簿謄本、履歴事項全部証明書(閉鎖手続未済の場合)のうち1点 イ その他、「施設・事業」が確認できる書類	※ 原本を提出してください。 アは、最寄の法務局(支局・出張所)から入手(有料)できます。
②「職種(職名)」が確認できる書類の例	
ア 雇用契約書、雇用通知書 イ 労働契約書、労働条件書 ウ 辞令 エ 給与明細、勤務表(職種が明記されている場合) オ その他、「職種」が確認できる書類	※ 写しを提出してください。 法務局や職業安定所等公共機関にはございません。 ※ 要件が確認できれば、いずれか1点でかまいません。
③「従業期間(雇用期間・在籍期間・登録期間)」が確認できる書類の例	
ア 勤務表、出勤表 イ 給与明細、源泉徴収明細 ウ 雇用保険や年金の記録に関する書類 エ その他、「従業期間」が確認できる書類	※ 写しを提出してください。 ※ 要件が確認できれば、いずれか1点でかまいません。
④「業務従事日数(出勤日数・労働日数)」が確認できる書類の例	
ア 勤務表、出勤表 イ 給与明細 ウ その他、「業務従事日数」が確認できる書類	※ 写しを提出してください。 ※ 要件が確認できれば、いずれか1点でかまいません。

○福利厚生センター関係資料

都道府県地方事務局(業務受託団体)一覧

(平成26年2月現在)

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2階	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県社会福祉振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251
茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6600
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福利協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-311-8738
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5520
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2959
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610
長野県社会福祉協議会	380-0928	長野市大字若里7-1-7	026-226-4126
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館5F	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7	052-232-1359
三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館2F	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る375 ハートピア京都内	075-252-5888
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4633
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11	0744-29-0102
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6331
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内	086-226-2827
広島県社会福祉協議会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ1F	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市南千反畑町3-7	096-324-5462
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

福利厚生センターサービスメニュー一覧(平成26年2月現在)

健康管理

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- ころとからだの電話健康相談
- スポーツクラブ

慶事お祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈

万一の際

- 会員死亡弔慰金
- 配偶者死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 災害見舞金

資質向上

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修

余暇活用

- クラブ・サークル活動助成
- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 国内・海外パッケージツアー
- テーマパーク、提携レジャー施設
- レンタカー
- スクール ● スキー場

情報活用

- ホームページ
- ハンドブック
- 会員情報誌
- ソウエルクラブFAXニュース

地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

生活サポート

- 特別資金ローン、特別提携住宅ローン
- ソウエル団体生命保険・積立保険
- 傷害保険・入院保険・がん保険
- 住宅建築 ● 引越しサービス
- ショッピング ● 葬祭サービス
- カーライフ

ソウエルクラブ “クラブオフ”
《2012年10月スタート》

- 国内外の宿泊施設、レジャー、スポーツ、ショッピング、映画、グルメ、介護サービス等75,000か所以上の施設が優待利用



ソウェルクラブサービスメニュー一覧

(平成26年2月現在)

区分	サービスメニュー	サービス内容
健康支援事業	生活習慣病予防健診費用助成	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診(法定健診は除く)を受診した場合、検査項目に応じて 2, 830円～4, 120円 を助成。(乳・子宮がん検診費用を上乗せして、3, 650円～4, 940円を助成)
	健康生活用品給付	・健康生活に関わる品目の中から希望する1品を全会員に給付
	電話健康相談	・24時間365日、いつでも、どこからでも無料で、専門の医師やカウンセラーに健康に関する電話相談ができる。メンタルヘルス相談は心理専門職が対応し、必要場合は面接カウンセリングが年5回まで無料で受けられる。 また、携帯電話やネットでの相談も実施
	スポーツクラブ	・コナミススポーツ、ルネサンスと提携し法人会員料金で利用できる。カーブス(女性だけの30分フィットネス)は入会金無料。
余暇支援事業	クラブ・サークル活動支援	・スポーツや教養・文化サークル活動への助成(会員1人当たり1, 000円を助成)
	指定保養所 ・KKR宿泊施設 ・休暇村 ・グリーンピア ・ダイワロイヤルホテル 会員制リゾート施設 ・セラヴィリゾート泉郷 ・ラフォーレ倶楽部	・優待料金に加え、ソウェルクラブから 会員1人1泊2, 500円の助成 ・標準宿泊料金の10%割引に加え、 ・標準宿泊料金の5%～10%割引に加え、 ・特別優待料金に加え、
	テーマパーク	・東京ディズニーリゾート、ユニバーサルスタジオジャパン、ハウステンボス、スペースワールドなど会員割引6～8%
	国内・海外旅行(パッケージツアー)	・JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、クラブメッド、名鉄観光など会員割引3～10%
	ホテル・旅館・ペンション	・提携宿泊施設の割引利用。会員割引5～40%または特別料金適用
	レンタカー	・ニッポンレンタカー(最大55%割引)、日産レンタカー(最大47. 2%割引)、タイムズカーレンタル(最大59%割引)、オリックス自動車レンタカー(最大40%割引)、トヨタレンタカー(5%割引)、Jネットレンタカー(最大56%割引)
	ソウェルクラブ“クラブオフ” (H24・10月開始)	・全国の宿泊施設、テーマパーク・日帰り温泉施設・映画館などのレジャー施設、レストランなど飲食施設、店頭やネットでのショッピング、育児や介護サービスなど幅広い分野のサービスが優待料金で利用できる。対象施設は75, 000か所以上。
	共済事業給付金 ・会員の死亡 ・ “ (就業中、通勤時の事故の場合) ・会員の配偶者の死亡 ・入院見舞金 ・災害見舞金(法人) ・ “ (会員)	・ 60万円 ・ 180万円 ・ 10万円 ・ 就業中、通勤時の事故による場合、1日につき1, 000円。手術を行った場合には5万円～20万円加算 ・ 災害救助法適用地域内で一定規模以上の被害を被った場合、1法人20万円 ・ “ 1会員1万円
	任意加入の保険 ・ソウェル積立保険 ・ソウェル団体生命保険 ・ソウェル傷害保険 ・ソウェル入院保険 ・ソウェルがん保険 ・ペット保険	任意に加入できる割安な保険 ・死亡保障、医療保障、年金積立を一つにセットした総合保険 ・死亡保障(高度障害を含む)に限定した保険 ・あらゆるケガを補償 ・病気、ケガによる入院を補償 ・がんに限定した保険 ・保険の対象となる診療費の50%を補償
	永年勤続記念品贈呈	・勤続満5年から30年まで5年刻みで記念品を贈呈(品目の中から1品を選択)
結婚お祝品贈呈	・会員が結婚した場合に贈呈(商品券 10, 000円)	
出産お祝品贈呈	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈(商品券 10, 000円)	
入学お祝品贈呈	・会員の子が小学校または中学校に入学した場合に贈呈(商品券 5, 000円)	
ローン	・住宅ローン(銀行提携)	・融資額 最高 5, 000万円。一般利用者より金利が固定型で0. 1%、変動型で0. 2%割安 平成25年度においても9月まで、引き続き「金利優遇キャンペーン」(みずほ銀行)実施
	・特別資金ローン(みずほ銀行)	・融資額 最高 300万円。教育資金、結婚資金、車購入資金などが、一般利用者より金利が3. 0%程度割安
	スポーツ、カルチャー ショッピングなど	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、カルチャー、スクールなど会員割引。 ・デパート、結婚式場、引越サービス、文具消耗品など会員割引。ソウェルweb書店5～15%割引、ウイズカウネット10%割引
啓発支援事業	海外研修	・海外の福祉事情を学習する海外研修
	メンタルヘルス講習会	・職場におけるメンタルヘルス対策の重要性を認識し、メンタルヘルス問題への対応能力を習得する。
	接遇講習会	・電話対応、接客方法等職場に必要な接遇マナーやクレームの対応を習得する。
	レクリエーションリーダー養成講習会	・職場で活かせるレクリエーションについて、実践的に学習する。
	広報講習会	・広報の役割、広報誌の作成方法について習得する。
	パソコン講習会	・パソコンの主要ソフトの使い方や実践テクニックを習得する。
	自由講習会	・上記講習会以外にディズニーアカデミー・人材育成・障害者総合支援法・防災危機管理を実施。
	資格取得記念品贈呈	・働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した場合に贈呈(品目の中から1品を選択)
地域事業	会員交流事業	・地方事務局が主催する割安な料金で、会員同士の親睦、リフレッシュを図る事業 (観劇・コンサート、国内旅行、テーブルマナー講習会、スポーツ観戦、テーマパークなど)
	地域開発メニュー	・地方事務局が地域で身近に割安な料金で利用できるメニューを開発したもの(レジャー施設、生活関連施設など)
その他の支援事業	広報活動 ・ソウェルクラブハンドブック ・ソウェルクラブFAXニュース ・会員情報誌「ソウェルクラブ」 ・ホームページ ・オリジナルカレンダー ・オリジナル手帳	・全てのサービスの内容や利用方法などを掲載、全会員に配布 ・各事業のタイムリーな情報を掲載、毎月各事業所にFAX送信 ・会員同士の交流・仕事や生活に役立つ記事を掲載、年4回全会員に配布 ・利用促進及び加入促進を目的とした最新情報を随時提供 ・書き込みができる大判カレンダーを各事業所に配布 ・サービスの概要入りの手帳を希望する会員に配布

都道府県別加入状況(平成25年10月1日現在)

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	779	38,901	887	87.8%
青森県	76	3,230	507	15.0%
岩手県	63	3,654	303	20.8%
宮城県	45	3,191	238	18.9%
秋田県	77	4,348	215	35.8%
山形県	103	5,477	227	45.4%
福島県	91	5,011	271	33.6%
茨城県	118	5,436	481	24.5%
栃木県	87	3,064	322	27.0%
群馬県	100	3,678	477	21.0%
埼玉県	141	6,209	734	19.2%
千葉県	73	2,875	594	12.3%
東京都	282	21,378	927	30.4%
神奈川県	49	2,500	736	6.7%
新潟県	46	4,374	415	11.1%
富山県	91	5,504	199	45.7%
石川県	62	2,939	296	20.9%
福井県	48	2,585	213	22.5%
山梨県	32	1,125	232	13.8%
長野県	62	2,569	338	18.3%
岐阜県	94	4,827	283	33.2%
静岡県	113	4,532	432	26.2%
愛知県	95	6,747	597	15.9%
三重県	140	6,298	302	46.4%
滋賀県	60	2,145	244	24.6%
京都府	88	4,110	433	20.3%
大阪府	84	5,939	1,079	7.8%
兵庫県	81	3,104	735	11.0%
奈良県	44	2,082	205	21.5%
和歌山県	51	1,760	204	25.0%
鳥取県	23	1,390	108	21.3%
島根県	17	707	256	6.6%
岡山県	70	5,207	344	20.3%
広島県	128	11,058	429	29.8%
山口県	67	3,897	296	22.6%
徳島県	75	3,019	158	47.5%
香川県	79	4,088	180	43.9%
愛媛県	58	4,107	207	28.0%
高知県	38	1,175	179	21.2%
福岡県	148	6,778	1,084	13.7%
佐賀県	38	1,630	230	16.5%
長崎県	92	4,203	507	18.1%
熊本県	94	3,893	644	14.6%
大分県	71	3,523	324	21.9%
宮崎県	57	2,855	370	15.4%
鹿児島県	51	2,253	574	8.9%
沖縄	108	3,077	391	27.6%
合計	4,489	232,452	19,407	23.1%

(注) 社会福祉法人数、厚生労働省調べ(平成25年3月末現在)による法人数。

非常勤職員を対象とした福利厚生サービスコースのご案内

現在、社会福祉施設で働く職員の約4分の1が非常勤であることや、求人数の約2分の1が非常勤雇用であること等からみますと、福祉の事業運営において、今や非常勤職員は欠かせない存在となっております。

このような状況下、非常勤職員の福利厚生充実の見地から、非常勤職員向けに設計されたサービスコースがあれば加入し易いとのことのご意見等が寄せられました。

福利厚生センターといたしましても、これらの方々に焦点を当てた対応が必要と考え、今般のサービスコースを創設した次第です。

この非常勤職員を対象とした福利厚生サービスが、非常勤職員の方々の福利厚生の向上にお役にたてれば幸いです。

今般、新たに創設したサービスコースは、以下のとおりとなります。

●制度の説明

現行のコースは、会員1人当たり年間10,000円（1か月当たり833円）の掛金をいただき、健康支援、生活支援、余暇支援といった福利厚生サービスを提供しております。

会員の対象は、社会福祉事業を営む法人の役員職員です。原則常勤職員ですが、非常勤職員でも会員とすることができます。（この仕組みに何ら変更はありませんので、こちらをご希望のところは、今までどおりご利用ください）

<対象>

常勤職員以外の非常勤職員のみが加入対象となります。

常勤職員とは、当該事業所が定める就業規則に沿ってフルタイムで勤務する者（いわゆる正職員）です。この者以外を新コースの加入対象とお考えください。

<掛金>

会員1人当たりの掛金は、年間5,000円（1か月当たり416円）となります。

<サービス内容>

福利厚生サービスとしては、当センターが行う健康生活用品の給付や電話健康相談といった健康支援、ローン・保険などの生活支援、会員制リゾート施設利用などの余暇支援に関するサービスが利用できます。

また、都道府県事務局が提供する会員交流事業や地域開発メニューが利用でき、さらには全国各地の多彩なメニューが割安で利用できるソウェルクラブ“クラブオフ”も利用できます。

※詳細はホームページなどでご確認願います。

<サービスの実施時期>

このサービスコースは、平成26年4月1日から実施いたします。

ただし、平成25年11月1日から平成26年3月31日までの間、暫定契約として取り扱っていることを申し添えます。暫定契約期間中は①健康生活用品の給付、②資格取得記念品の贈呈、③会員交流事業の3事業は利用できませんが、その他のサービスは掛金無料で利用できます。

新たな推薦入試制度を創設!!

平成26年度の日本社会事業大学の専門職大学院入試に、新たに「地方公共団体推薦入試」制度を創設します。

地方公共団体から職員を派遣していただくことにより複雑化、多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成します。

特 徴

- ①我が国唯一の福祉の専門職大学院
- ②修業期間は1年(木曜日・金曜日の夜間、土曜日を基本とした2年間のコースもあり)
- ③厚生労働省の現職行政官による特別講義も用意
- ④学納金(入学金、授業料等):1年間合計約113万円(2年間の長期履修の場合は約122万円)
- ⑤取得学位:福祉マネジメント修士(専門職)を取得
- ⑥筆記試験が免除されます

学びの内容

2つのコースをご用意

《福祉ビジネスマネジメントコース》

多面的・重層的な発想ができる福祉サービスマネジャーを養成

《アドバンスソーシャルワークコース》

知識・技術ともに高い専門性を備えた福祉サービスのスーパーバイザーを養成

〈厚生労働省委託大学〉

日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科

<http://www.jcsw.ac.jp/>

時間割 ※(例) 福祉ビジネスマネジメントコース

≪2年(長期)履修≫

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00~10:30)						講義
2 (10:40~12:10)						講義
3 (13:00~14:30)			通常勤務 (実践省察)			コース 別演習 (ゼミ)
4 (14:40~16:10)						
5 (16:20~17:50)						
6 (18:30~20:00)				講義	講義	
7 (20:10~21:40)						

≪1年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1						講義
2						講義
3			通常勤務 (実践省察)			演習 (隔週)
4				演習 (隔週)		
5						
6				講義	講義	
7						

これまでの派遣実績

これまでの入試方式においても熊本県、長崎県、埼玉県、東京都等からの受け入れ実績があります。

学費 (平成25年度)(2年コースの場合)

区分	入学金	授業料	社会福祉実習費	教育充実費	諸会費	合計
1年目	282,000	267,900	60,000	185,000	7,500	802,400
2年目	—	267,900	60,000	90,000	—	417,900
合計	282,000	535,800	120,000	275,000	7,500	1,220,300

(円)

※学納金の負担方法は、自治体等により若干異なりますが、過去の例ではほとんどが派遣元の地方自治体が負担しています。

地方公共団体推薦入試

新設

出願資格	原則として3年以上の実務経験を有する者 (※詳細は入試要項をご参照ください)					
選考方法	① 個別面接審査 (約30分) ② 書類審査 (「地方公共団体の推薦書」「学習計画書」「実践記録」)					
試験時間割	面接審査 (9:00～) ※開始10分前までに入場					
試験日程 (平成26年)	試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間	検定料	
	第1回	3/1(土)	1/20(月)～2/10(月)	3/6(木)正午	3/7(金)～3/13(木)	35,000円
	第2回	3/23(日)	3/3(月)～3/14(金)	3/23(日)17:00	3/24(月)～3/26(水)	

※筆記試験が免除されます。

願書請求・お問合せ先

≪日本社会事業大学 入試広報課≫

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30 / Tel: 042-496-3080 / Web: <http://www.jcsw.ac.jp>

平成26年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び申込書提出先					
1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 [面接授業4日]	①26.6.28(土)～7.1(火) ④26.8.1(金)～8.4(月)	26.4.1(火) 社会福祉研修 主幹部まで					
						②26.7.9(水)～7.12(土) ⑤26.8.5(火)～8.8(金)						
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 [面接授業5日]	①26.9.3(水)～9.7(日) ⑤26.11.13(木)～11.17(月)	26.4.1(火) 社会福祉研修 主幹部まで					
						②26.9.24(水)～9.28(日) ⑥26.11.22(土)～11.26(水)						
3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者	1回	200人	3日	(1) 経営管理コース 26.11.5(水)～11.7(金)	26.9.26(金)					
								1回	200人	3日	(2) 人事管理コース 26.6.25(水)～6.27(金)	26.5.16(金)
								1回	200人	3日	(3) サービス管理コース 26.12.16(火)～12.18(木)	26.11.7(金)
4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市区町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者、又は平成26年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 [面接授業5日]	26.9.29(月)～10.3(金)	26.4.1(火) 社会福祉研修 主幹部まで					
5 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 指導者養成研修課程	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 指導者養成研修課程	各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1回	50人	3日	26.4.19(土)～4.21(月)	26.4.1(火) 中央福祉学院まで					

※都合により変更する場合があります。

平成26年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間等
社会福祉士として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉士業務の任用資格を取得させる。	社会福祉法人等が経営する施設又は団体に現在勤務している者	2回	3,900人	1年 〔面接授業5日〕	別途「開催要綱」にて通知する。
社会福祉施設長の職として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設長の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	700人	1年 〔面接授業5日〕	①26.9.3(水)～9.7(日) ⑤26.11.13(木)～11.17(月) ②26.9.24(水)～9.28(日) ⑥26.11.22(土)～11.26(水) ③26.10.12(日)～10.16(木) ⑦26.12.2(火)～12.6(土) ④26.10.31(金)～11.4(火) ※公立施設長の面接授業と同時実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講
社会福祉施設の機能強化推進に必要な専門的知識及び技術を修得させ、高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等であって社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉士、社会福祉士 介護福祉士、介護福祉士、社会福祉士 作業療法士、作業療法士、保健師、介護師、専門員資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1回	200人	1年 〔面接授業4日×2回〕	①26.6.21(土)～6.24(火) ②27.2.14(土)～2.17(火)
社会福祉士として必要な専門的理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 第4条第一号イのいずれかに該当する者	1回	〔第2回期〕 320人	1年7カ月 〔面接授業第1回4日、 第2回4日、 第3回4日〕 要講習指導者は 要講習指導第1回3日 第2回2日	第26期・第1回 〔A7, K-7〕 26.8.16(土)～8.19(火) 〔B7, K-7〕 26.8.30(土)～9.2(火) ＜要講習指導＞26.8.20(水)～8.22(金) ※ 第2回は平成27年度実施
社会福祉士として必要な専門的理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 第3条第一号イのいずれかに該当する者	1回	〔第1期〕 320人	10カ月 〔面接授業2日×4回〕 〔要講習指導者は要講習指導 第1回3日、第2回2日〕	第1期 仙台委導 ①26.5.10(土)～5.11(日) ③26.9.13(土)～9.14(日) ②26.5.17(土)～5.18(日) ④26.9.20(土)～9.21(日) 東京委導(1) ①26.5.3(土)～5.4(日) ③26.9.27(土)～9.28(日) ②26.5.10(土)～5.11(日) ④26.10.4(土)～10.5(日) 東京委導(2) ①26.6.7(土)～6.8(日) ③26.10.25(土)～10.26(日) ②26.6.14(土)～6.15(日) ④26.11.1(土)～11.2(日) 大阪委導 ①26.5.24(土)～5.25(日) ③26.10.11(土)～10.12(日) ②26.5.31(土)～6.1(日) ④26.10.18(土)～10.19(日) ＜要講習指導＞ 東京委導 ①26.4.25(金)～4.27(日) ②26.11.8(土)～11.9(日)
都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1回	30人	3日	26.7.24(木)～7.26(土)
市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる業務に関する知識及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1回	60人	3日	26.7.2(水)～7.4(金)
都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員等	1回	60人	3日	27.2.2(月)～2.4(水)
社会福祉協議会・社会福祉施設の会計事務担当者等に必要とされる社会福祉法「新会計基準」に関する知識及び介護報酬の請求業務等、会計事務能力の向上を図る。	社会福祉協議会・社会福祉施設の会計事務担当者等	2回	1,000人	6カ月 〔面接授業3日〕	別途「開催要綱」にて通知する。
福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の職員で研修企画・運営に携わる者	1回	60人	3日	26.4.23(水)～4.25(金)
福祉の職場研修を進めるために必要な知識及び技術の修得させる。	福祉の職場研修を進めるために必要な知識及び技術研修企画・運営に携わる者 (1)施設職員コース 者 (2)インストラクター養成コース 「福祉の「職場研修」担当者養成コース」インストラクターとして、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者	2回 1回	各60人 60人	3日 3日	①26.6.3(火)～6.5(木) ②27.2.1(日)～2.3(火) 26.6.3(火)～6.5(木) 施設職員コース(第1回)と同時開催
スーパージョブ研修会	福祉職場の指導的職員に必要とされる一般職員等への指導・助言(スーパービジョン)に関する実践能力の向上を図る。	2回	各120人	3日	①26.8.23(土)～8.25(月) ②27.1.21(水)～1.23(金)

※都合により変更する場合があります。

国立保健医療科学院において実施する研修（平成26年度(案)）

平成26年2月4日 現在

研修名	目的	対象者	受講定員	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修				
a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	適切な指導・監査を実施、普及できよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実現するための知識・技術を修得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・老人福祉施設の許認可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当		都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当		都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・障害者福祉施設の許認可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
福祉事務所長研修	社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、より効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とする。	福祉事務所長	100人	3日間
生活保護自立支援研修担当育成研修	管内における自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、職員の自立支援技術の向上や自立支援プログラムの効果的運営に向けた職場内での研修企画運営の手法を修得することを目的とする。	(1) 都道府県・指定都市において生活保護の自立支援に関する研修・企画を担当する職員 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する研修・企画を担当する職員	30人	3日間
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童虐待の相談援助の基礎的な知識・スキルを前提として、他職種・他機関との連携に関する意義を理解し、必要に応じて児童虐待の相談援助をすすめるために、他職種・他機関との連携に関する意義を理解し、必要知識・技能を修得することを目的とする。	児童相談所の児童福祉司又は児童心理司として3年以上5年以下の実務経験があり、相談援助の基礎的な知識・スキルを有する者	60人	3日間
介護保険指導監督中堅職員研修	適正な介護保険制度の実施にむけた指導監督の意義と課題を理解した上で、実地指導・監査の標準化や業務管理体制の監督業務に資する知識を修得するとともに、根拠にもとづいた適切な指導・監査の具体的な手法を修得することを目的とする。	第1回：各都道府県（出先機関含む）及び第2回：指定都市・中核市において、介護保険指導監督業務に従事している指導的立場の職員	各回80人	3日間
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護支援の充実に向けて必要となる知識・手法を修得することを目的とする。	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関（婦人相談所等）の指導的職員	30人	3日間
ユニットケアに関する研修（施設整備・サービスマネジメント）	ユニット施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）の施設整備およびサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とする。	(1) 都道府県、政令市及び中核市の高齢者福祉部局の施設整備担当者 (2) 都道府県、政令市及び中核市の高齢者福祉部局のサービスマネジメント担当者	100人 (1) 50名 (2) 50名	3日間 ※共通部分とコース別の選択部分あり。
[問い合わせ先]	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-468-6111 http://www.niph.go.jp/			

EPA候補者の介護福祉士国家試験の受験について

1 第26回介護福祉士国家試験の実施について

○ 今年度の介護福祉士国家試験では215名のEPA候補者が受験

(参考1)EPA候補者受験状況

- ・インドネシア人介護福祉士候補者 107名(20年度入国者1名、21年度入国者36名、22年度入国者70名)
- ・フィリピン人介護福祉士候補者 108名(21年度入国者56名、22年度入国者51名、24年度入国者1名)

※ 今年度が受験年度にあたるのは平成22年度入国者であり、平成20・21年度入国者は再受験者

※ このうち、実技試験必要者は17名

(参考2)受験実績:平成23年度95名、平成24年度322名

2 合格発表までのスケジュール

○ 筆記試験 1月26日(日) 32都道府県で実施

○ 実技試験 3月2日(日) 12都道府県で実施

○ 合格発表 3月27日(木)14時(一般受験者と同様、実技試験免除者を含め合否発表)

※ EPA候補者については、同意を得て、合格者の受入施設及びを公表予定

(参考3)今年度の介護福祉士国家試験の受験申込者は162,815人(対前年+12%) ※平成24年度試験 145,149人

3 EPA候補者への配慮

試験時間を一般受験者の1.5倍に延長

(平成24年度から実施)

※ 一般受験者 210分、EPA候補者 315分

全ての漢字にふりがなを付記

(平成24年度から実施)

分かりやすい日本語への改善

(一部は平成22年度から実施)

※ 設問の指示形式を肯定表現に統一、疾病名への英語併記、英語に原語を持つカタカナの英語併記 等

EPA候補者の試験会場を、1試験地につき1会場に集約し、
一般の受験者とは別室で受験

(EPA候補者が初めて受験した
平成23年度から実施)

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の26年度の姿

【平成25年度】

社会福祉施設等耐震化等臨時
特例基金
(平成21年度～)

【対象】

- ① 障害児者や児童の入所施設の
 - ・耐震化整備
 - ・津波対策としての高台移転整備
 - ・スプリングクレーン整備
- ② 被災地の共生型福祉施設整備

基金残
なし

【平成26年度】

〔補助金・交付金で対応〕

※引き続き、基金の補助単価や融資の
優遇措置は継続

社会福祉施設等施設整備費補助金

次世代育成支援対策施設整備費交付金

〔引き続き基金残を活用〕

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金
(～平成26年度着手事業まで)

基金残
あり

南海トラフ地震特別措置法を踏まえた社会福祉施設の移転整備に対する支援措置

社会福祉施設については、移転整備に対する補助制度を継続するとともに、市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる移転整備に対する以下の支援措置を講じる。

①補助基準額の引き上げ ②取壊し費用の補助（現在対象外の場合） ③（独）福祉医療機構の優遇融資

施設種別	区分	国庫負担割合	津波避難対策緊急事業計画に掲げる場合の支援措置					
			①補助基準額（単価）		②取壊し費用		③優遇融資 （無利子、融資率引き上げ、 2重ローン対策）	
			現行	支援措置	現行	支援措置	現行	支援措置
障害児関係施設 保護施設	入所	1 / 2	引き上げ	（継続）	○	○	○	○
	通所	1 / 2	通常と同じ	引き上げ	○	○	×	○
児童関係施設	入所	1 / 2 又は定額	引き上げ	（継続）	○	○	○	○
	通所	1/2、1/3 又は定額	通常と同じ	引き上げ	○	○	×	○
高齢者関係施設	入所	定額	通常と同じ	引き上げ	×	○	○	○
	通所	定額	通常と同じ	引き上げ	×	○	×	○

【平成26年度予算(案)】

社会福祉施設等施設整備費補助金30億円の内数、次世代育成支援対策施設整備交付金35億円の内数、安心こども基金1,301億円の内数、放課後児童クラブ整備費25億円の内数、社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金56億円の内数

(参考)平成25年度補正予算

社会福祉施設等施設整備費補助金148億円の内数、次世代育成支援対策施設整備交付金6億円の内数、安心こども基金169億円の内数、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金206億円の内数、(独)福祉医療機構への政府出資金5億円の内数

※ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金について、事業の実施期限を平成26年度まで延長予定。

○ 第三者評価の受審件数

2013年12月時点

全国社会福祉協議会 政策企画部調

No.	都道府県	平成24年度受審件数					都道府県別 受審実績数 (※)	都道府県別 評価機関数
		高齢分野	障害分野	児童分野	その他			
1	北海道	14	4	5	4	1	102	11
2	青森県	10	0	0	10	0	139	7
3	岩手県	15	6	7	2	0	159	3
4	宮城県	3	0	0	3	0	22	3
5	秋田県	6	0	0	6	0	23	3
6	山形県	0	0	0	0	0	14	6
7	福島県	5	2	1	2	0	34	3
8	茨城県	0	0	0	0	0	14	9
9	栃木県	8	1	0	7	0	58	8
10	群馬県	6	0	0	6	0	68	8
11	埼玉県	27	4	7	16	0	171	23
12	千葉県	34	17	1	16	0	298	20
13	東京都	2,613	1,162	377	1,047	27	15,260	131
14	神奈川県	180	18	24	137	1	1,036	20
15	新潟県	10	6	3	1	0	85	8
16	富山県	2	0	0	2	0	53	3
17	石川県	6	1	1	4	0	163	8
18	福井県	6	3	0	2	1	28	1
19	山梨県	6	1	3	2	0	42	5
20	長野県	24	5	8	8	3	147	6
21	岐阜県	17	1	5	11	0	92	6
22	静岡県	15	5	1	9	0	250	9
23	愛知県	88	0	50	38	0	464	11
24	三重県	9	0	3	6	0	88	5
25	滋賀県	3	0	0	3	0	19	4
26	京都府	216	174	15	27	0	1,446	17
27	大阪府	72	28	5	34	5	423	17
28	兵庫県	32	6	4	21	1	297	13
29	奈良県	1	0	0	1	0	9	4
30	和歌山県	2	0	0	2	0	22	4
31	鳥取県	19	8	6	3	2	150	7
32	島根県	1	0	0	1	0	15	5
33	岡山県	3	0	1	2	0	6	4
34	広島県	15	1	6	8	0	65	4
35	山口県	8	5	0	3	0	165	1
36	徳島県	2	1	0	1	0	17	2
37	香川県	6	2	2	2	0	33	3
38	愛媛県	17	1	2	14	0	67	5
39	高知県	3	0	0	3	0	10	2
40	福岡県	9	1	1	7	0	51	2
41	佐賀県	1	1	0	0	0	11	3
42	長崎県	12	2	6	4	0	55	4
43	熊本県	50	15	9	26	0	193	11
44	大分県	8	5	0	3	0	89	3
45	宮崎県	7	1	2	4	0	14	3
46	鹿児島県	1	0	0	1	0	33	5
47	沖縄県	5	1	1	3	0	19	2
全国合計受審数		3,597	1,488	556	1,512	41	22,019	442

(※) 現通知に基づく平成17年度からの累計受審数

(※) 平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外している。

(※) その他には婦人保護施設、救護施設等が含まれる。

新会計基準への移行が未定な法人の状況（平成25年3月末現在）

◆国所管

	法人数
厚生労働本省	12
地方厚生局	75
小計	87

◆都道府県（一般市含む）所管

	法人数
北海道	162
青森県	116
岩手県	11
宮城県	36
秋田県	37
山形県	62
福島県	31
茨城県	43
栃木県	39
群馬県	53
埼玉県	127
千葉県	80
東京都	96
神奈川県	52
新潟県	25
富山県	40
石川県	44
福井県	46
山梨県	89
長野県	85
岐阜県	49
静岡県	43
愛知県	105
三重県	63
滋賀県	31
京都府	54
大阪府	134
兵庫県	96
奈良県	26
和歌山県	33
鳥取県	22
島根県	83
岡山県	45
広島県	34
山口県	44
徳島県	48
香川県	20
愛媛県	56
高知県	26
福岡県	98
佐賀県	44
長崎県	70
熊本県	97
大分県	48
宮崎県	28
鹿児島県	87
沖縄県	71
小計	2,829

◆指定都市所管

	法人数
札幌市	36
仙台市	19
さいたま市	17
千葉市	16
横浜市	54
川崎市	8
相模原市	17
新潟市	29
静岡市	15
浜松市	6
名古屋市	37
京都市	47
大阪市	59
堺市	20
神戸市	20
岡山市	18
広島市	22
北九州市	29
福岡市	31
熊本市	0
小計	500

◆中核市所管

	法人数
旭川市	11
函館市	7
青森市	43
盛岡市	1
秋田市	10
郡山市	5
いわき市	8
宇都宮市	17
前橋市	13
高崎市	14
川越市	5
船橋市	11
柏市	6
横須賀市	3
富山市	16
金沢市	16
長野市	19
岐阜市	12
豊橋市	16
豊田市	6
岡崎市	11
大津市	14
高槻市	13
東大阪市	17
豊中市	12
姫路市	7
西宮市	17
尼崎市	10
奈良市	14
和歌山市	16
倉敷市	38
福山市	7
下関市	16
高松市	21
松山市	20
高知市	26
久留米市	16
長崎市	32
大分市	16
宮崎市	21
鹿児島市	11
小計	594

合計	4,010
----	-------

※厚生労働省社会・援護局福祉基盤課調べ（平成25年3月末現在）
 ※集計法人数は15,667法人で、対象法人数19,610法人の約8割
 ※平成26年3月時点で既に移行している場合もあり得る。

民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

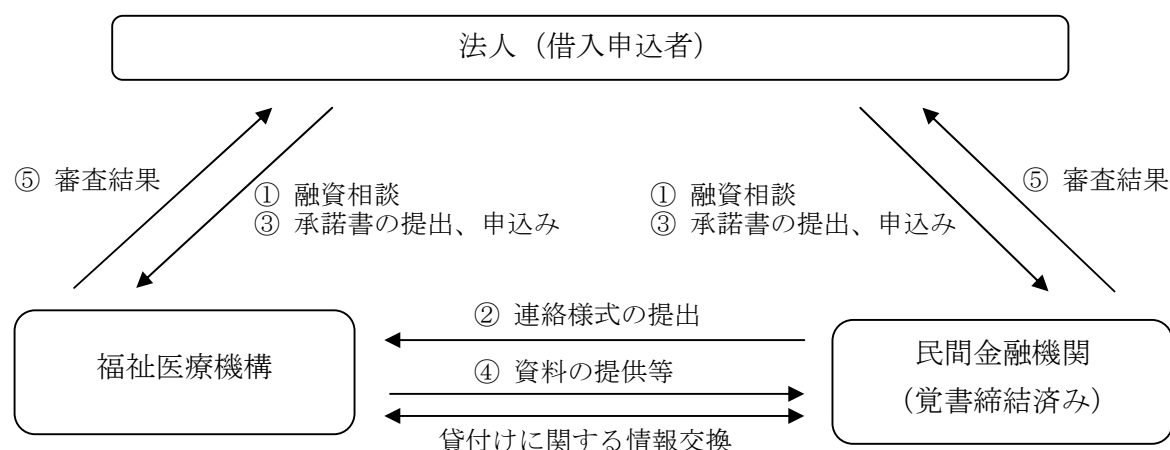
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

協調融資覚書締結金融機関一覧

(平成26年1月30日現在)

都道府県 本店/本部所在地	金融機関名 (順不同)				
	都 銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫
	札幌信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫	帯広信用金庫	北門信用金庫
	江差信用金庫	留萌信用金庫	苫小牧信用金庫	函館信用金庫	北空知信用金庫
青 森	みちのく銀行	青森銀行	青い森信用金庫		
岩 手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合
	花巻信用金庫	一関信用金庫	盛岡信用金庫		
宮 城	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫
秋 田	秋田銀行	北都銀行			
山 形	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫
	米沢信用金庫				
福 島	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫
	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫	会津信用金庫	いわき信用組合
茨 城	常陽銀行	茨城県信用組合	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫
	筑波銀行				
栃 木	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	栃木信用金庫
	大田原信用金庫	烏山信用金庫	鹿沼相互信用金庫		
群 馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのめ信用金庫	高崎信用金庫
	利根郡信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫		
埼 玉	埼玉縣信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	川口信用金庫
千 葉	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	房総信用組合	君津信用組合
	千葉信用金庫	銚子商工信用組合	館山信用金庫		
東 京	東京都民銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行
	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合	三菱UFJ信託銀行	東京スター銀行
	東京東信用金庫	多摩信用金庫	亀有信用金庫	城北信用金庫	さわやか信用金庫
	世田谷信用金庫	巣鴨信用金庫	七島信用組合	足立成和信用金庫	
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合
	川崎信用金庫	平塚信用金庫	三浦藤沢信用金庫	神奈川県医師信用組合	
新 潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合
	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫		
富 山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫
	高岡信用金庫				
石 川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	石川県信用農業協同組合連合会
福 井	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合	
山 梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用農業協同組合連合会	甲府信用金庫	山梨県民信用組合
	都留信用組合				
長 野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
	松本信用金庫	長野県信用組合	諏訪信用金庫		
岐 阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫
	関信用金庫	大垣信用金庫	高山信用金庫		
静 岡	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	静岡信用金庫	掛川信用金庫
	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫	浜松信用金庫	富士宮信用金庫
	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静岡信用金庫
	静岡県医師信用組合	静岡県信用農業協同組合連合会	富士信用金庫		

協調融資覚書締結金融機関一覧

(平成26年1月30日現在)

都道府県 本店/本部所在地	金融機関名 (順不同)				
愛知	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫
	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫	中京銀行	いちい信用金庫
	名古屋銀行	海部東農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫
	瀬戸信用金庫	中日信用金庫			
三重	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫	桑名信用金庫
	北伊勢上野信用金庫				
滋賀	滋賀銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫	甲賀農業協同組合
京都	京都銀行	京都信用金庫	京都北都信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会
大阪	近畿大阪銀行	大阪市信用金庫	池田泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫
	摂津水都信用金庫	関西アーバン銀行	大阪商工信用金庫	大阪東信用金庫	枚方信用金庫
	大正銀行	大阪南農業協同組合			
兵庫	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫
	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合
	但陽信用金庫	淡路信用金庫	日新信用金庫	兵庫信用金庫	
奈良	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	奈良県農業協同組合
和歌山	紀陽銀行	きのくに信用金庫			
鳥取	鳥取銀行	米子信用金庫			
島根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	いずも農業協同組合	島根銀行	
岡山	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫
	おかやま信用金庫	備前信用金庫	備北信用金庫	日生信用金庫	水島信用金庫
広島	広島銀行	しまなみ信用金庫	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫
山口	山口銀行	西京銀行	萩山口信用金庫		
徳島	阿波銀行	徳島銀行	徳島信用金庫		
香川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫	
愛媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫		
高知	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫		
福岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫
	北九州銀行				
佐賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫		
長崎	十八銀行	親和銀行			
熊本	肥後銀行	熊本銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫
大分	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫	豊和銀行	べっぴ日出農業協同組合
宮崎	宮崎銀行	宮崎太陽銀行			
鹿児島	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫
	鹿児島信用金庫	鹿児島県信用農業協同組合連合会	あいら農業協同組合		
沖縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行		
その他	信金中央金庫	商工組合中央金庫			
合計	319機関				